

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月30日

【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）
エス・エイ
（FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.）

【代表者の役職氏名】 取締役 マルク・ワセレット
（Marc Wathelet）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246,
アルバート・ボルシェット通り 2 a
（2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand
Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野 春芽

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディン
グ
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 十枝 美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディン
グ
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム
（Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスA 受益証券 100億アメリカ合衆国ドル（約7,638億円）を
上限とする。
クラスB 受益証券 100億アメリカ合衆国ドル（約7,638億円）を
上限とする。
（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、便宜
上、平成24年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客
電信売買相場の仲値（1米ドル=76.38円）による。以下、別段の表
示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム

(Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income)

(注 1) フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム (以下「サブ・ファンド」という。) は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (以下「ファンド」という。) のサブ・ファンドである。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む 2 つのサブ・ファンドにより構成されている。サブ・ファンドの受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、約款の定めに従い他のサブ・ファンドに転換 (スイッチング) をすることができる。なお、販売取扱会社 (以下に定義される。) により、他のサブ・ファンドへの転換 (スイッチング) を取り扱わないことがある。また、代行協会が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

(注 2) 日本において、サブ・ファンドの名称について「フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ」を省略することができる。また、サブ・ファンドの愛称として、「ドルの実り」を使用する。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。現在、クラス A 受益証券およびクラス B 受益証券の 2 種類である。

(以下、総称して「受益証券」または「ファンド証券」という。)

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.) (以下「管理会社」という。) の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は追加型である。

(3) 【発行 (売出) 価額の総額】

クラス A 受益証券 100 億米ドル (約 7,638 億円) を上限とする。

クラス B 受益証券 100 億米ドル (約 7,638 億円) を上限とする。

(注 1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成 24 年 1 月 31 日現在の株式会社三菱東京 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1 米ドル = 76.38 円) による。以下、別段の表示がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによる。

(注 2) ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は米ドル建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限りサブ・ファンドの基準通貨である米ドルをもって行う。

(注 3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行 (売出) 価格】

申込みが取り扱われる評価日に計算される各クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格

(注) 「評価日」とは、12 月 25 日 (以下「クリスマス」という。) 、 1 月 1 日 (以下「元日」という。) およびニューヨーク証券取引所の休業日を除く月曜日から金曜日までの各日をいう。

(5) 【申込手数料】

クラス A 受益証券

発行価格の 3.4125% (税抜き 3.25%) を上限とする。

クラス B 受益証券

クラス B 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻し時に以下の条件付後払申込手数料 (以下「 C D S C 」または「条件付後払手数料」ということがある。) が課される (C D S C については、後記「第二部 ファンド情

報 第 1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」を参照のこと)。なお、本書の日付現在、C D S C に対して日本の消費税は課せられない。

購入後経過年数 ^()	C D S C
1 年未満	4.0%
1 年以上 2 年未満	4.0%
2 年以上 3 年未満	3.0%
3 年以上 4 年未満	2.0%
4 年以上 5 年未満	1.0%
5 年以上	0%

() 「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する販売取扱会社に対し投資者が受益証券購入の申込みを行った日 (同日を含む。) から販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日 (同日を含む。) までの期間をいう。

(注 1) 投資者は、買戻価額から C D S C を差し引いた金額を買戻時に受領する。C D S C は、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(注 2) C D S C の金額は、最も低い C D S C により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課されない 5 年以上保有するクラス B 受益証券を最初に買い戻し、その次にそれ以降最も長く保有するクラス B 受益証券を次に買い戻すものとみなされる。

(注 3) クラス B 受益証券の純資産価格が、当初購入価格よりも増額した場合、その増額分に C D S C が課されることはない。

(注 4) C D S C は、総販売会社 (下記に定義される。) に対して支払われ、買戻手続を行う日本における販売会社 (下記に定義される。) または販売取扱会社 (下記に定義される。) を通じて清算される。C D S C の金額は、総販売会社に支払われ、総販売会社はその全部または一部を、クラス B 受益証券の販売、販売促進およびマーケティングに関するファンドに対する販売関連業務の提供のための費用ならびに管理会社の販売促進担当者による受益者へのサービス提供のための費用として使用する。

なお、申込手数料に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社である。

(6) 【申込単位】

クラス A 受益証券

100口以上10口単位

クラス B 受益証券

100口以上10口単位

ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。販売取扱会社毎の申込単位に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社である。

(7) 【申込期間】

平成24年3月31日(土曜日)から平成25年3月29日(金曜日)まで

ただし、評価日がかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に限り、申込みの取扱いが行われる。また、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われない。

その他、代行協会が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、関連する評価日の日本時間午後3時までとする。

(注) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

サブ・ファンドの日本における取扱日に関する照会先は、下記「(8) 申込取扱場所」に記載される日本における販売会社または販売取扱会社である。

(8) 【申込取扱場所】

フィデリティ証券株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

(以下「フィデリティ証券」または「日本における販売会社」という。)

フリーダイヤル 0120 - 140 - 460

(受付時間：フィデリティ証券の営業日の午前9時から午後5時)

ホームページ (http://www.fidelity.co.jp/s_japan/)

(9) 【払込期日】

投資者は、申込み注文の成立を販売取扱会社が確認した日(以下「約定日」という。)(通常、発注日の日本における翌営業日)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および適用ある申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする(以下、かかる支払日を「払込期日」という。)。各申込日の発行価額の総額は、日本における販売会社により最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイのファンド口座に原則として払込期日に米ドル貨で払い込まれる。

(10) 【払込取扱場所】

フィデリティ証券

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はない。

(ロ) 引受等の概要

フィデリティ証券は、管理会社およびF I L ・ ディストリビューターズ (FIL Distributors) (以下「総販売会社」という。)との間で、平成18年8月23日付受益証券販売・買戻契約(改訂済)を締結した。

日本における販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社(以下「販売取扱会社」という。なお、日本における販売会社が直接日本の投資者に販売する場合には、日本における販売会社を含むものとする。)を通じて間接に受けたファンド証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注) 販売取扱会社とは、日本における販売会社とファンド証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および/または取次登録金融

機関をいう。

管理会社は、フィデリティ証券をサブ・ファンドに関して日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う会社をいう。

(八) 申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書を提出し、口座約款に基づき口座管理料を支払う。申込金額は、サブ・ファンドの取引通貨である米ドル貨で支払う。販売取扱会社が同意する限り、円またはユーロを販売取扱会社の円建口座またはユーロ建口座に銀行送金することにより支払うことができる。円貨またはユーロ貨と米ドル貨との換算は、別段の定めのない限り、当該申込みのあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場に準拠したもので、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

申込金額は、日本における販売会社により各払込期日に最終的に保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)エス・シー・エイのファンド口座にそれぞれ払い込まれる。

(二) 日本以外の地域における発行

ファンド証券の日本国外での募集は、予定されていない。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態、信託金の限度額および基本的性格

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム (Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income) (以下、「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドであるフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ (以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。本書の日付現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む2つのサブ・ファンドにより構成されている。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国 (以下「ルクセンブルグ」という。)の民法および投資信託に関する2010年12月17日法 (随時改正されうる。) (以下「2010年法」という。)のパート の規定に基づき、管理会社および保管受託銀行の間の契約 (以下「約款」という。)によってアンブレラ・ファンドであるオープン・エンド型の共有持分型投資信託として設定された投資信託である。

ファンドは、その共同所有者 (以下「受益者」という。)の利益のために管理会社により運用される。本書におけるファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行為する管理会社を意味するものとする。ファンドの資産は、一または異なる複数のサブ・ファンドにおいて保有される。管理会社は、各サブ・ファンドに関して別個のクラスの受益証券を発行することができ、単一のサブ・ファンドに関して複数のクラスの受益証券を発行することができる。

受益証券の購入、売却、買付け、買戻しまたは転換の注文は、通常、販売会社のいずれかまたは管理会社に対して本書に記載される日にこれを提出することができる。販売会社および管理会社は、サブ・ファンドの取引通貨である米ドル貨でのみ注文を受諾する。

受益証券の購入または売却に関しては、サブ・ファンドの純資産価格を表す単一の価格が存在する。適用ある場合、購入に際しては申込手数料が課され、転換に際しては転換手数料が課される。該当する場合、クラスB 受益証券の買戻しに際してはC D S C が控除されることがある。

管理会社は、ファンドの受益証券をルクセンブルグ証券取引所またはその他の証券取引所に上場する権利を有している。

管理会社は、随時、ファンドの英文で作成されたルクセンブルグの目論見書を改訂して、他のサブ・ファンドを追加設定することができる。ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく、随時発行することができる。

ファンドの特色

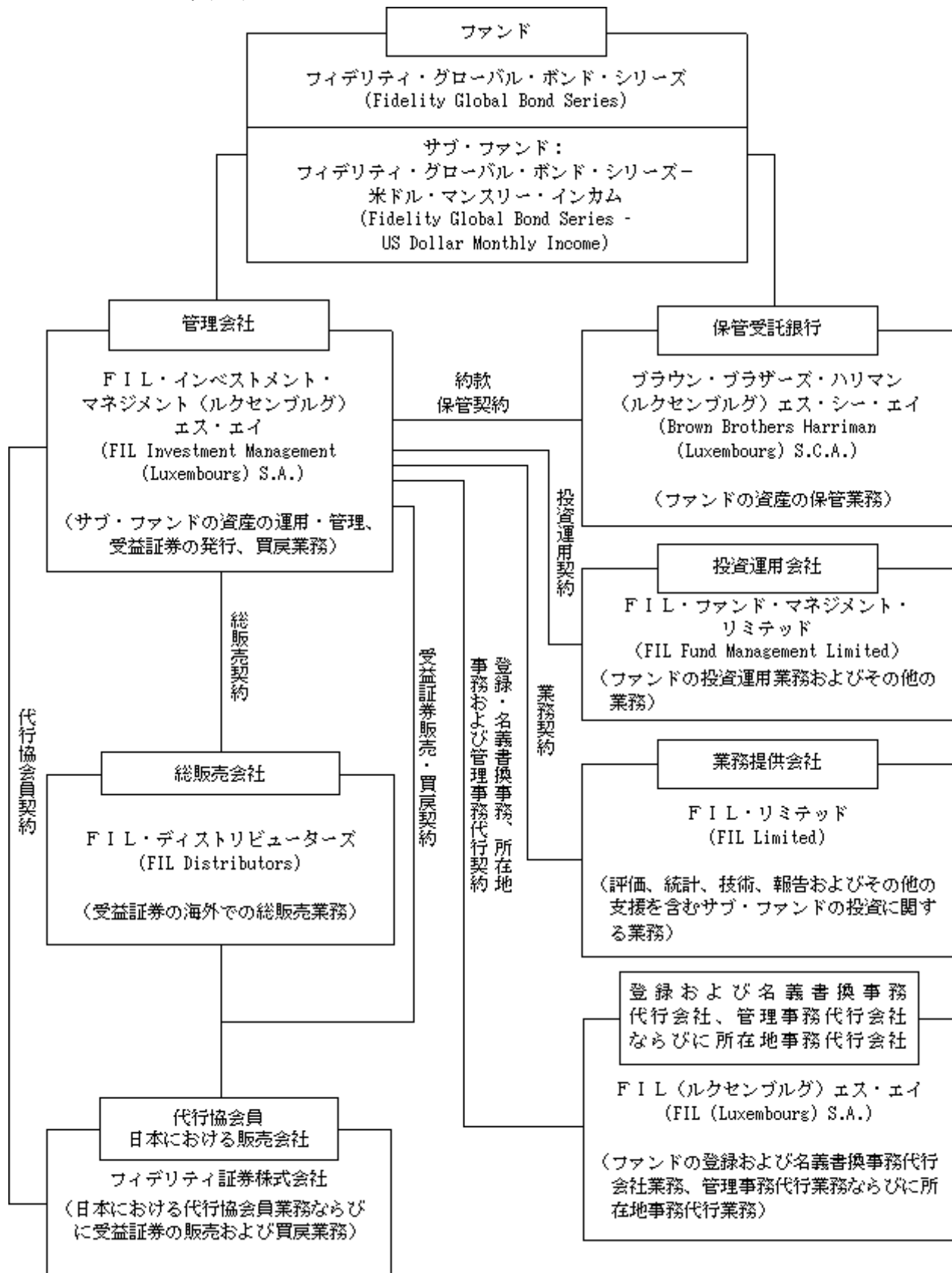
サブ・ファンドは、主として、米国ハイ・イールド債券、米国の政府債券および投資適格債券、エマージング債券ならびに米国以外の先進国の政府債券への投資を通じて、高水準のインカム収益および元本増加を追求する。

（２）【ファンドの沿革】

- 平成14年 8月14日 管理会社の設立
- 平成18年 8月29日 ファンド約款締結
- 平成18年 9月19日 サブ・ファンドの募集開始
- 平成18年10月16日 サブ・ファンドの運用開始日
- 平成20年 9月18日 ファンド修正約款締結（同年10月 2日効力発生）
- 平成21年 3月17日 ファンド修正約款締結（同年 3月31日効力発生）
- 平成23年 4月 6日 ファンド修正約款締結（同年 4月20日効力発生）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成18年8月29日付で保管受託銀行との間で約款(改訂済)を締結。サブ・ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻業務を行う。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.)	保管受託銀行	平成18年8月29日付で管理会社との間で保管契約 ^(注1) を締結。ファンドの資産の保管業務について規定している。
F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッド (FIL Fund Management Limited)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約(平成23年6月27日効力発生) ^(注2) を締結。投資運用業務およびその他の業務について規定している。
F I L ・ リミテッド (FIL Limited)	業務提供会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で業務契約 ^(注3) を締結。評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含むサブ・ファンドの投資に関する業務について規定している。
F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL (Luxembourg) S.A.)	登録および名義書換事務 代行会社 管理事務代行会社 所在地事務代行会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で登録および名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約 ^(注4) を締結。ファンドの登録および名義書換事務代行業務、所在地事務代行業務ならびに管理事務代行業務について規定している。
フィデリティ証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	平成18年8月23日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済) ^(注5) を締結。日本における代行協会員業務について規定している。平成18年8月23日付で管理会社および総販売会社との間で受益証券販売・買戻契約(改訂済) ^(注6) を締結。日本における受益証券の販売・買戻業務、他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行が、有価証券の保管、引渡し等、ファンド資産の保管業務および支払事務を行うことを約する契約である。

(注2) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに対し投資運用業務を提供することを約する契約である。

(注3) 業務契約とは、F I L ・ リミテッドが、サブ・ファンドの投資に関し、評価、統計、報告およびその他の支援を含む業務を提供することを約する契約である。

(注4) 登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された事務代行会社が、登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務を行うことを約する契約である。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報

告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で総販売会社を通じて管理会社から交付を受けるファンド証券を、日本における販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

(イ) 設立準拠法

ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社法(改正済)(以下「1915年商事会社法」という。)に基づき、ルクセンブルグにおいて平成14年8月14日に設立された。

1915年商事会社法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。管理会社は、2010年法第15章のもとで、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託の管理会社としての資格を有している。

(ロ) 会社の目的

管理会社の目的は、2010年法第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。管理会社は、常により、少なくとも一つの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託を管理・運用しなければならない。管理会社は、その目的を達成するために有効であるとみなされる一切の活動に従事するが、2010年法第101条第2項の制限に服し、かつこれが認める許容範囲を遵守しなければならない。

(ハ) 会社の沿革

管理会社は、平成14年8月14日に設立された。管理会社の定款は、平成14年12月17日付、平成15年12月19日付、平成20年4月8日付および平成23年6月22日付(平成23年7月1日効力発生)で変更された。

(ニ) 資本金の額

平成24年1月31日現在の資本金は、50万ユーロ(約5,025万円)で、平成24年1月31日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ(約100,490円)で記名株式500株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成24年1月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=100.49円)による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

(ホ) 大株主の状況

(平成24年1月31日現在)

名称	住所	保有株数	比率
F I L ・ ホールディングス (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL Holdings (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a	500株	100.00%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】**a . 準拠法の名称**

ファンドの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法である。

また、ファンドは、2010年法、勅令、命令、金融監督委員会 (Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「C S S F」という。) の通達等の規則に従っている。

b . 準拠法の内容**民法**

ファンドは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる財産集合体である。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有する。ファンドは、会社として設立されていないので、個々の投資者には投資法人における株主と同様の権利はなく、その権利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法 (すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条) および下記の2010年法に従っている。

2010年法

2010年法により、ルクセンブルグは、U C I T S 通達85 / 611 / E E C を改正 (および2011年7月1日付で廃止) する2009年7月13日付欧州共同体通達 (2009 / 65 / E C) を実施した。この2010年法は、平成22年12月24日にメモリアル・ア・ルクイ・デ・レジスラシオンに公告され、平成23年1月1日から施行された。

2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート - U C I T S

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (U C I T S)」とパート が適用される「その他の投資信託」を区分して取り扱っている。

(5) 【開示制度の概要】**a . ルクセンブルグにおける開示****C S S F に対する開示**

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからルクセンブルグ外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、C S S F への登録およびその承認が要求される。いずれの場合でも、目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をC S S F に提出しなければならない。

さらに、後記「(6) 監督官庁の概要 d . 財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載したように、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査されなければならない。ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル (PricewaterhouseCoopers S. à .r.l) のルクセンブルグ事務所である。さらに、ファンドは、1997年6月13日付通達97 / 136 (C S S F の通達08 / 348により改正済) に基づき、C S S F に対して、月次および年次報告書を提出することを要求されている。

受益者に対する開示

受益者は、監査済の年次報告書および未監査の半期報告書を、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手できる。かかる年次報告書および半期報告書の写しは、請求することにより、管理会社、総販売会社および日本における代行協会員より入手可能である。

各サブ・ファンドまたは管理会社に関して公表されるべきその他のあらゆる財務情報 (受益証券の日々の1口当たり純資産価格およびその価格決定の停止を含む。) については、受益者は、管理会社および保管受託銀行の事務所において無料で入手可能である。

なお、約款の全文 (その変更を含む。) は、ルクセンブルグの商業・法人登記所において、閲覧することができ、またその写しを入手することができる。約款は、管理会社の登記上の事務所において閲覧することもでき、その写しは、請求に応じて郵送される。

あらゆる通知は、登録された受益者宛に郵送され、必要な場合は、ルクセンブルグのいずれかの新聞、メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・アソシアシオン（以下「メモリアル・セ紙」という。）および/または管理会社が随時決定する国における管理会社が随時決定する一般新聞において公告される。

b. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を、日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ財務省関東財務局長に提出する。受益者およびその他希望する者は、かかる書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

毎決算後、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、組入有価証券の明細などを記載したファンドの運用報告書が作成され、日本の知れている受益者に交付される。

(6) 【 監督官庁の概要 】

管理会社およびファンドは、C S S F の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

a . 登録の届出の受理

ルクセンブルグに所在するすべての投資信託 (契約型投資信託の管理会社の登記上の事務所または投資法人の登記上の事務所がルクセンブルグに所在地を有する場合) は、C S S F の監督に服し、C S S F に登録しなければならない。

譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (以下「U C I T S」という。) で、欧州連合加盟国 (所在加盟国) に所在し、かつ通達2009 / 65 / E C (改正済) の要件に適合しているものとして所在国の監督官庁により承認されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるU C I T S は、U C I T S 所在加盟国の監督当局によりC S S F に情報が提供され所定の書類 (通知) が提出され、支払代理人としてルクセンブルグの銀行を任命した場合、ルクセンブルグ国内において、その投資信託証券を販売することができる。U C I T S 所在加盟国の監督当局がC S S F への当該書類を提出した旨をU C I T S に通知した場合、U C I T S は、当該通知の日からルクセンブルグの市場にアクセスできる。

外国法に準拠して設立または設定され、運営されている投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、C S S F への事前登録を要する。

当該投資信託が、設立・設定された国において、投資者の保護を確保するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定された、法人格を有しない、有価証券およびその他の許容される資産についての共有持分型の契約型投資信託である。ファンドは、2010年法のパート 1 に基づき登録されている。ファンドの受益証券につき、E U 加盟国またはその一部において公衆に対する販売活動は行われない。

b . 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令、通達を遵守しない場合、承認された法定監査人を有しない場合、または承認された法定監査人が受益者に対する報告義務もしくはC S S F に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がC S S F により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

c . 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、事前にC S S F に提出されなければならない。C S S F は、書類が適用ある法律、勅令、通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

d . 財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびC S S F に提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。

承認された法定監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人は、C S S F が要求するすべての情報 (投資信託の帳簿、記録を含む。) をC S S F に提出しなければならない。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

サブ・ファンドは、主として、米国ハイ・イールド債券、米国の政府債券および投資適格債券、エマージング債券ならびに米国以外の先進国の政府債券への投資を通じて、高水準のインカム収益および元本増加を追求する。

基本資産配分

サブ・ファンドは、主として、米国ハイ・イールド債券、米国国債 / 政府機関債、エマージング債券、先進国債券 (除く米国) の 4 つの債券セクターに分散投資を行う。4 つの債券セクターへの基本資産配分比率は、以下の図の通りである。

ファンドの基本資産配分



運用にあたっては上記の基本方針でのぞむが、資金動向および市況動向によっては上記のような運用ができない場合がある。なお、円グラフ内の数値は、債券セクター、通貨の基本配分であり、ベンチマークのインデックスに基づくものである。各債券セクターのベンチマークは市場の構造変化等によって見直される場合があり、ファンド全体のベンチマークは各セクターのベンチマークを基本配分の割合で合成した複合ベンチマークとなる。運用にあたってはこの基本配分をベースとするが、必ずしもこの配分と一致するわけではない。資金動向および市況動向に応じて基本資産配分から乖離する可能性がある。また、複合ベンチマークに対して一定の投資成果を上げることが保証するものではない。なお、ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことである。

資産の合同運用

管理会社は、サブ・ファンドの投資方針が許容する限りにおいて、効率的な運用を目的として複数のサブ・ファンドの資産を合同運用することを選択することができる。このような場合、異なるサブ・ファンドの資産が合同で運用される。合同運用される資産は、実際には内部的な運用目的でのみ使用されるにもかかわらず、「プール」と記載されるものとする。プールは個別の主体を構成せず、また、投資者が直接アクセスすることはできない。合同運用されるそれぞれのサブ・ファンドには、特定の資産が配分されるものとする。

複数のサブ・ファンドの資産がプールされる場合、各参加サブ・ファンドに帰属する資産は、まず、かかるプールに対する資産の当初配分を参照して決定され、追加の配分または引出しがあった場合には変更される。

各参加サブ・ファンドが合同運用される資産に対して有する権利は、かかるプールにおけるすべての投資対象に適用される。

合同運用されるサブ・ファンドのために行われた追加投資は、それらのサブ・ファンドの個別の権

利に応じて当該サブ・ファンドに配分され、同様に、売却された資産は、各参加サブ・ファンドに帰属する資産により負担されるものとする。

(2) 【投資対象】

サブ・ファンドは、とりわけ、政府、政府機関、国際機関、上場もしくは非上場会社、特別目的会社もしくは投資ビークルまたは信託が発行することのできる債券または債務商品に投資することができる。利払いは確定利息または変動利息で、変動利息は、実勢市場金利またはその他資産（アセット・バック証券等）のリターンを参照の上で決定される。別途記載されていない限り、アセット・バック証券またはモーゲージ・バック証券にサブ・ファンドの純資産の10%を超えて投資してはならないが、かかる制限は米国政府または米国政府の支援法人により発行または保証される証券への投資には適用されない。債券の償還日は予め指定されているか、発行体の裁量に従う（一部のモーゲージ債券等）。債券には、転換の権利または新株予約権が付与されていることがある（転換社債等）。すべての債券または債務商品が一または複数の格付機関により格付を付与されているものではなく、一部は投資適格格付を下回る可能性がある。デリバティブ商品（先物、オプションまたはスワップ等）は、関連するリスク要因へのエクスポージャーを獲得または低減するために用いられることがある。これらの事項に関する詳細は、後記「3 投資リスク、a . リスク要因」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

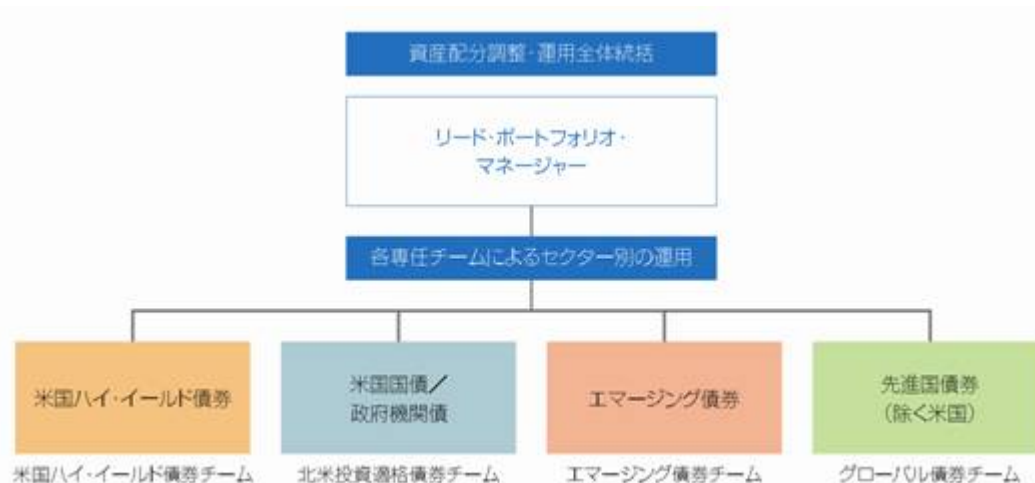
サブ・ファンドの運用プロセス

ポートフォリオの構築

サブ・ファンド全体の運用の統括は、リード・ポートフォリオ・マネージャーが行う。

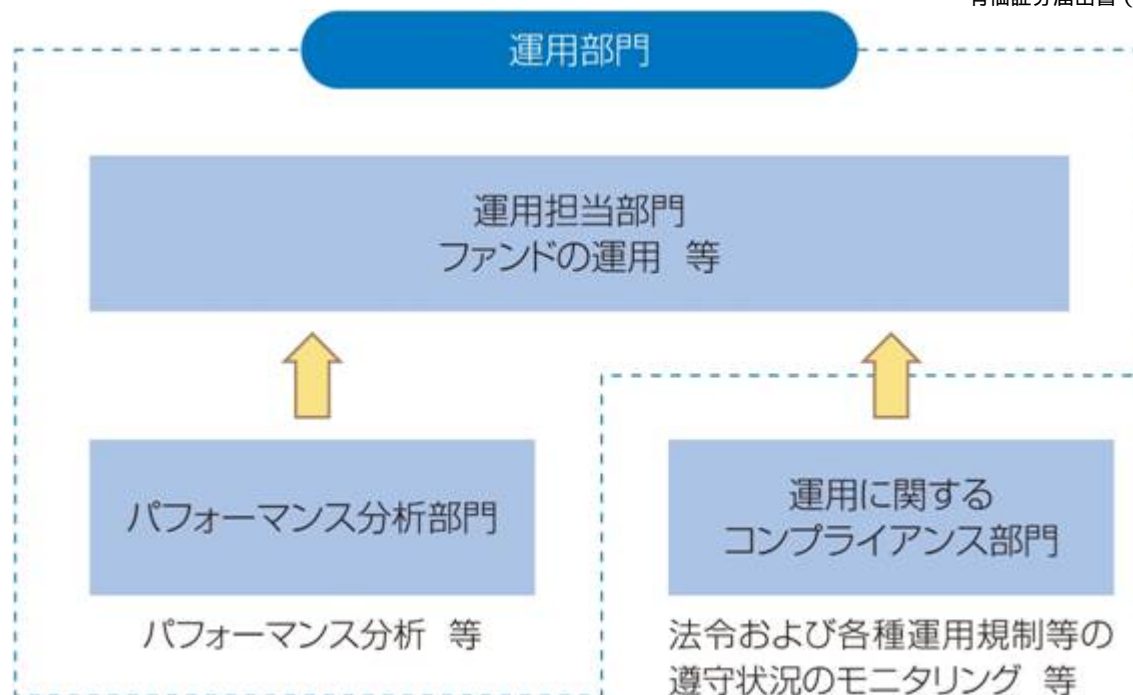
リード・ポートフォリオ・マネージャーは、金利動向やマクロ経済環境などのトップ・ダウンの視点と、企業収益動向などのボトム・アップの視点を組み合わせ、基本資産配分の調整を行う。

4つの債券セクターについては、それぞれの分野で実績を重ねた経験豊富な専任のチームが、社内アナリストによる徹底したリサーチに基づき、運用を担当する。



運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用体制は以下の通りである。



- ・ 運用担当部門では、ファンドの運用等を行う。
- ・ パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行う。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行う。

<ファンドの運用体制に対する管理等>

運用部門では、ポートフォリオ・マネージャーが、約款、目論見書および管理会社取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定する。

ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者がファンドのポートフォリオ・マネージャーとミーティング等を実施し、情報を共有することでポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。

ファンドの運用における投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、モニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックする。

管理会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制等

管理会社は、登録および名義書換事務代行会社兼管理事務代行会社ならびに保管受託銀行によるファンドの業務について、適用ある法令および通達（C S S Fの通達（02/81）を含む。）に基づき、適切な監督を行い、また、年1回のファンドの監査および報告書の作成に関して、承認された法定監査人を支援している。

（注）上記「運用体制」の内容は、今後変更となる場合がある。

（４）【分配方針】

管理会社は、サブ・ファンドの会計年度における純投資収益の実質的にすべてについて分配を推奨する予定である。

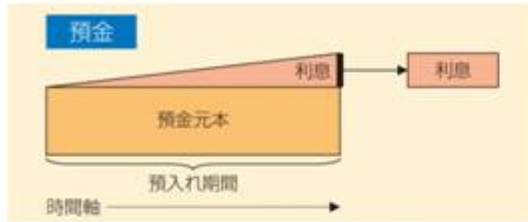
クラスA受益証券およびクラスB受益証券の分配は、分配の支払われるすべての受益証券について、各暦月の第一評価日に宣言される。

上記は、将来の分配金の支払およびその金額について保証するものではない。

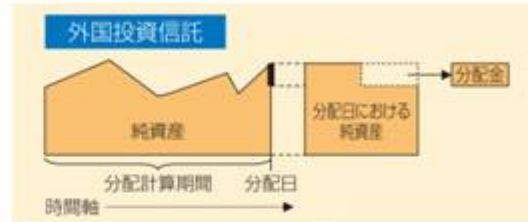
なお、収益分配に関する留意事項については、以下を参照すること。

< 収益分配金に関する留意事項 >

外国投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なる。分配金の支払は純資産から行われるので、分配金支払後の純資産は減少することになり、受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となる。



(注)預金は定率の円建て預金をイメージして記載している。
預金元本は必ずしも全額保証されているものではない。



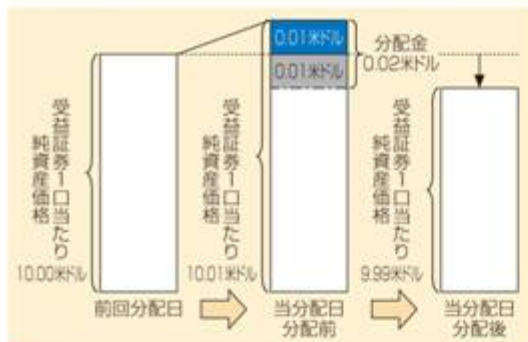
(注)外国投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載している。

分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超過して支払われる場合がある。その場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前回分配日と比べて下落することになる。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではない。分配計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払前の受益証券1口当たり純資産価格の推移および収益率によって判断すべきである。

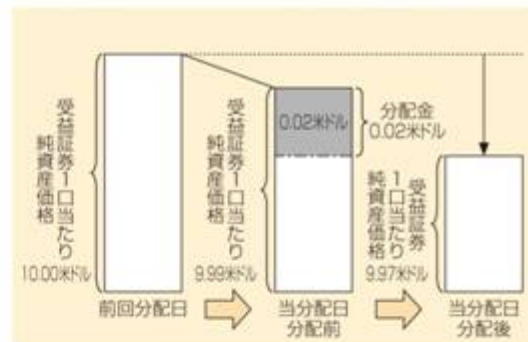
(注)「分配計算期間」とは、前月の分配日から当月の分配日までの期間をいう。

外国投資信託は、当分配計算期間の収益の有無およびその金額にかかわらず、分配方針に基づき分配を行うことができる。

前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が上昇
当分配計算期間の収益がプラスの場合



前回分配日から受益証券1口当たり純資産価格が下落
当分配計算期間の収益がマイナスの場合



■ 当分配計算期間の収益からの分配金 ■ 当分配計算期間の収益以外からの分配金

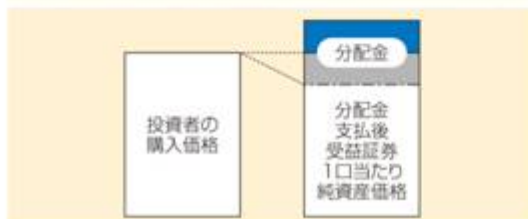
※上記はイメージであり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではないので留意すべきである。

投資者のサブ・ファンドの受益証券の購入価格によっては、分配金は、その支払の一部または全てが、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合がある。

受益証券購入後のサブ・ファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様である。

サブ・ファンドの受益証券の購入価格は個々の投資者によって異なるので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なる。

分配金の一部が実質的に投資元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に投資元本の一部払戻しに相当する場合



※投資者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となる。詳細は、後記「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」を参照のこと。

(5) 【投資制限】

約款に従い、管理会社には、リスク分散の原則に基づき、かつ付属定款およびルクセンブルグ法に従い、随時適用されるファンドおよび各サブ・ファンドの投資に関する企業方針および投資方針ならびに投資制限を決定する広範な権限が付与されている。下記の投資制限に関し以下の定義の適用がある。

金融市場商品とは、通常、流動性のある金融市場で取引され、常に正確に算定できる価額を有する商品を用いる。

O E C Dとは、経済協力開発機構をいう。

規制市場とは、欧州共同体通達2004 / 39 / E C第4.1.14条が意味する範囲における市場、または規制され、定期的に運営され、かつ公認され一般公衆に開かれている市場をいう。疑義を避けるため付言すると、規制市場には米国店頭債券市場が含まれる。

譲渡可能証券とは、以下のものをいう。

- ・ 株式および株式に相当するその他の証券
- ・ 債券およびその他の債務証券
- ・ 買付または交換により当該譲渡可能証券を取得する権利が付されたその他の流通証券

非譲渡可能証券とは、以下のものをいう。

- ・ 上記で定義される譲渡可能証券の定義に合致しないすべての証券

リスク分散の原則に基づき、かつ約款およびルクセンブルグ法に従い、管理会社は、随時適用されるファンドおよびサブ・ファンドに関する企業方針および投資方針ならびに投資制限を決定するものとする。

本書に記載される投資制限に従い、サブ・ファンドは、譲渡可能証券（株式を除くが、第13項に規定されるとおり一定限度での非譲渡可能証券への投資を含む。）、短期金融商品、現金預金および金融デリバティブ商品に投資することができ、また、サブ・ファンドは、当該種類の取引に精通した高格付の金融機関との間で行う証券の空売りによりまたは金融商品の保有を原因としてショート・ポジションを保有することがある。

1 . サブ・ファンドは確定利付商品に投資することができる。

サブ・ファンドの投資方針に従い、サブ・ファンドは「確定利付商品」に投資し、本書において「確定利付商品」には以下のものが含まれる。

- ・ 政府、政府機関または政府が後援する企業が発行または保証する債務および証券（新興市場債務を含む。）
- ・ 国家、地方政府または企業が発行する現地通貨建（非米ドル建）の債務証券（ヘッジされている場合およびされていない場合がある。）
- ・ 転換証券および企業のコマーシャル・ペーパーを含む（投資適格および高利回りの）社債
- ・ 仕組商品（C L O、C D O、C M OおよびS I V等）、T B Aならびにモーゲージ・バック証券およびその他のアセット・バック証券
- ・ 政府および企業が発行するインフレ連動債
- ・ ハイブリッド証券およびインデックス証券を含む仕組債ならびにイベント・リンク債券およびクレジット・リンク債券
- ・ 銀行預金証書、固定定期預金および銀行引受手形
- ・ レポ契約および逆レポ契約
- ・ 国家または地方政府およびそれらの機関、官庁ならびにその他の政府後援企業が発行する債務証券
- ・ 国際機関または超国家的な主体の債務

サブ・ファンドは、確定利付商品および関連する市場指数に基づくデリバティブに投資することができる。

2 . サブ・ファンドは、純資産の49%を上限として現金および現金等価物（通常、定期的に流通し残余期間が12か月を超えない短期金融商品および定期預金が含まれる。）を追加保有することができる。この割合は、管理会社が受益者の最善の利益にかなうと判断する場合、一時的に超過することができる。

できる。

- 3 . サブ ・ ファンドは、転換社債および転換社債型新株予約権付社債 (新株予約権を社債と分離することができないもの) を取得することができるが、対象となる資産を取得する転換権または新株予約権を行使することはできない。
- 4 . サブ ・ ファンドは、単一発行体が発行する証券の50%を上限として、これに投資し、かつこれを保有することができる。
- 5 . サブ ・ ファンドは、その純資産総額の15%を上限として、流動性の乏しい金融商品に投資し、かつこれを保有することができる。
- 6 . サブ ・ ファンドは、受益証券、株式またはいかなる種類の株式関連証券にも投資することができない。株式には、普通株式、優先株式、株式デリバティブおよびワラントが含まれるが、これらに限定されない。
- 7 . サブ ・ ファンドは、その資産の15%を上限としてロシアの証券に投資することができる。
- 8 . サブ ・ ファンドは、単一発行体の同一クラスの証券への投資により、サブ ・ ファンドが当該発行体の当該クラスの証券の15%を超えるエクスポージャーを有することとなる場合、当該投資によりロング ・ エクスポージャーをとることはできない。
- 9 . サブ ・ ファンドは、発行体の同一クラスの証券に対するショート ・ ポジションをとることにより、サブ ・ ファンドが当該発行体の当該クラスの証券の10%を超えるエクスポージャーを有することとなる場合、当該投資によりショート ・ ポジションのエクスポージャーをとることはできない。
- 10 . いずれかの一発行体の証券の価値が、サブ ・ ファンドの純資産総額の15%を超える場合、サブ ・ ファンドは当該発行体の証券への投資によってロング ・ エクスポージャーをとることはできない。
- 11 . いずれかの一発行体の証券の価値が、サブ ・ ファンドの純資産総額の10%を超える場合、サブ ・ ファンドは当該発行体の証券につきショート ・ ポジションによってエクスポージャーをとることはできない。

上記の第8項ないし第11項に基づく制限にかかわらず、サブ ・ ファンドはその資産の100%を上限として、O E C D加盟国もしくはそれらの地方当局または欧州連合、地域もしくは世界的範囲の公的国際機関が発行または保証する証券に投資することができ、また、その資産の35%を上限として、他の独立国またはその地方当局が発行または保証する証券に投資することができる。

- 12 . 欧州連合加盟国に所在を置くか否かを問わず、サブ ・ ファンドは、その純資産の10%を上限として、欧州共同体通達85 / 611 / E E C (修正済) 第1条2項の2段落目または欧州共同体通達2009 / 65 / C E が意味する範囲における譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (以下「U C I T S」という。) および / または他の投資信託 (以下「U C I s」という。) の受益証券に投資することができる。ただし、以下を条件とする。

- ・ かかるU C I T Sおよび / または他のU C I sは、ユニット ・ トラスト等の法人格のない組織であること。
- ・ その他のU C I sは、欧州連合加盟国の法律、またはカナダ、香港、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスもしくはアメリカ合衆国等のC S S Fによって同等であると承認されている法律に基づいて認可されていること。
- ・ その他のU C I sの受益者に対する保護レベルは、U C I T Sの受益者に提供される保護レベルと同等であり、特に、資産分離、借入れ、貸付ならびに譲渡可能証券および金融市場商品のアンカバード ・ セールの規則について、欧州共同体通達85 / 611 / E E C (修正済) または欧州共同体通達2009 / 65 / C E の要件と同等であること。
- ・ その他のU C I sの事業について、報告期間にわたる資産および負債、収益および活動について評価を行うことができるよう、半期報告書および年次報告書において報告されること。
- ・ U C I T Sまたは別のU C I sの設立書類によるとその資産の取得が企図されるU C I T Sまたは別のU C I sの資産総額の10%を超えて、他のU C I T Sまたは他のU C I sの受益証券に投資することはできないこと。
- ・ かかるU C I T Sは、いっさいの受益証券、株式またはいかなる種類の株式関連証券にも投資することができないこと。株式には、普通株式、優先株式、株式デリバティブおよびワラントなど

を含むが、これらに限定されない。

13. サブ・ファンドは、純資産の10%を上限として、非譲渡可能証券に投資することができる。非譲渡可能証券には、ローン・パーティシペーション(ソブリン・ローン・パーティシペーションを含む。)および債権譲渡、定期貸付、銀行貸付、ブリッジ・ローン、ディレイド・ファンディング・ローンおよび融資枠貸付ならびに流通可能でないまたは譲渡制限条項の付されたその他の証券が含まれるが、これらに限定されない。
14. サブ・ファンドは、その純資産の15%を超えて証券取引所で値付けされてない譲渡可能証券または定期的に運営され、公認され、一般公衆に開かれているその他の規制された市場で取引されていない譲渡可能証券に投資することはできない。
15. サブ・ファンドは、純資産の10%を超える金額を借り入れることができない。この場合の借入れには、信用取引による株式購入またはレポ契約の一環として保有する証券のいずれも含まないものとする。デリバティブ契約が、同一の通貨建を有する資金の保有に該当する場合、デリバティブ・ポジションについてカバーが存在する。
16. サブ・ファンドは、その市場エクスポージャーをヘッジする権限を有する。ヘッジは、知られた将来の債務からの保護を企図している。
- 金利変動に対するグローバル・ヘッジとして、サブ・ファンドは金利先物契約を売却することができる。同様の目的をもって、サブ・ファンドはまた、金利に係るコール・オプションを売却もしくはプット・オプションを購入することができ、または、このような種類の取引に精通した一流の金融機関との相互契約に基づき金利スワップを行うことができる。
- 金利先物契約、金利に係るオプション契約および金利スワップの全体的エクスポージャーは、サブ・ファンドによって保有される、ヘッジされる資産および負債のかかる契約に対応する通貨建の評価総計を超えることはできない。
17. サブ・ファンドは、譲渡可能証券についてコール・オプションまたはプット・オプションを売買することができる。ただし、かかるオプションは、当該オプション取引について値付けをし、このような種類の取引に精通した一流の金融機関であり、かつ、当該店頭市場における参加者であるブローカー・ディーラーとの間でオプション取引所または店頭市場において取引されることを条件とする。
- 本項において検討されるコール・オプションおよびプット・オプション購入のために支払うプレミアムの総額は、金融商品に係るコール・オプションおよびプット・オプション購入のために支払うプレミアムの総額と合計し、サブ・ファンドについて、その純資産の15%を超えることはできない。
- プット・オプションが売却される場合、契約の全期間を通じて、オプション行使価格に相当する総額が、関連するサブ・ファンドの流動資産によってカバーされていなくてはならない。
- アンカバード・コール・オプションの売却の場合、未清算のポジションを即時にカバーすることを確保するのに十分な市場の流動性が存在しなければならない。また、サブ・ファンドが売却したかかる全てのアンカバード・コール・オプションの行使価格の総額は、その純資産の25%を超えてはならない。
- 個別の金融デリバティブ商品に対する未決済のオプション取得のために支払うプレミアムは、サブ・ファンドの純資産の5%を超えることはできない。
18. サブ・ファンドはまた、金融デリバティブ商品の取引を行う権限を有する。
- 取引は金融市場における将来の変動の予測に基づいている。この文脈において、サブ・ファンドはヘッジ以外の目的をもって、あらゆる種類の金融商品に対する先物契約およびオプション契約を売買することができる。
- 金融デリバティブ商品が組織された市場で取り扱われる場合またはかかる金融デリバティブ商品に関する契約が当該種類の取引に精通した高格付の金融機関との間で締結される場合に限り、サブ・ファンドはかかる金融デリバティブ商品を締結することができる。
- ヘッジ以外の目的をもって利用されるデリバティブに関して、サブ・ファンドが取引相手方に対して支払いを行うことを義務付けられる金融商品に起因する(未実現利益の相殺後の)累積未実

現損失は、いかなる時点においても、純資産の25%を超えることはできない。また、サブ・ファンドが保有する金融デリバティブ商品に関連して発生する証拠金の預託額は、いかなる時点においても、ファンドの純資産の35%を超えることはできない。

金融デリバティブ商品に係る証拠金所要額または純未実現損失が、純資産の5%を超える場合、サブ・ファンドは、かかる金融デリバティブ商品について、単一契約に基づく未決済のポジションをもつことはできない。

19. サブ・ファンドはまた、効率的なポートフォリオ運用を図るための手段として、金利スワップを利用することができる。ただし、() にかかるスワップは、サブ・ファンドが保有する資産に関連して利用されること、() にかかる取引の名目元本は、当該取引に関連する資産の価額を超えないものとする。こと() スワップ取引の実行は、サブ・ファンドのポートフォリオの流動性を過度に制限しないものであること、ならびに() その取引相手方が、このような種類の取引に精通した高格付の金融機関であることを条件とし、かつ、スワップ取引の結果、サブ・ファンドが単一の取引相手方に対し、純資産の20%を超える信用リスクを有さない場合に限るものとする。

20. サブ・ファンドはレポ取引を行うことができる。レポ取引は、契約上の合意において両当事者により定められた価格および条件で売却した証券を取得者から買戻す権利または義務を売主に留保する条項を伴った証券の売買から構成される。

サブ・ファンドは、レポ取引において買主または売主として行為することができる。ただし、サブ・ファンドのかかる取引への関与に関して、以下の規則に従うものとする。

) サブ・ファンドは、当該取引における取引相手方がこのような種類の取引に精通した一流の金融機関である場合を除き、レポ取引を用いて証券を売買することはできない。

) レポ契約の存続期間中、サブ・ファンドは、当該証券を買戻す権利を取引相手方が行使する前、または買戻し期間が終了する前に、契約の対象となっている証券を売却することはできない。ただし、サブ・ファンドが他のカバーの手段を有する場合を除く。

) サブ・ファンドが、自己の受益証券の買戻し義務を負担している場合、サブ・ファンドはレポ取引に対するエクスポージャーの水準につき、常時その買戻債務の履行が可能であるような水準であることを確保するよう注意しなければならない。

) レポ取引において、サブ・ファンドが証券の売り手となる場合、契約の存続期間中、当該サブ・ファンドは所有権を売却することもしくは第三者に対し担保を設定すること、または売却された証券をその他の方法で重複して換金することはできない。サブ・ファンドは、適切な場合、レポ取引の満期時において、譲受人に対して合意された支払うべき買戻代金を支払うのに十分な資産を保有していなければならない。

21. 現在および将来の資産および負債を為替変動から保護するため、サブ・ファンドは、その目的が、為替先渡契約の売買である取引、通貨に関するコール・オプションまたはプット・オプションの売買である取引、先物為替の売買である取引または相互の合意に基づく通貨交換である取引を行うことができる。ただし、かかる取引は、このような種類の取引に精通し、店頭市場の参加者である一流の金融機関との間で取引所または店頭において行われることを条件とする。

上記に記載された取引の目的は、企図される取引とヘッジされる資産もしくは負債との間における直接的な関係の存在を前提し、原則として所定の通貨(米ドルの価値に対して実質的な関連を有する通貨を含む。)による取引は、かかる資産もしくは負債の評価総計を超えることはできず、また、当該取引は、その存続期間に関して、かかる資産が保有される、もしくはその取得が予想される間の期間、またはかかる負債が生じるもしくはその発生が予想される期間を超えることはできない。

22. ファンドは、貸付を行ったり、第三者の債務を保証することはできないが、保管受託銀行、銀行もしくは保管受託銀行が承認する預金受入機関に預金を預け入れること、または債務証券を保有することができる。本制限の目的において、証券の貸付は融資に相当しない。

23. ファンドは、取締役の同意がある場合を除き、ポートフォリオ投資に関して、任命されたファンドの投資運用者もしくは投資顧問またはそれらのいずれかの関連当事者(関連会社を含むフィデリティの組織に含まれるすべての会社)から、もしくはかかる者に対して、購入、売却、借入れもしくは

は貸出しを行ったり、かかる者との間でその他取引を実行することはできない。

ファンドは、デリバティブ商品に関連する全体のエクスポージャーがファンドの純資産を超えないように確保するものとする。エクスポージャーは、原資産の現在価値、取引相手方リスク、予見可能な市場動向およびポジションの解消のために利用可能な時間を考慮して算定される。

(注)「フィデリティ」とは、F I L ・ リミテッド (FIL Limited) およびその各関連会社をいう。

一般原則

- 1 . ファンドは、その資産の一部を構成する証券に付された引受権を行使する場合、上記の投資制限比率を遵守する必要はない。
- 2 . かかる制限は、サブ・ファンドならびにファンド全体に適用されるものとする。
- 3 . ファンドの支配することのできない投資後に生じた事由または行為により、またはファンドが保有する証券に付された引受権の行使により上記の投資制限比率に対する超過が生じた場合、ファンドは、受益者の最善の利益になるよう、かかる比率の超過が生じている範囲で、証券の売却の際にはかかる証券の処分を優先するものとする。
- 4 . ファンドは、現金および他の流動資産に関してリスク分散方針に従う。
- 5 . ファンドは、() 通常の下で受益証券を買い戻す義務を履行するため、および() ファンドの債務を決済するため、サブ・ファンドの資産の十分な流動性を確保する。

また、以下の制限が管理会社の取締役会において、採択されている。

管理会社が管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドもしくはサブ・ファンドの資産の運用の適正を害する取引は、禁止されている。

3 【投資リスク】

a . リスク要因

サブ・ファンドによる投資が成功する保証はなく、サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証もない。また、サブ・ファンドのポートフォリオは、すべての投資および市場に内在するリスクにさらされている。したがって、受益証券1口当たり純資産価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあり、投資対象から生じる収益は変動するため保証されているものではない。外貨建クラスのあるファンドでは、外貨建では投資元本を割り込んでいない場合でも、為替相場の変動により円建で換算すると投資元本を割り込むことがある。さらに、サブ・ファンドへの投資は、特に以下に記載される要因を含む多数の要因に由来する大きなリスクを伴っている。

債券に投資するサブ・ファンドに関して、裏付け投資対象の価額は、金利および発行者の信用度により決定される。確定利付証券に投資したサブ・ファンドの純資産価格は金利および為替レートの変動に応じて変化する。一部のサブ・ファンドが保有する証券の一部に対する価格下落のリスクおよびキャピタル・ロスの発生が不可避である場合、かかるサブ・ファンドは高利回り証券に投資することがある。中低格付証券およびそれらに相当する信用力を有する無格付証券は、利回りや市場価値において、高格付証券よりもより大きく変動する場合がある。

複数の国に投資を行うファンドは、一国あたりのリスクに対するエクスポージャーはより低い、一方でより多くの国のリスクにさらされることになる。いずれかのサブ・ファンドの裏付け投資対象の大部分が、特定のサブ・ファンドの裏付け投資対象の通貨とは異なることがある。これは、裏付け投資対象における為替動向が、サブ・ファンドの受益証券の価格に重大な影響を与えようことを意味する。

新興市場の証券に一部またはすべての投資を行うサブ・ファンドに関して、投資者は、かかるサブ・ファンドは、先進国市場に投資するサブ・ファンドと比べて値動きが激しい可能性があることを理解すべきである。その結果、かかるサブ・ファンドは、より成熟した市場に投資を行う投資信託と比べて、より大きな価格の変動または買戻停止のリスクにさらされる。このような価格の変動性は、政治的および経済的要因に由来し、法律、取引における流動性、決済、証券の譲渡および通貨といった要因によって拡大する可能性がある。新興市場国の中には経済が比較的発展している国もあるが、世界の商品価格の影響を受けやすい場合がある。その他の新興市場国は、特に他の国の経済状況に対して脆弱である。これらのリスクの理解および管理には注意が払われるものの、これらの市場への投資に付随するリスクを最終的に負担するのは、個々のサブ・ファンドおよびサブ・ファンドの受益者である。いくつかのサブ・ファンドは、本書の「投資制限」の項において記載されるように、その純資産の一部をロシアに投資する場合がある。これらのサブ・ファンドは、欧州共同体通達2004/39/EC第4.1.14条が意味する範囲における市場として定義される規制市場または規制され、定期的に運営され、公認され一般公衆に開かれているその他いずれかの市場に投資することができる。疑義を避けるために付言すると、これには米国店頭債券市場、ロシア取引システム証券取引所 (RTS Stock Exchange) およびモスクワ銀行間通貨取引所 (M I C E X) が含まれる。サブ・ファンドはまた規制されていない市場に投資することもできる。現行のルクセンブルグ規制に基づき、サブ・ファンドは、その純資産の10%未満を規制された市場で取引されていない未上場証券に対して投資できるものと解されている。ロシア証券の投資対象のいくつかは、かかる制限内に含まれるとみなされることがある。ロシアへの投資には、これに連動した特有のリスクが存在する。投資者は、ロシア市場が、証券の決済および保管に関する特有のリスクや、登録機関が効果的な政府またはその他の監督に常に従うわけではない場合の資産の登録に関する特有のリスクを呈していることに留意すべきである。ロシア証券は、保管会社またはロシアの現地代理機関に物理的に保管されない。したがって、保管会社およびロシアの現地代理機関が、国際的に認められた基準に従い、物理的な保護預かり機能および保管機能を果たしているとみなすことはできない。保管会社の義務は、その過失および故意の不履行ならびにロシアの現地代理機関の過失および故意の不正行為にのみ及び、登録機関の清算、破産、過失および故意の不履行による損失には及ばない。かかる損失が生じた場合、ファンドは証券の発行体および/または任命された登録機関に対して、ファンドが有する権利を追及しなければならない。

リスクに関する警告

市場リスク

市場リスクとは、株価、債券価格、通貨価格もしくはその他の市場価格もしくはは指数の不利な値動き、またはかかる値動きのボラティリティの変化の結果生じうる、金融商品のポートフォリオの価値の変動のリスクとして説明できる。典型的な取引またはポジションは、多種多様な市場リスクにさらされることがある。市場リスクの種別には、金利リスク、外国為替相場リスクおよび株式リスクがある。金利リスクは、イールド・カーブの水準、勾配および曲率の変動、金利デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動、モーゲージの期限前償還率の変動ならびに信用スプレッドの変動から生じうる。外国為替相場リスクは、直物価格および通貨デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動から生じうる。株式リスクは、個々の株式の価格および指数の変動、株式デリバティブのインプライド・ボラティリティの変動ならびに配当リスクから生じうる。

流動性リスク

流動性リスクは、流動性を欠く保有投資対象から損失が生ずるリスクである。これは、ポジションを適時に合理的な価格で清算できないことから生じうる。流動性リスクには、顧客の買戻請求に応じるための十分な資産を投資運用会社が換金できない場合の借入れコストも含まれる。

取引相手方リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンドに対する金銭的な債務を履行しない場合（元利を期限に返済しないことにより不履行となる可能性がある場合）の損失のリスクである。

運営リスク

運営リスクは、「不適切または機能しない内部のプロセス、人員およびシステムまたは外部の事象から生ずる損失のリスク」と定義される。運営リスクには、規制および法律上のリスクが含まれるが、ビジネスおよび戦略に関わるリスクは含まれない。運営リスクは、ファンドの活動の多くの側面に内在し、多数の異質なリスクから構成される。リスクの特定、評価、管理および報告のために一貫性のある枠組みが用いられる。

政治リスク

政府の政治的未熟または政治システムの不安定性は、短期間内に一国の経済および政治に重大な変化が生ずるリスクを高める。結果として、対価を伴わない資産の没収、資産の処分権の制限、国家の介入または国家による監視統制体制の導入による資産価値の急激な下落がありうる。

経済リスク

エマージング市場の経済は、その他の先進国に比べてより大幅に変動する金利およびインフレ率の変動の影響を受けやすい。サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資先の政治リスクおよび経済リスクにさらされる。多数の国に投資するサブ・ファンドは、一つの国のリスクから受ける影響は少なくなるが、多数の国のリスクにさらされる。

空売り

サブ・ファンドは、その全体的な運用実績を高めるために、市場技法である空売りをを用いることがある。空売りとは、サブ・ファンドが借り入れた証券に関して、証券の市場価格が下落する、またはサブ・ファンドがロング・ポジションをとっている他の証券より価格上昇の幅が少ないであろうという予測のもと、保有しない証券を借り入れて売却する取引である。サブ・ファンドが、保有していない証券を空売りする場合、サブ・ファンドは証券会社から当該空売りする証券を借り入れなければならない、また空売りの終了後、借り入れた証券を当該証券会社に返却しなくてはならない。サブ・ファンドは、特定の証券を借り入れるのに手数料の支払を要求されることがあり、かつ多くの場合、当該借り入れた証券に関して受領した支払金を支払う義務を負う。

空売りした時点とサブ・ファンドが借り入れた証券を返却する時点の間に空売りした証券の価格が上昇する場合、サブ・ファンドは損失を被る。反対に、価格が下落する場合、サブ・ファンドは短期キャピタル・ゲインを実現する。また、上記の取引費用により、利益は減少し、損失は増大する。サブ・ファンドの利益は、サブ・ファンドが空売りした証券の価格に限定されるが、その潜在的な損失は理論上無制限である。

確定利付証券

確定利付証券とは、通常、借入元本に利息を付して確定期間後に投資者（または貸主）に返済する発行者の債務を表章する。一般的な確定利付証券は、借入額（元本）の全額を返済すべき確定日（満期日と称される。）および証券の存続期間に渡り定期的に利子（利息）を支払う日を明記している。

確定利付証券には様々な種類があり、利息の計算方法、支払の額および頻度、担保の種類（もしあれば）、特別な性質（転換権等）の存在の点において異なっている。確定利付証券の価格は変動し、とりわけ、金利リスク、信用リスク、早期償還リスクおよびスプレッド・リスクを含む（ただし、これらに限られない。）複数の主要なリスクの影響を受ける。

金利リスクは、確定利付証券の購入後の市場金利の一般的な変動により生じる。通常、確定利付証券の価格は金利の変化とは反対の方向に変化する。金利低下局面では、通常、多くの発行済み確定利付証券の価額は上昇し、金利上昇局面では、通常、多くの発行済み確定利付証券の価額は下落する。より長い最終満期を有する確定利付証券は、多くの場合、より短い満期の確定利付証券に比べて利率が高くなるが、金利の変化やその他の要因に対してより敏感に価格が変動する。従来から満期までの残存期間は、金利の変化に対する確定利付証券の感応度の指標として用いられている。ただし、この指標は最終元本支払までの期間のみを考慮し、満期までの元本または利息の支払方法または額については考慮しない。デュレーションは、利回り、利息、元利金支払、最終満期およびコール（期限前弁済）の性質の検討の組合わせである。デュレーションは、一般的な金利の僅かな平行移動に対する確定利付証券の価格の発生しうる変化の割合を測定する。また、これは証券の残存キャッシュ・フローの加重平均存続期間の予測値でもある。ほとんどの場合、確定利付証券のデュレーションは、満期までの期間より短くなる。

不履行リスクともいわれる信用リスクは、発行者が予定された元利金支払義務を履行することができなくなる可能性を表す。他の確定利付証券についても生じ得るが、最も一般的には社債に係る。信用等级付および定量的モデルにより確定利付証券の信用リスクの程度の測定が図られ、実勢イールド・スプレッドが当該リスクに十分見合うかどうかについて判断する手がかりを提供している。他の要素が等しければ、信用リスクの高い確定利付証券は、信用リスクの低い確定利付証券より低い価格で（高い利率で）市場で取引される。

コール・リスクともいわれる早期償還リスクは、所定の最終満期日より前に発行者が確定利付証券のすべてまたは大部分を早期償還することができるために生じる。早期償還は、通常、金利の低下により借主がその債務を借り換える機会を利用することから生じる。このリスクは、コール条項の付いた社債または他の債券でも発生するが、多くの場合、モーゲージ証券に係る。これは、投資対象となっているモーゲージ・ローンの借り換えが可能であるためである。早期償還が発生すると、ポートフォリオはより利回りの低い確定利付証券への再投資が強いられる場合がある。定量的モデルは早期償還リスクの程度の測定に有用であり、実勢イールド・スプレッドが当該リスクに十分見合うかどうかについて判断する手がかりを提供している。

スプレッド・リスクは、スプレッドの拡大によりポートフォリオの資産価値が下落する可能性をいう。確定利付証券は、一般に、より大きな信用リスクに対しより高い利率が与えられる。証券の利回りとベンチマークの利回りの差異（または「スプレッド」）は、信用リスクに対して支払われる追加利息の評価である。証券のスプレッドが拡大（または増加）すると、証券の価格（または価値）は下落する。スプレッドの拡大は、とりわけ市場安定性に対する市場の懸念、供給過剰、他の市場における一般的な信用懸念、証券もしくは市場に固有の信用懸念またはリスク許容度の一般的な減少を原因として生じることがある。

経済的、政治的およびその他の出来事に関連するリスクは、金利、信用リスク、早期償還リスクまたはスプレッド・リスクの一般的な水準の変化を通じて市場にもたらされるが、これらの出来事はまた広く確

定利付市場の価格に影響を及ぼす場合がある。

デリバティブ商品の利用

投資運用会社などの経験豊富な投資顧問がデリバティブ商品を適切に利用すれば利益を得ることができるが、デリバティブ商品には、従来型の投資対象に付随するリスクとは異なる、場合によってはより大きなリスクが伴う。デリバティブ商品の使用によって一種のレバレッジが生じるため、サブ・ファンドは、レバレッジをかけなかった場合に比べて変動性が大きくなる場合がある。これはレバレッジによってファンドの組入証券の価値が増減する影響が拡大される傾向があるためである。

以下は、サブ・ファンドに投資する前に投資者が理解しておくべきデリバティブ商品の使用に関する重要なリスク要因と問題点の一般的な記載である。

- ・市場リスク - これは、特定の投資対象の価格が変動することによりサブ・ファンドの利益が害される可能性があるという、すべての投資対象に当てはまる一般的なリスクである。
- ・運用リスク - デリバティブ商品は株式や債券の場合とは異なる投資技法およびリスク分析を要する極めて専門的な商品である。デリバティブ商品を使用するには、必ずしも可能性のあるすべての市況におけるデリバティブ商品のパフォーマンスを観察することはないものの、原資産だけでなくデリバティブ商品自体の理解が必要である。特に、デリバティブ商品の利用およびその複雑性によって、実行取引を監視する十分な管理の整備、デリバティブ商品がサブ・ファンドに対し追加的にもたらすリスクの評価能力および価格、金利または為替レートの動向を正確に予測する能力が必要とされる。
- ・信用リスク - これは、デリバティブ商品の他方当事者（通常「取引相手方」という。）がデリバティブ商品の契約条件の遵守を怠る結果としてサブ・ファンドが損失を被るリスクである。取引所で取引される各デリバティブ商品の発行体または取引相手方である決済機関が履行を保証するため、取引所で取引されるデリバティブ商品に対する信用リスクは、個別に交渉されるデリバティブ商品に比して、概ね小さい。上記の保証は取引相手方の信用リスク全体を軽減するために決済機関が運営する日払い制度（すなわち証拠金制度）に裏付けられている。個別交渉によるデリバティブ商品については、決済機関による同様の保証はない。したがって、投資運用会社は潜在的な信用リスクを判断する際、個別に交渉されるデリバティブ商品の各取引相手方の信用度を考慮する。
- ・流動性リスク - 特定のデリバティブ商品の売買が難しい場合に流動性リスクが発生する。デリバティブ商品の取引規模が特に大きい場合または当該市場が（多くの個別交渉されるデリバティブ商品がそうであるように）流動性に欠ける場合、有利な価格でデリバティブ商品の取引を開始し、またはポジションを処分できないおそれもある。
- ・その他リスク - デリバティブ商品の使用に伴うその他リスクには、デリバティブ商品について誤った値付または不適切な評価がなされるリスク、ならびにデリバティブ商品が裏付け資産、レートおよび指数と完全には相関できないというリスクを含む。多くのデリバティブ商品、特に個別交渉によるデリバティブ商品は複雑であり、しばしば主観的に評価される。不適切な評価は取引相手方に対する現金の支払額を増やし、またはサブ・ファンドの損失額が拡大するおそれがある。またデリバティブ商品は、いつでもその価値が連動するように設計された資産、レートまたは指数と完全に相関するものではなく、相当程度相関しないこともある。その結果として、サブ・ファンドによるデリバティブ商品の使用が常に投資目的を推進する有効な手段であるとは限らず、場合によっては逆効果を招くこともある。

非譲渡可能証券、公開市場で取引されていない証券、私募証券および譲渡制限証券

サブ・ファンドは、私募証券および譲渡制限証券を含む証券取引所に上場されていないまたは店頭市場で取引されていない証券に投資することができる。これらの非上場証券は、より高い業務上および財務上のリスクを有している場合があり、結果として重大な損失を被る可能性がある。これらの証券について公開取引市場がないため、公開市場で取引されている証券に比べて流動性が乏しい場合がある。また、非譲渡可能証券には第三者または発行者の同意がなければ他の者への譲渡が制限されているものがある。これらの証券は個別交渉により転売することが可能であるが、当該売却により実現した価格は、サ

ブ・ファンドが当初支払った金額または当該証券の公正価値と考えられる金額を下回る場合がある。さらに、公開市場で取引されていない証券の発行会社には、その証券が公開市場で取引されていたならば適用があったであろう開示義務その他の投資者保護規制の適用がない場合がある。

流動性に乏しい証券

原則として、サブ・ファンドは、その純資産の15%を上限として、容易に利用できる流通市場がない証券または一般公衆への売却が制限されている証券などの流動性に乏しい証券に投資することができる。

b. リスクに対する管理体制

リスク管理の手段として、サブ・ファンドの運用を行っている拠点の運用部門の担当責任者が、サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーとミーティングを実施し、さまざまなリスク要因について協議している。サブ・ファンドの運用を行うポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しているが、このミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされる。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっている。

また、法令または投資制限等のサブ・ファンドの遵守状況については、運用部門からは独立している、運用拠点のコンプライアンス部門がチェックを行っている。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

（イ）海外における申込手数料

クラスA受益証券

発行価格の5.25%を上限とする申込手数料が課せられる。

クラスB受益証券

購入時に、申込手数料は課せられない。しかし、クラスB受益証券には、C D S Cが課せられる。

クラスB受益証券には、純資産価額の年率0.50%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、当初の購入から一定期間内に受益者により売却されたクラスB受益証券の手取金に対して課せられ、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に対する一定の料率として計算される。

クラスB受益証券を売却する旨の指示は、最も発行期間が長い受益証券について発せられたものとみなされる。分配の再投資から生じたクラスB受益証券の買戻しの際にはC D S Cは課せられない。

C D S Cは、クラスB受益証券の販売促進に関するファンドへの販売関連サービスの提供費用を支払うため総販売会社により全部または一部が使用される。クラスB受益証券の発行または販売時に、販売会社（総販売会社を含む。）は、自己資金または申込手数料（もしあれば）から、ブローカーその他の専門代行会社を通して受領した申込みに関するコミッションを支払い、またディスカウントを行うことができる。C D S Cは、クラスB受益証券を購入した受益者のため関連する販売会社（総販売会社を含む。）により放棄または減額されることがある。

（ロ）日本国内における申込手数料

クラスA受益証券

発行価格の3.4125%（税抜き3.25%）を上限とする申込手数料が課せられる。

なお、申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

クラスB受益証券

クラスB受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時にC D S Cが徴収され、総販売会社に対して支払われる。

クラスB受益証券には、純資産価格の年率0.50%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、当初の購入から一定の期間内に受益者により売却されたクラスB受益証券の手取金に対して課せられ、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に対し、下記の料率を適用して決定される。なお、本書の日付現在、C D S Cに対して日本の消費税は課せられない。

購入後経過年数 ^()	C D S C
1年未満	4.0%
1年以上2年未満	4.0%
2年以上3年未満	3.0%
3年以上4年未満	2.0%
4年以上5年未満	1.0%
5年以上	0%

（ ）「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する販売取扱会社に対し投資者が受益証券購入の申込みを行った日（同日を含む。）から販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日（同日を含む。）までの期間をいう。

クラスB受益証券を売却する旨の指示は、最も発行期間が長い受益証券について発せられたものとみなされる。分配の再投資から生じたクラスB受益証券の買戻しの際にはC D S Cは課せられない。

C D S C は、クラス B 受益証券の販売促進に関するファンドへの販売関連サービスの提供費用を支払うため総販売会社により全部または一部が使用される。クラス B 受益証券の発行または販売時に、販売会社 (総販売会社を含む。) は、自己資金または申込手数料 (もしあれば) から、ブローカーその他の専門代行会社を通して受領した申込みに関するコミッションを支払い、またディスカウントを行うことができる。C D S C は、クラス B 受益証券を購入した受益者のため販売会社 (総販売会社を含む。) により放棄または減額されることがある。

クラス B 受益証券は、購入後 7 年経過後に当該クラス B 受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、同一サブ・ファンドのクラス A 受益証券に転換される。かかる際には、転換に係わる手数料は適用されない。転換は、強制的には行われない。受益証券を転換する旨の書面による指示は、販売会社または管理会社宛に提出されなければならない。また、代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

転換は当該受益証券の 1 口当たり純資産価格で行われるため、転換後の口数は変わる。

なお、申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

(2) 【買戻し手数料】

(イ) 海外における買戻し手数料

クラス B 受益証券に適用ある C D S C を除いて、海外における買戻し手数料は徴収されない。

(ロ) 日本国内における買戻し手数料

クラス B 受益証券に適用ある C D S C を除いて、日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

(3) 【管理報酬等】

投資運用報酬

管理会社は、サブ・ファンドに関し、投資運用会社に対し、各評価日に米ドル建で発生し、毎月通常米ドルで支払われ、純資産に基づき計算される年率 1.00% の報酬 (以下「投資運用報酬」という。) をファンドの資産から支払う。

投資運用会社は、その裁量により、随時、サブ・ファンドに関する自らの報酬の一部または全部を放棄することができる。

投資運用会社は、投資運用会社がファンドのために履行する業務に関して投資運用会社ならびに投資運用会社の関係会社および助言者に生じたすべての費用を負担する。委託売買手数料、取引手数料およびファンドのその他の運営費用は、ファンドが支払う。

平成 23 年 9 月 30 日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、3,904,496 米ドルであった。

保管受託銀行の報酬

ファンドは、保管受託銀行に対し、主に各月の最終営業日におけるファンドの純資産総額を基準にして計算される月次保管報酬を支払う。保管受託銀行およびファンドは、ルクセンブルグにおいて適用される市場料率を参照して、随時、この報酬の水準を決定する。保管受託銀行に生じ、またはファンドの資産の保管を委託された他の銀行および金融機関に生じた合理的な費用は、保管受託銀行の報酬と別個に加算される。保管受託銀行の報酬には、通常、保管報酬ならびに他の銀行および金融機関の一定の取引手数料が含まれる。保管受託銀行または資産の保管を委託された他の銀行および金融機関に生じた取引手数料ならびに合理的な支出および立替費用は、ファンドが負担する。一会計年度において保管受託銀行に対して支払われた金額は、ファンドの年次報告書に記載される。

平成 23 年 9 月 30 日に終了した会計年度中の保管受託銀行の報酬は、170,011 米ドルであった。

代行協会員報酬

管理会社は、サブ・ファンドに関し、毎月、サブ・ファンドの受益証券の日々の純資産価額の平均額の年率 0.02% に相当する代行協会員への報酬を支払う。

平成 23 年 9 月 30 日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は、78,083 米ドルであった。

販売報酬

クラス B 受益証券には、純資産価額の年率0.50%の年間販売報酬が課せられる。当該報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。

平成23年9月30日に終了した会計年度中の販売報酬は、1,435,044米ドルであった。

登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社の報酬

ファンドは、登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社に対し、随時当事者間で合意された商業的料率での報酬および合理的な立替費用を支払う。

平成23年9月30日に終了した会計年度中に、登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社の報酬は支払われなかった。

業務提供会社関連費用

平成18年8月23日付契約（業務契約）により、管理会社は、評価、統計、技術報告およびその他の支援を含めたファンドの投資に関する業務提供のため、F I L ・ リミテッドを任命した。契約書は、いずれか一方の当事者による90日前の事前の通知により解約することができる。管理会社は、F I L ・ リミテッドに対し、ファンドの資産から、各当事者間で随時合意する報酬・費用を支払う。

平成23年9月30日に終了した会計年度中の業務提供会社関連費用は、780,905米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドが負担するコスト、料金および費用には、以下のものが含まれる。

- () ファンドの資産および所得に関して支払われるべき一切の税金
- () ファンドのポートフォリオ証券に関わる取引に関して支払われるべき通常の銀行手数料および委託売買手数料（委託売買手数料は取得価額に加算され、売却対価から控除される。）
- () 保険、郵便および電話の費用
- () 投資運用会社、保管受託銀行、登録事務代行会社、名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、所在地事務代行会社および支払代行会社ならびに受益証券の販売が認可されるその他の法域における代表者ならびにファンドのために使用されるその他すべての代理人の報酬（かかる報酬は、ファンドの純資産を基準とするものもしくは取引の個数を基準とするものまたは固定額の場合がある。）
- () 設立費用
- () ファンドに関する目論見書、年次報告書および半期報告書ならびに政府・当局の適用法規の下で望ましくまたは義務づけられているその他の報告書および文書につき、その必要な言語での作成、印刷および公表ならびに配布の費用
- () 目論見書およびファンドに関するその他のすべての文書（ファンドおよび受益証券の募集に関する法域のすべての当局（現地の証券業協会を含む。）への届出書および販売文書を含む。）の作成および提出の費用
- () 各法域においてファンドおよび受益証券の販売の認可を得るための費用および証券取引所における上場の費用
- () 会計および帳簿管理の費用
- () 各サブ・ファンドの受益証券の純資産価格を計算する費用
- (x) 受益者への公告およびその他の通信文の作成、印刷、公表および配布の費用
- (x) 弁護士費用および監査費用
- (x) 登録料
- (x) その他のすべての類似の手数料および費用

規則的または経常的な性質を有する管理費用その他の費用は、これを毎年またはその他の期間毎に見積ベースで事前に計算することができ、かかる期間にわたり均等に計上することができる。

特定のサブ・ファンドに帰属させることができるコスト、手数料および費用は、当該サブ・ファンドにより負担される。その他の場合、コスト、料金および費用は、管理会社が適切とみなす基準に基づき

すべてのサブ・ファンド (またはすべての該当するサブ・ファンド) の純資産価額に比例して米ドルで配分される。

一定のポートフォリオ取引に関して選択されたブローカーに支払われた委託手数料の一部は、当該ブローカーに対する委託手数料を発生させたサブ・ファンドに払い戻される場合があり、費用を相殺するために充当されることがある。

平成23年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、369,703米ドルであった。

上記の報酬は、永続的または一時的に放棄または投資運用会社により負担されうる。

上記の手数料等が、ファンドおよびサブ・ファンドにより支払われ、したがって、投資者が間接的に負担することとなるが、運用状況等により変動したり、料率等が開示されていなかったりするため、事前に料率、上限額等を示すことができない。また、上記の手数料等の合計額については、投資者がサブ・ファンドの受益証券を保有する期間等に応じて異なるので、表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。) については、源泉分離課税となり、20% (所得税15%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する (平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率となる。)。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。) については、20% (所得税15%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される (平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱いられ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等 (租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。) に係る配当課税の対象とされ、10% (所得税7%、住民税3%) の税率による源泉徴収が行われる (平成25年1月1日以後は10.147% (所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが (申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失 (繰越損失を含む。) との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金 (表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。) に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる (平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益 (譲渡価額から取得価額等を控除した金額 (邦貨換算額) をいう。以下同じ。) に対して、源泉徴収選択口座において、10% (所得税7%、住民税3%) の税率による源泉徴収が行われる (平成25年1月1日以後は10.147% (所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315% (所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益 (上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。) および上場株式等の配当所得 (受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。) との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 [ないし](#) に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ルクセンブルグ

ファンドに対する課税

ファンドは、その課税上の地位に関してルクセンブルグの法律に従う。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法規の下で、クラスA受益証券およびクラスB受益証券は、日々発生し、四半期毎に納税する。ファンドの純資産に対する年率0.05%の申込税を課せられる。ただし、ファンドは、その資産のうちルクセンブルグで設立された投資信託に投資された資産部分については、この税金を課せられない。

管理会社は、ファンドが日本の所得税法第2条第15項 (改正済) にて定義される「公社債投資信託」として適格となるよう、ファンドを運用することを目指す。

受益者に対する課税

現行法の下で、受益者 (ルクセンブルグに居住地、登記された事務所または恒久的施設を有する者または会社を除く。) は、所得またはキャピタル・ゲインに対するルクセンブルグのいかなる税金の課税も受けず、源泉徴収税または相続税の課税も受けない。

ファンドの受益証券の購入、申込み、取得、保有、転換、売却、買戻しまたは処分が各受益者に及ぼす影響は、当該受益者が服する法域の関係法に依存する。投資者および投資予定者は、このことに関して、および関係する為替管理その他の法規に関して、専門家の助言を求めるべきである。ファンドおよび受益者に関係する税法および税慣行ならびに税率は、変更される可能性がある。

5 【運用状況】

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(平成24年1月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率(%)
債券	米国	252,807,911.55	62.73
	カナダ	14,815,952.67	3.68
	ドイツ	14,345,402.53	3.56
	英国	12,945,923.66	3.21
	ルクセンブルグ	9,379,785.62	2.33
	イタリア	9,341,729.49	2.32
	フランス	7,471,796.14	1.85
	ベネズエラ	7,300,316.96	1.81
	メキシコ	6,115,444.51	1.52
	オランダ	3,937,049.40	0.98
	インドネシア	3,833,038.08	0.95
	トルコ	3,770,052.79	0.94
	ブラジル	3,520,815.57	0.87
	フィリピン	3,159,041.58	0.78
	ケイマン諸島	2,895,330.03	0.72
	ロシア	2,844,109.58	0.71
	アイルランド	2,780,207.17	0.69
	バミューダ	2,743,925.00	0.68
	オーストラリア	2,098,809.75	0.52
	日本	1,961,279.23	0.49
	エルサルバドル	1,699,002.87	0.42
	アルゼンチン	1,609,192.96	0.40
	コロンビア	1,543,007.25	0.38
	ウクライナ	1,350,422.84	0.34
	カザフスタン	962,819.60	0.24
	ハンガリー	868,772.37	0.22
	ベトナム	852,557.68	0.21
	ベラルーシ	809,527.53	0.20
	ペルー	769,106.10	0.19
	リトアニア	713,417.68	0.18
スリランカ	679,547.81	0.17	
ウルグアイ	658,195.38	0.16	

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率(%)
債券	クロアチア	639,405.58	0.16
	セルビア	636,760.14	0.16
	パナマ	602,739.52	0.15
	スウェーデン	557,099.68	0.14
	韓国	551,555.66	0.14
	南アフリカ	490,819.57	0.12
	コンゴ	417,987.19	0.10
	イラク	391,465.67	0.10
	マーシャル諸島	339,738.50	0.08
	グルジア	311,144.73	0.08
	パキスタン	302,896.06	0.08
	パラグアイ	290,540.93	0.07
	フィンランド	266,691.00	0.07
	モンゴル	260,803.00	0.06
	イスラエル	198,306.95	0.05
	ラトビア	186,367.05	0.05
	オーストリア	184,000.00	0.05
	ガーナ	178,939.09	0.04
	ドミニカ共和国	167,706.20	0.04
	スペイン	166,050.00	0.04
チリ	158,125.24	0.04	
インド	130,319.45	0.03	
債券合計		388,012,952.62	96.28
現金およびその他の資産（負債控除後）		14,987,170.42	3.72
合計（純資産総額）		403,000,123.04 (30,781百万円)	100.00

（注）「投資比率」とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成24年1月31日現在)

順位	銘柄	国名	種類	償還日	利率 (%)	額面	米ドル		投資 比率 (%)
							取得価額	時価	
1	US Treasury 0.375% 30/06/2013	米国	政府債券	平成25年6月30日	0.38	9,528,000米ドル	9,524,387.54	9,553,867.09	2.37
2	US Treasury 0.625% 15/07/2014	米国	政府債券	平成26年7月15日	0.63	9,429,000米ドル	9,428,909.56	9,514,450.41	2.36
3	US Treasury 4.375% 15/05/2041	米国	政府債券	平成53年5月15日	4.38	5,562,000米ドル	5,674,557.65	7,171,938.31	1.78
4	Germany 1.25% 14/10/2016	ドイツ	政府債券	平成28年10月14日	1.25	4,850,000ユーロ	6,411,669.60	6,496,320.58	1.61
5	Ustn 1.25% 31/01/2019	米国	政府債券	平成31年1月31日	1.25	6,416,000米ドル	6,303,816.62	6,419,508.78	1.59
6	Canada 2.00% 01/06/2016	カナダ	政府債券	平成28年6月1日	2.00	5,200,000カナダ・ドル	5,314,268.82	5,346,433.99	1.33
7	US Treasury 0.125% 31/08/2013	米国	政府債券	平成25年8月31日	0.13	4,700,000米ドル	4,694,308.59	4,694,859.38	1.16
8	Germany 3.25% 04/07/2021	ドイツ	政府債券	平成33年7月4日	3.25	2,930,000ユーロ	4,302,874.05	4,334,446.65	1.08
9	CIT Group 7.00% 02/05/2017 144A	米国	社債 (金融)	平成29年5月2日	7.00	4,215,000米ドル	4,077,300.00	4,230,806.25	1.05
10	Ustn 1.75% 31/10/2018	米国	政府債券	平成30年10月31日	1.75	3,898,000米ドル	3,973,102.07	4,043,870.49	1.00
11	UK Treasury 4.25% 07/12/2040	英国	政府債券	平成52年12月7日	4.25	1,900,000英ポンド	3,163,434.99	3,704,817.75	0.92
12	US Treasury 5.25% 15/02/2029	米国	政府債券	平成41年2月15日	5.25	2,577,000米ドル	3,127,418.70	3,555,857.34	0.88
13	US Treasury 3.125% 31/10/2016	米国	政府債券	平成28年10月31日	3.13	3,049,000米ドル	3,052,802.02	3,401,183.34	0.84
14	US Treasury 0.50% 31/05/2013	米国	政府債券	平成25年5月31日	0.50	3,013,000米ドル	3,010,071.96	3,026,064.19	0.75
15	Freddie Mac 1.00% 27/08/2014	米国	社債 (金融)	平成26年8月27日	1.00	2,655,000米ドル	2,651,495.40	2,697,586.20	0.67
16	Hca Holdings 7.75% 15/05/2021	米国	社債 (ヘルスケア)	平成33年5月15日	7.75	2,550,000米ドル	2,610,618.75	2,677,500.00	0.66
17	France 3.25% 25/10/2021	フランス	政府債券	平成33年10月25日	3.25	1,970,000ユーロ	2,580,924.16	2,612,093.02	0.65
18	Fnma 0.75% 19/12/2014	米国	社債 (金融)	平成26年12月19日	0.75	2,549,000米ドル	2,549,111.26	2,574,069.42	0.64
19	US Treasury 1.125% 15/06/2013	米国	政府債券	平成25年6月15日	1.13	2,500,000米ドル	2,530,770.09	2,532,226.58	0.63
20	Ustn .25% 15/01/2015	米国	政府債券	平成27年1月15日	0.25	2,518,000米ドル	2,508,773.90	2,514,557.44	0.62
21	US Treasury 1.00% 30/09/2016	米国	政府債券	平成28年9月30日	1.00	2,398,000米ドル	2,398,230.32	2,438,700.44	0.61
22	Nextel Communications 6.875% 31/10/2013	米国	社債 (電気通信 サービス)	平成25年10月31日	6.88	2,335,000米ドル	2,237,381.25	2,337,918.75	0.58
23	Canada 3.25% 01/06/2021	カナダ	政府債券	平成33年6月1日	3.25	2,100,000カナダ・ドル	2,206,743.11	2,330,973.88	0.58
24	FhImc 0.75% 25/11/2014	米国	社債 (金融)	平成26年11月25日	0.75	2,260,000米ドル	2,259,231.60	2,282,667.80	0.57

順位	銘柄	国名	種類	償還日	利率 (%)	額面	米ドル		投資 比率 (%)
							取得価額	時価	
25	Sprint Capital 6.90% 01/05/2019	米国	社債 (電気通信 サービス)	平成31年5月1日	6.90	2,635,000米ドル	2,173,275.00	2,259,117.25	0.56
26	US Treasury 0.50% 15/08/2014	米国	政府債券	平成26年8月15日	0.50	2,217,000米ドル	2,227,392.19	2,230,336.65	0.55
27	US Treasury 3.125% 15/05/2021	米国	政府債券	平成33年5月15日	3.13	1,963,000米ドル	1,977,452.49	2,206,227.97	0.55
28	Ally Financial (Guaranted) 8.00% 01/11/2031	米国	社債 (金融)	平成43年11月1日	8.00	2,081,000米ドル	1,987,070.25	2,192,395.93	0.54
29	US Treasury 6.25% 15/08/2023	米国	政府債券	平成35年8月15日	6.25	1,470,000米ドル	1,719,076.55	2,114,962.50	0.52
30	Japan Organization for Municipalities 2.00% 09/05/2016	日本	社債 (金融)	平成28年5月9日	2.00	140,000,000円	1,938,154.18	1,961,279.23	0.49

【投資不動産物件】

該当事項なし(平成24年1月31日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(平成24年1月31日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および平成23年2月1日から平成24年1月31日までの各月末の純資産の推移は以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (平成19年9月30日)	133,121,141.97	10,167,792,824	A . 10.17 B . 10.16	777 776
第2会計年度末 (平成20年9月30日)	153,332,827.97	11,711,561,400	A . 9.60 B . 9.60	733 733
第3会計年度末 (平成21年9月30日)	207,548,717.93	15,852,571,075	A . 10.40 B . 10.40	794 794
第4会計年度末 (平成22年9月30日)	307,554,576.10	23,491,018,523	A . 11.06 B . 11.05	845 844
第5会計年度末 (平成23年9月30日)	413,157,757.55	31,556,989,522	A . 10.93 B . 10.92	835 834
平成23年2月末日	391,880,732.28	29,931,850,332	A . 11.04 B . 11.03	843 842
3月末日	403,804,421.32	30,842,581,700	A . 11.05 B . 11.05	844 844
4月末日	411,986,259.05	31,467,510,466	A . 11.22 B . 11.21	857 856
5月末日	414,942,298.94	31,693,292,793	A . 11.23 B . 11.23	858 858
6月末日	417,706,273.64	31,904,405,181	A . 11.14 B . 11.13	851 850
7月末日	429,795,384.49	32,827,771,467	A . 11.27 B . 11.26	861 860
8月末日	425,631,569.69	32,509,739,293	A . 11.20 B . 11.19	855 855
9月末日	413,157,757.55	31,556,989,522	A . 10.93 B . 10.92	835 834
10月末日	417,148,485.61	31,861,801,331	A . 11.21 B . 11.20	856 855
11月末日	404,191,538.37	30,872,149,701	A . 11.00 B . 10.99	840 839
12月末日	405,085,772.29	30,940,451,288	A . 11.13 B . 11.13	850 850
平成24年1月末日	403,000,123.04	30,781,149,398	A . 11.30 B . 11.30	863 863

(注) 「1口当たり純資産価格」中、A . B . は各々クラスA受益証券、クラスB受益証券を指す。

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

(平成18年10月16日から平成24年1月31日まで)



(注) 「累積投資額」とは、サブ・ファンドの設定時に受益証券1口を買い付け、その後の分配金を全額再投資したと仮定した場合の受益証券1口当たりの価格である。ただし、申込手数料および分配金にかかる税金は考慮していない。

【分配の推移】

	1口当たり分配金額				分配落ち日
	クラスA 受益証券		クラスB 受益証券		
	米ドル	円	米ドル	円	
第1会計年度 (決算期：平成19年9月30日)	0.3785	28.91	0.3325	25.40	-
第2会計年度 (決算期：平成20年9月30日)	0.4382	33.47	0.3869	29.55	-
第3会計年度 (決算期：平成21年9月30日)	0.4127	31.52	0.3713	28.36	-
第4会計年度 (決算期：平成22年9月30日)	0.4473	34.16	0.3950	30.17	-
第5会計年度 (決算期：平成23年9月30日)	0.3806	29.07	0.3252	24.84	-
平成23年2月	0.0297	2.27	0.0250	1.91	平成23年2月1日
3月	0.0305	2.33	0.0263	2.01	平成23年3月1日
4月	0.0338	2.58	0.0291	2.22	平成23年4月1日
5月	0.0308	2.35	0.0264	2.02	平成23年5月2日
6月	0.0326	2.49	0.0279	2.13	平成23年6月1日
7月	0.0320	2.44	0.0274	2.09	平成23年7月1日
8月	0.0311	2.38	0.0263	2.01	平成23年8月1日
9月	0.0318	2.43	0.0270	2.06	平成23年9月1日
10月	0.0331	2.53	0.0285	2.18	平成23年10月3日
11月	0.0327	2.50	0.0280	2.14	平成23年11月1日
12月	0.0333	2.54	0.0287	2.19	平成23年12月1日
平成24年1月	0.0333	2.54	0.0286	2.18	平成24年1月2日
直近1年間累計 平成23年2月1日～ 平成24年1月31日	0.3847	29.38	0.3292	25.14	-
設定来累計 平成18年10月16日～ 平成24年1月31日	2.1897	167.25	1.9247	147.01	-

(注1) 本書の中で、会計年度は、10月1日に始まり、翌年の9月30日に終了する1年をいう。ただし、サブ・ファンドは平成18年10月16日に設定されたため、サブ・ファンドの初回の会計年度は、平成18年10月16日から平成19年9月30日までをいう。

(注2) 「直近1年間累計」とは、平成23年2月1日から平成24年1月31日までの期間における分配金の累計額である。「設定来累計」とは、運用開始日である平成18年10月16日から平成24年1月31日までの期間における分配金の累計額である。

【収益率の推移】

	収益率(%) (注)
--	------------

	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
第1会計年度	5.49	4.93
第2会計年度	- 1.30	- 1.70
第3会計年度	12.63	12.20
第4会計年度	10.65	10.05
第5会計年度	2.27	1.77

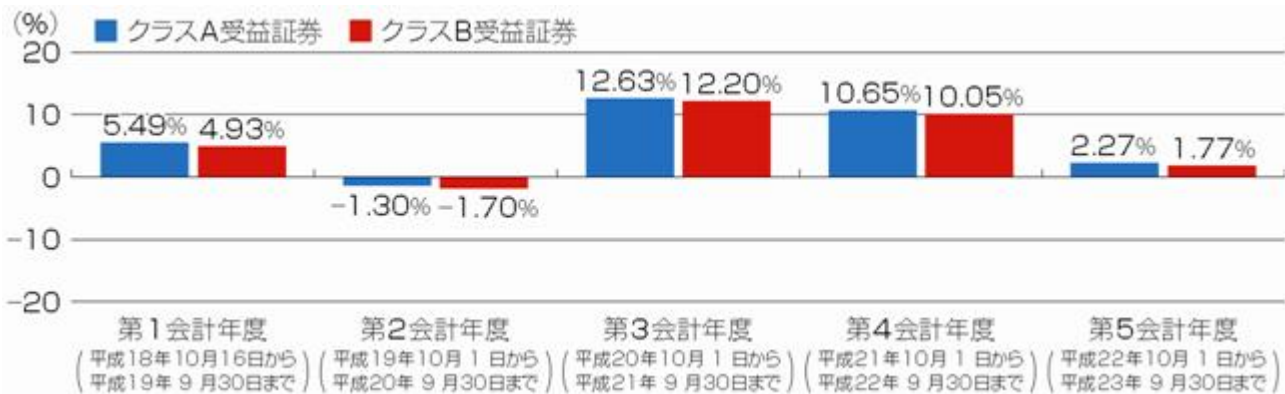
(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の受益証券1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

ただし、第1会計年度については、当初発行価格（10米ドル）

<参考情報>



(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は以下のとおりである。

クラスA 受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2,319,781 (2,319,781)	129,881 (129,881)	2,189,900 (2,189,900)
第2会計年度	822,610 (822,610)	318,510 (318,510)	2,694,000 (2,694,000)
第3会計年度	1,953,970 (1,953,970)	237,440 (237,440)	4,410,530 (4,410,530)
第4会計年度	3,289,570 (3,289,570)	570,710 (570,710)	7,129,390 (7,129,390)
第5会計年度	4,284,200 (4,284,200)	1,191,850 (1,191,850)	10,221,740 (10,221,740)

クラスB 受益証券

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	11,107,911 (11,107,911)	200,461 (200,461)	10,907,450 (10,907,450)
第2会計年度	3,033,790 (3,033,790)	665,490 (665,490)	13,275,750 (13,275,750)
第3会計年度	3,888,480 (3,888,480)	1,615,440 (1,615,440)	15,548,790 (15,548,790)
第4会計年度	6,401,100 (6,401,100)	1,251,350 (1,251,350)	20,698,540 (20,698,540)
第5会計年度	8,312,750 (8,312,750)	1,417,590 (1,417,590)	27,593,700 (27,593,700)

(注1) () 内の数字は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間における販売口数を含む。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込 (販売) 手続等】

(1) 海外における申込手続等

記入済申込書および決済資金が、販売会社または管理会社により、その営業日の適用ある取引締切時間までに受領された場合、当該申込みは、通常、当該クラスの受益証券の当該申込受領後に入手可能な受益証券 1 口当たり純資産価格に適用ある申込手数料を加えて処理される。適用ある取引締切時間の後に決済資金と共に受領された申込書は、その後最初に計算される受益証券 1 口当たり純資産価格により処理される。受益証券 1 口当たり純資産価格は、各評価日に計算される。

各クラスの最低申込単位は、以下の表のとおりである。ただし、管理会社は、販売会社がかかる最低申込単位を放棄し、または減少させることを許容することができる。

ファンド	当初最低投資額	追加最低投資額
クラス A 受益証券	100口	10口
クラス B 受益証券	100口	10口

販売会社および管理会社は、ルクセンブルグの法律およびその他の適用あるマネー・ロンダリングに関する法律を遵守しなければならない。投資者は、その申込みが受領される前に、追加的な身分証明を求められる場合がある。通常は、管理会社および / または販売会社は、登録された受益者以外の者から支払いを受領しまたはそれらの者に対して支払を行うことはない。

標準的な取引締切時間は、以下の表のとおりであるが、一定の例外がある。

日本における取引	ルクセンブルグにおける取引
日本時間午後 3 時	中央ヨーロッパ標準時午前 9 時

購入価格は、評価日における当該クラスの基準通貨による受益証券の 1 口当たり純資産価格と適用ある申込手数料の合計額である。受益証券口数は、小数第三位以下が四捨五入される。

直近のサブ・ファンドの受益証券 1 口当たり純資産価格の詳細は、販売会社または管理会社から入手することができる。

管理会社の裁量により、評価日は変更されることがあり、また、異なる締切時間が指定されることもある。管理会社は、受益者に対して、評価日および締切時間の変更を通知する。管理会社が本書に記載されることにより受益証券 1 口当たり純資産価格の決定を停止または延期した場合には、その翌評価日における評価が利用される。

原則として、注文は、販売会社が受領した日に管理会社または名義書換事務代行会社に転送される。ただし、その注文が、注文が実行される営業所により随時に設定される締切時間までに販売会社により受領された場合に限られる。販売会社は、価格変更により利益を受けるために、注文を保留することが許されていない。

管理会社は、その裁量により、受益証券の買付申込みを拒否することができる。

海外における申込手数料は、以下のとおりである。

クラス A 受益証券

申込金額の 5.25% を上限とする申込手数料が課せられる。

クラス B 受益証券

購入時に、申込手数料は課せられない。しかし、クラス B 受益証券には、C D S C が課せられる。

クラス B 受益証券には、純資産価格の年率 0.50% の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の当初販売から 5 年未満の期間に投資者より売却された受益証券の手取金に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

購入後経過年数	C D S C の適用料率
1 年未満	上限4.0%
1 年以上 2 年未満	上限4.0%
2 年以上 3 年未満	上限3.0%
3 年以上 4 年未満	上限2.0%
4 年以上 5 年未満	上限1.0%
5 年以上	0%

上記の「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する販売取扱会社に対し投資者が受益証券購入の申込みを行った日（同日を含む。）から販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日（同日を含む。）までの期間をいう。

クラスB受益証券を売却する旨の指示は、最も発行期間が長い受益証券について発せられたものとみなされる。

C D S C は、分配金の再投資により発行されたクラスB受益証券の買戻しについては適用されない。C D S C は、クラスB受益証券の販売促進に関するファンドへの販売関連サービスの提供費用を支払うため総販売会社により全部または一部が使用される。クラスB受益証券の発行または販売時に、販売会社（総販売会社を含む。）は、自己資金または申込手数料（もしあれば）から、ブローカーその他の専門代行会社を通して受領した申込みに関するコミッションを支払い、またディスカウントを行うことができる。C D S C は、クラスB受益証券を購入した受益者のため販売会社（総販売会社を含む。）により放棄または減額されることがある。

決済

決済は、銀行手数料を控除した金額で銀行電信送金により行われる。支払は、販売会社が公表している決済通貨に対応する銀行口座に対して行われる必要がある。

その他の支払方法をとる場合、販売会社または管理会社の事前承認を要する。支払が小切手で受領された場合（または銀行電信送金によっても直ちには決済資金が受領されない場合）、申込書の処理は、通常、決済資金が受領されるまで延期される。決済資金は、銀行手数料を控除して投資される。

取引確認書

取引確認書は、通常、受益証券の割当てから24時間以内に発行される。

受益証券の様式

クラスA受益証券およびクラスB受益証券は、記名式で申込者の名義で発行される。クラスB受益証券は、記名式で発行されるが、決済機関を利用することはできない。

登録された受益証券は、ファンドが設定した登録簿上で申込者の名義で保有される。

適格投資家

受益証券は譲渡可能である。約款は、(a)（約款に定義されるところの）「米国人」、または(b)その者が受益証券を保有することにより、ファンドが、そうでなければ負担もしくは被ることのない税務上の債務を負担もしくは金銭上の不利益を被ることになると管理会社の取締役会が判断する当該者による受益証券の実質的所有を防止する権利を保持している。管理会社は以下の「米国人」の定義を採用している。このような権限に基づき、管理会社は、約款に規定されている条件でかかる「米国人」により保有される受益証券を強制的に買い戻すことができ、当該受益証券に付随する権利の行使を制限することができる。

「適格投資家」とは、米国人ではなく、かつ、その者による（ファンドまたはその他の者からの）受益証券の申込みその他の取得が、(a)その者がアメリカ合衆国に存在する間に、または(b)その者がアメリカ合衆国に物理的に存在する間に行われたその者に対する申込みの勧誘に関して行われていない者であって、かつ、その者による受益証券の購入がその者が居住しまたは存在する法域の法律の違反にならない者をいう。

本書においては、適用法および受益証券の申込者または譲受人に対して伝達される変更に従い、「米国人」とは以下に掲げる者をいう。(a) アメリカ合衆国の市民もしくは居住者、(b) アメリカ合衆国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップもしくは会社、(c) 執行者、管理者または受託者が米国人である財団または信託（ただし、その受託者として行為している専門家が米国人である信託の

場合は、米国人ではない受託者が当該信託資産について完全なまたは一部の投資権限を有し、そのトラストの受益者（および取消可能信託の場合は設定者）が米国人ではない場合を除く。）、(d) その所得のうちアメリカ合衆国国外に源泉を有する所得が、アメリカ合衆国の所得税の計算の上で総所得に含められる扱いをされている財団または信託、(e) アメリカ合衆国内に所在する外国法人の代理店または支店、(f) 米国人のためにまたは米国人の勘定でアメリカ合衆国内外のディーラーその他の受託者が保有する一任もしくは非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）、(g) アメリカ合衆国で組織もしくは設立された、または（個人の場合）アメリカ合衆国に居住するディーラーその他の受託者が保有する一任もしくは非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）（ただし、非米国人のためにまたは非米国人の勘定でアメリカ合衆国で組織もしくは設立された、または（個人の場合）アメリカ合衆国に居住するディーラーその他の受託者が保有する一任もしくは非一任勘定または類似の勘定（財団または信託を除く。）は米国人とはみなされない。）、(h) 市民権、居住地、所在地、住所にかかわらず、随時効力のあるアメリカ合衆国の所得税法上、その所有権が一もしくは複数の米国人に帰されるであろう場合において、企業、会社その他の法主体、(i) (A) 外国法域において組織または設立され、(B) 米国人により、主としてアメリカ合衆国1933年証券法による登録がなされていない証券（ファンドの受益証券を含むがこれに限られない。）に投資するため、所有または設定された、パートナーシップ、会社またはその他の法主体ならびに(j) 役員または取締役を通じて行為する、フィデリティ・インベストメンツ・インスティテューショナル・サービス・カンパニー・インク、F I L ・ ディストリビューターズ・インターナショナル・リミテッドまたはファンドの受益証券の所有権または受益証券の所有の勧誘が、アメリカ合衆国、いずれかの州またはその他の法域における証券関係法違反となると決定されるその他の者または法主体。

本書において、アメリカ合衆国には、その領域および領土が含まれる。

ファンドは長期保有をする投資者のためのものであり、短期売買を目的とする投資者向けのファンドではない。ファンドの短期または過度の売買は、ファンドのポートフォリオ構築計画を阻害し、また費用増加につながり、ファンドの運用成績に悪影響を及ぼすことがある。一般的なフィデリティの方針および慣習ならびにC S S Fの通達04 / 146に基づき、管理会社、販売会社または販売取扱会社は、マーケット・タイミングに関係することを知っている取引または関係すると信じる根拠がある取引を許可しない。したがって、ファンドの運用に支障をきたすと考えられる、特に短期売買を行う投資者、または短期売買、過度な売買、もしくはファンドに悪影響を及ぼしたもしくは及ぼす可能性がある取引を過去何度かにわたって行ったと管理会社、販売会社または販売取扱会社により判断される投資者からのファンドの受益証券の申込みまたは転換の申込みについては、管理会社、販売会社または販売取扱会社は、これを拒否することがある。過去の投資活動の判断を行うため、管理会社、販売会社または販売取扱会社は、投資者のファンドの取引履歴やその他のフィデリティが運用するファンドの取引状況の検討を行うことがある。

一般的なフィデリティの方針および慣習ならびにC S S Fの通達04 / 146に基づき、ファンド、販売会社または販売取扱会社は、マーケット・タイミングに関係することを知っている取引または関係すると信じる根拠がある取引を許可しない。

ファンドに投資する投資者は、自己、自己の口座および自己の口座の取引に関する情報につきフィデリティまたはその関係会社がこれを保存し、変更しまたは使用することができることに同意する。このようなデータのフィデリティ内での保存および使用の目的は、投資者との営業上の関係を発展させることであり、また、データが保存されているあらゆる法域において投資者が自己のデータにアクセスできるようにすることである。データは、営業上の関係を有する、フィデリティ内の会社、仲介者およびその他の当事者に送信されうる。データは、目論見書が入手可能な法域以外の法域でも利用可能となりうる。フィデリティは、関係する各主体間で送信されるデータの機密を確保するために合理的な措置をとっている。

(2) 日本における申込手続等

日本においては、平成24年3月31日から平成25年3月29日までの申込期間中の評価日でかつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に、申込取扱場所である日本における販売会社においてファンド証券の申込みの取扱いが行われる。ただし、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本にお

ける販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、申込みの取扱いが行われず、評価日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。その場合、販売取扱会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

クラスA 受益証券およびクラスB 受益証券の申込単位は、以下のとおりである。

クラスA 受益証券

100口以上10口単位

クラスB 受益証券

100口以上10口単位

ただし、販売取扱会社により異なる申込単位を用いる場合がある。なお、申込単位に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

販売取扱会社により受領された買付申込みのすべては、日本における販売会社により、ルクセンブルグの登録および名義書換事務代行会社に詳細を取り次ぐため、総販売会社に送付される。日本における約定日は、原則として、販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常、発注日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本での4営業日目に、受渡しを行うものとする。

代行協会が必要と認める場合には、日本において申込みを取り扱わないことがある。日本における申込取扱時間は、原則として、午後3時までとする。サブ・ファンドの日本における申込取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

ファンド証券1口当たりの販売価格は、通常、申込受領後に計算される受益証券1口当たり純資産価格である。口座約款に従い受渡しを行う。

クラスA 受益証券

発行価格の3.4125%（税抜き3.25%）を上限とする。

クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下のC D S Cが課せられる。C D S Cは、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、本書の日付現在、C D S Cに対して日本の消費税は課せられない。

購入後経過年数	C D S C
1年未満	4.0%
1年以上2年未満	4.0%
2年以上3年未満	3.0%
3年以上4年未満	2.0%
4年以上5年未満	1.0%
5年以上	0%

上記の「購入後経過年数」とは、フィデリティ証券株式会社が任命する販売取扱会社に対し投資者が受益証券購入の申込みを行った日（同日を含む。）から販売取扱会社が当該受益証券の買戻請求を受領した日の直前の暦日（同日を含む。）までの期間をいう。

クラスB受益証券は、購入後7年経過後に当該クラスB受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、同一サブ・ファンドのクラスA受益証券に転換される。かかる際には、転換に係わる手数料は適用されない。転換は、強制的には行われず、受益証券を転換する旨の書面による指示は、販売会社または管理会社宛に提出されなければならない。また、代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。

なお、申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

販売取扱会社は、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託し口座約款を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書を交付する。代金の支払は、原則としてサブ・ファンドの基準通貨である米ドルによるものとする。販売取扱会社が同意する限り、円またはユーロを販売取扱会社の円建口座またはユーロ建口座に銀行送金することにより支払うことができる。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益証券の売却の指示は、販売会社または管理会社に対して行う。販売会社は、受益者のために、買戻請求が管理会社または名義書換事務代行会社に送付されるように手配する。売却の指示または買戻の指示は、書面により、または電話（直ちに書面で確認を要する。）により、行うことができる。売却の指示は、フィデリティが事前にファックス免責書を受領している場合は、ファックスによっても行うことができる。このような指示には、登録内容のすべて、サブ・ファンドの名称、決済通貨、売却する受益証券の口数または価額および銀行口座の詳細が記載されなければならない。受益証券の最低買戻口数は、1口である。

買戻請求は、評価日における適切な締切時間までに、受益者により販売会社または管理会社に対して行わなければならない。買戻価格は、当該評価日に決定される（当該クラスの取引通貨建の）受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻価格は、買戻のなされる日の純資産価格に応じて、申込みまたは購入の時点の支払額よりも高くなることもあれば低くなることもある。

ある買戻日において、買戻請求がサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の25%を超える場合、管理会社は、25%を超える分の買戻請求につき、翌買戻日へ延期することを決定することができる。

かかる延期により、または管理会社もしくはその代理人の権限行使により取り扱われなかった買戻請求は、当初の買戻請求の取扱いが完了するまで、その後の買戻請求よりも優先して取り扱われる。

取引確認書

取引確認書は、通常、価格が決定されてから24時間以内に発行される。

決済

決済は、通常、銀行電信送金により行われる。通常、支払は、書面により指示の受領後、当該受益証券クラスの主要取引通貨の一つによって3営業日以内に行われる。管理会社の制御しえない例外的な状況において当該期間内に支払いを行うことが不可能である場合、その後の合理的に可能な限り早い時点で、利

息を付さずに、支払うものとする。決済金額には、受益者自らのまたはコルレス銀行により手数料が課される場合がある。指示の時点で受益者が要求した場合は、自由に転換可能な主要通貨のうちの一つで支払うことができる。

本書の「日本国内における申込手数料」に記載される期間内に投資者により売却されるクラスB受益証券の代金に対しては、同項に記載される料率で計算されるC D S Cが課される。

(2) 日本における買戻し手続等

受益者は、販売取扱会社を通じて、評価日であつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日に、自己の保有する受益証券の評価日における買戻しを請求することができる。ただし、分配の宣言が行われる各暦月の第一評価日が日本における販売会社および販売取扱会社の営業日でない場合、当該暦月の前月の日本における販売会社および販売取扱会社の最終営業日については、買戻請求の取扱いが行われない。買戻請求には買い戻されるべき受益証券の口数または額（当該クラスの基準通貨による。）が明記されなければならない。最低買戻口数は、10口以上10口単位とする。

代行協会が必要と認める場合には、日本において買戻請求を取り扱わないことがある。日本における買戻請求の取扱時間は、原則として、関連する評価日の午後3時までとする。サブ・ファンドの日本における買戻請求取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

販売取扱会社は、受益者のために、管理会社に買戻請求が送付されるように手配する。

管理会社は、純資産価格の決定が停止されている場合、受益者の受益証券買戻請求権を停止することができる。

さらに、ある買戻日において、サブ・ファンドの発行済受益証券総口数の25%を超える買戻請求がある場合、管理会社は、25%を超える部分の買戻請求につき、翌買戻日まで延期することを決定することができる。

かかる延期により、または管理会社もしくはその代理人の権限行使により取り扱われなかった買戻請求は、当初の買戻請求の取扱いが完了するまで、その後の請求よりも優先して取り扱われる。

買戻請求は、受益者により販売取扱会社に対して行われなければならない。販売取扱会社は、それを販売会社または管理会社に対して送付する。買戻価格は、関連する評価日に決定される（当該クラスの取引通貨建の）受益証券1口当たり純資産価格とする。買戻価格は、買戻しのなされる日に適用される純資産価格に応じて、申込みまたは購入の時点の支払額よりも高くなることもあれば低くなることもある。

日本における約定日は、原則として、販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日（通常、買戻日の日本における翌営業日）であり、約定日から起算して日本での4営業日目に、受渡しを行うものとする。

3 【ファンド証券の転換 (スイッチング) 】

(1) 海外における転換

クラスA 受益証券

受益者は、クラスA 受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスA 受益証券に転換することができる。

クラスB 受益証券

受益者は、クラスB 受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスB 受益証券に、発行時と同一基準通貨建で転換することができる。転換手数料は課されない。C D S C は、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。購入から7年経過後すべてのクラスB 受益証券は、当該クラスB 受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、転換手数料なしで同一サブ・ファンドのクラスA 受益証券に転換される。転換は、強制的には行われない。受益証券を転換する旨の書面による指示は、販売会社または管理会社宛に提出されなければならない。

クラスA 受益証券およびクラスB 受益証券のいずれについても、転換請求は、評価日における適切な締切時間前に受益者から販売会社または管理会社に対してなされなければならない。最低転換口数は、1口以上とする。受益証券の口数は、小数第三位以下が四捨五入される。

取引確認書

取引確認書は、通常、転換が終了してから24時間以内に発行される。

(2) 日本における転換

クラスA 受益証券

受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、クラスA 受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスA 受益証券に転換することができる。なお、販売取扱会社により、他のサブ・ファンドのクラスA 受益証券への転換 (スイッチング) を取り扱わないことがある。

クラスB 受益証券

受益者は、ファンドの他のサブ・ファンドが設定された場合、クラスB 受益証券の全部または一部を、ファンドの他のサブ・ファンドのクラスB 受益証券に、発行時と同一基準通貨建で転換することができる。転換手数料は課せられない。C D S C は、当初の購入日について適用され、転換により影響を受けない。なお、販売取扱会社により、他のサブ・ファンドのクラスB 受益証券への転換 (スイッチング) を取り扱わないことがある。

購入から7年経過後すべてのクラスB 受益証券は、当該クラスB 受益証券の受益者の反対の意思表示がない限り、通貨建にかかわらず、転換手数料なしで同一サブ・ファンドのクラスA 受益証券に転換される。転換は、強制的には行われない。

受益証券を転換する旨の書面による指示は販売取扱会社宛に提出されなければならない。

最低転換口数は、1口以上とする。受益証券の口数は、小数第三位以下が四捨五入される。

代行協会員が必要と認める場合には、日本において転換を取り扱わないことがある。日本における転換取扱時間は、原則として、午後3時までとする。サブ・ファンドの日本における転換取扱日に関する照会先は、日本における販売会社または販売取扱会社である。

4 【ファンド証券の譲渡】

受益者は、いつでも、適格投資家である第三者にファンド証券を譲渡することができる。かかる譲渡を受益者名簿上明らかにするためには、譲渡人および譲受人の双方が譲渡書に署名する必要がある。

5【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

純資産価額の計算

サブ・ファンドの純資産価額は、約款に従い米ドル建てで決定される。受益証券の各クラスの純資産価額は、1セントまで計算される。

サブ・ファンドおよびサブ・ファンドの各クラスの1口当たり純資産価格は、まず、該当するサブ・ファンドの純資産のうち各受益証券クラスに帰属する部分を決定し、各クラスにより支払われるべき継続的な販売費用を反映させることにより計算される。かかる金額は、可能な限り直近の営業終了時の当該クラスの発行済受益証券口数で除す。

約款には、純資産価格を決定するための評価規則が以下の通り規定されている。

1. 証券取引所で取引されている有価証券は、評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとし、管理会社またはその受任者がかかる価格が公正な市場価格を表していないと考える場合、かかる有価証券は、管理会社またはその受任者の見解において公正な市場価格で評価されるものとする。
2. 証券取引所で取引されていない有価証券は、他の規制された市場で取引されている場合は、前項に記載されているところに可能な限り近い方法で評価されるものとするが、残存期間の短い譲渡可能証券に関して適切な評価方法である定額償却法など、他の価格決定方法がその公正価値をより適切に表していると管理会社またはその受任者が判断した場合はこの限りでなく、その場合は、そのような価格決定方法が評価のために使用される。
3. 処分制限付証券は、管理会社またはその受任者により決定されたその公正価値で評価されるものとする。このような決定を行う上で考慮される要因には、(a)当該証券の処分に対する制限の性質と期間、(b)同一の種別の証券に関して、または処分制限付証券から転換可能な証券に関して、どの程度市場が存在するか、および(c)かかる処分制限付証券が取得された際の、同一の種別の処分制限のない証券またはかかる処分制限付証券から転換可能な処分制限のない証券の市場価格からの当初割引額(もしあれば)、が含まれる。
4. 専門ディーラーおよび機関投資家の間の市場で主に取引されている投資対象、証券またはその他の資産の価額は、入手可能な直近の価格を基準にして決定される。
5. その他のすべての資産は、管理会社またはその受任者により決定されるそれぞれの推定売却価格で評価されるものとする。

米ドルまたは各クラスの主要取引通貨で表示されていないすべての資産および負債の価額は、主要銀行が提示した直近のレートでサブ・ファンドの基準通貨または当該クラスの主要取引通貨に換算される。かかる価格を入手できない場合、為替レートは、管理会社により、または管理会社が設定した手続に従い、誠実に決定される。

サブ・ファンドの純資産は、サブ・ファンドに帰属する資産からサブ・ファンドに帰属する負債を控除したものを意味し、ファンドの資産または負債を特定のサブ・ファンドに帰属するものとみなすことができない場合、かかる資産または負債は、ファンド全体の資産または負債に、またはすべての関係するサブ・ファンドの資産または負債に、その純資産価額に応じて比例的に配分されるものとする。負債は関係するサブ・ファンドのみを拘束するが、例外的な状況において、管理会社は、それが関係する受益者の利益となる場合、複数またはすべてのサブ・ファンドを拘束する連帯債務を引き受けることができる。

純資産価額の計算は、管理会社または管理会社によりかかる計算のために任命された機関(以下「受任者」という。)により、一般会計原則に従い行われる。不誠実、過失または明白な誤りがない限り、純資産価額の計算において管理会社または受任者により行われた決定は最終的であり、ファンドおよび現在、過去または未来の受益者を拘束する。管理会社は、上記の評価方法が異常な状況または特別の事由により不可能または不適切と思われる場合は、その他の適切な評価原則を適用する権限を有する。

受益証券1口当たり純資産価格の決定の停止

管理会社は、以下に掲げる期間において、サブ・ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格の決定、サブ・ファンドの受益証券の発行、転換および買戻しを一時的に停止することができる。

- () サブ・ファンドに関するファンドの投資対象の相当な部分の価格が提示され、かつ、かかる投資対象の主要な市場もしくは証券取引所が閉場している（通常の祝日もしくは通常の週末の閉場以外の）期間（ただし、かかる証券取引所もしくは市場の閉場がそこで価格が提示されている投資対象の評価に影響するものに限る。）、またはかかる市場もしくは証券取引所における取引が大幅に制限されもしくは停止されている期間（ただし、かかる証券取引所もしくは市場の閉場がそこで価格が提示されている当該サブ・ファンドの投資対象の評価に影響するものに限る。）。
- () 緊急事態であって、その結果、サブ・ファンドの投資対象のうちサブ・ファンドの相当な部分を占める投資対象の処分が現実的に実行不能でありまたは受益者に重大な不利益をもたらすと予想される事態が存在する期間。
- () サブ・ファンドの投資対象の価格、または市場もしくは証券取引所における時価を決定するために通常使用される通信手段が機能停止している期間。
- () その他何らかの理由によりサブ・ファンドの投資対象の価格が迅速にまたは正確に確認できない期間。
- () サブ・ファンドの投資対象の換金またはかかる投資対象に対する支払に関わる資金の送金が管理会社の見解において通常の為替レートでは実行できない期間。

いずれか一つのサブ・ファンドの純資産価額の決定の停止は、当該事由による影響を受けない他のサブ・ファンドの停止を意味しない。

自らの受益証券の転換または買戻しを請求している受益者または受益証券に対する申込みを行っている受益者は、受益証券の申込み、転換、または買戻しを請求する権利のかかる停止につき、書面で通知を受け、かかる停止の終了があればその旨の通知を迅速に受ける。かかる停止は、管理会社の見解において当該停止が1週間を超えそうな場合には、受益証券の価格が通常公表される新聞にて公表される。

各販売会社は、サブ・ファンドの受益証券の販売を停止または終了し、あらゆる申込みの受諾を拒否する権利を保持している。管理会社が純資産価額の決定を停止している期間中は、通常、販売は停止される。

(2) 【保管】

ファンド証券の券面または確認書は、受益者の責任において保管される。日本において投資者に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、日本における販売会社を名義人とする確認書を、日本における販売会社に交付する。受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券についての取引残高報告書が定期的に交付される。

(3) 【信託期間】(存続期間)

ファンドおよびサブ・ファンドの存続期間は、無期限である。

(4) 【計算期間】

ファンドおよびサブ・ファンドの決算日は、毎年9月30日である。

(5) 【その他】

ファンドおよびサブ・ファンドの解散等

ファンドおよびサブ・ファンドは、存続期間を無期限として設定されている。受益者、その相続人およびその他の実質所有者はファンドまたはサブ・ファンドの解散または分割を請求することができない。ファンドは、管理会社および保管受託銀行の相互の合意により、いつでも解散されうる。ファンドの解散の通知は、メモリアル・セ紙および2つの新聞(うち1つはルクセンブルグの新聞)に公告される。ファンドの受益証券は、管理会社および保管受託銀行のかかる決定の日の後は発行することができない。受益証券の買戻しは、受益者間の平等取扱いが確保できる状況においては、継続される。管理会社は、ファンドの資産を、受益者の最良の利益に適うように換価し、かつ保管受託銀行は、受益証券の各クラスに対応する清算手取金を、清算費用および支出を控除した上、各クラスの権利の比率に応じて、各クラスの受益証券の保有者に対して、管理会社の指示に従い、分配する。

清算終了までに権利のある者に分配することのできなかった清算手取金は、適用ある時効期間が満了するまでの間、ルクセンブルグの供託機関に預託される。

管理会社は、同様に、ファンドを終了させることなくサブ・ファンドを解散することを決定できる。その場合、管理会社は、かかるサブ・ファンドの各クラスの受益証券の保有者に対して、そのサブ・ファンドの各クラスの受益証券の純資産価格全額を払い戻す。かかるサブ・ファンドを解散する決定は、当該サブ・ファンドの受益者に書面により通知され、また、当該サブ・ファンドのファンド証券がルクセンブルグ証券取引所に上場されている場合には、ルクセンブルグの新聞において公告される。清算終了時に権利を付与された者に分配できない払戻手取金の残金は、適用ある時効期間が満了するまで、供託機関に預託される。

管理会社の決定により、二またはそれ以上のサブ・ファンドが統合し、対応する単一または複数の受益証券のクラスが対応する他のサブ・ファンドの単一または複数のクラスの受益証券に転換されうる。かかる場合、異なる受益証券クラスの権利は、それぞれの受益証券1口当たり純資産価格の比率により決定される。かかる合併の通知は、投資者が、統合後のサブ・ファンドに参加することを欲しない場合に買戻請求をすることを可能とするため、少なくともその1か月前になされることを要する。

約款の修正

ファンドは、約款に従い管理会社により管理される。ファンドの約款は、平成18年8月29日付(改訂済)であり、商業および法人登記所への提出の通知は、平成18年9月15日にメモリアル・セ紙にて公告された。約款は、随時、管理会社が必要とみなす目的のためにこれを修正することができる。約款は商業および法人登記所に保管され、同所にてこれを縦覧し、写しを入手することができる。約款に対する修正は、すべて、当該文書の商業および法人登記所への提出を参照する方法でメモリアル・セ紙に公告される。約款の直近の修正は、平成23年4月6日に、平成23年4月20日を効力発生日として行われた。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他方当事者に90日前に書面で通知を行うことにより終了することができる。ただし、不可抗力の場合を除き、後任の保管受託銀行が退任する保管受託銀行に代わり有効に任命されることを条件とする。

投資運用契約

投資運用契約は、90日間の事前の書面による通知により、一方の当事者により解除されない限り、効力発生日(平成23年6月27日)から30年間有効である。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

業務契約

業務契約は、一方の当事者による90日間の事前の書面による通知により解除することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約

登録・名義書換事務、所在地事務および管理事務代行契約は、一方の当事者によって他方当事者に交付される90日前の書面による通知をもっていずれの当事者によってもいつでも解約されるもの

とする。同契約は、当事者間の合意の書面によってのみ変更することができる。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、他の契約当事者に対し、3か月前の書面による終了通知がなされるまで有効とする。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈され、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、他方当事者に対する書面による通知後3か月で終了する。

同契約は、バミューダの法律に準拠し、同法により解釈され、同法に基づき変更することができる。

6【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されなければならない。したがって、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することができない。これらの日本の受益者は、販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、自身の取決めに従いかつ本人の責任において、権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

分配請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定したサブ・ファンドの分配金を、持分に応じて、ファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、いつでも、受益証券の買戻しをファンドのために行為する管理会社に請求することができる。

残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散される場合、受益者は、管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(注)約款には受益者集会に関する規定はない。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効する。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

管理会社またはサブ・ファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

また、日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 中野 春 芽

同 十 枝 美 紀 子

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【 裁 判 管 轄 等 】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を以下の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 2 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 平成23年9月30日終了年度の原文の財務書類は、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズのすべてのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において、原文の財務書類については、投資有価証券明細表を除き全文を記載し、財務書類の日本語訳については、貸借対照表、損益計算書および投資有価証券明細表に関しては本サブ・ファンド（フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム）に関連する部分のみを記載し、「財務書類に対する注記」に関しては、全文を記載している。なお、平成22年9月30日終了年度においては、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズは本サブ・ファンドのみにより構成されていた。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d . ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成24年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=76.38円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2011年 9月30日終了年度】

【貸借対照表】

純資産計算書

2011年 9月30日現在

サブ・ファンド名	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム	
通貨	(米ドル)	(千円)
通貨		
資産		
投資有価証券時価評価額	386,436,805	29,516,043
銀行預金およびブローカーへの預け金	21,807,665	1,665,669
投資有価証券売却未収金	10,231,676	781,495
受益証券発行未収金	2,426,096	185,305
未収利息	5,640,811	430,845
為替先渡契約未実現利益	254,799	19,462
先物未実現利益	5,490	419
資産合計	426,803,342	32,599,239
負債		
投資有価証券購入未払金	12,776,998	975,907
未払費用	554,030	42,317
為替先渡契約未実現損失	228,094	17,422
先物未実現損失	6,529	499
その他の未払金	1,111	85
当座借越	78,822	6,020
負債合計	13,645,584	1,042,250
純資産2011年 9月30日現在	413,157,758	31,556,990
純資産2010年 9月30日現在	307,554,576	23,491,019
純資産2009年 9月30日現在	207,548,718	15,852,571
受益証券発行残高2011年 9月30日現在		
- クラス A 受益証券	10,221,740口	
- クラス B 受益証券	27,593,700口	
受益証券 1口当たり純資産価格2011年 9月30日現在		
- クラス A 受益証券	10.93米ドル	835円
- クラス B 受益証券	10.92米ドル	834円
受益証券 1口当たり純資産価格2010年 9月30日現在		
- クラス A 受益証券	11.06米ドル	845円
- クラス B 受益証券	11.05米ドル	844円
受益証券 1口当たり純資産価格2009年 9月30日現在		
- クラス A 受益証券	10.40米ドル	794円
- クラス B 受益証券	10.40米ドル	794円
投資有価証券取得原価	383,049,143	29,257,294

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書

2011年9月30日に終了した年度

サブ・ファンド名	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム	
	(米ドル)	(千円)
通貨		
投資収益		
受取利息	18,664,135	1,425,567
純収益	18,664,135	1,425,567
費用		
投資運用報酬	3,904,496	298,225
業務提供会社関連費用	780,905	59,646
保管報酬	170,011	12,985
法務および監査報酬	153,436	11,719
販売報酬	1,435,044	109,609
国税	207,355	15,838
日本代行協会員報酬	78,083	5,964
その他の費用	8,912	681
費用合計	6,738,242	514,667
純投資(損)益	11,925,893	910,900
証券に係る実現純(損)益	10,014,220	764,886
外貨に係る実現純(損)益	(140,659)	(10,744)
為替先渡契約に係る実現純(損)益	74,630	5,700
先物に係る実現純(損)益	(46,025)	(3,515)
証券に係る未実現評価(損)益の純変動	(14,840,815)	(1,133,541)
外貨に係る未実現評価(損)益の純変動	35,978	2,748
為替先渡契約に係る未実現評価(損)益の純変動	(21,816)	(1,666)
先物に係る未実現評価(損)益の純変動	(1,039)	(79)
運用実績	7,000,367	534,688
受益者への分配金	(11,823,167)	(903,053)
資本取引		
受益証券発行手取金	139,473,252	10,652,967
受益証券買戻支払額	(29,047,270)	(2,218,630)
資本取引による増(減)	110,425,982	8,434,337
純増(減)額	105,603,182	8,065,971
純資産		
期首	307,554,576	23,491,019
期末	413,157,758	31,556,990

クラスA 受益証券：発行済受益証券数	(口)
発行済受益証券数 期首	7,129,390
発行受益証券数	4,284,200
買戻受益証券数	(1,191,850)
受益証券の純増(減)	3,092,350
発行済受益証券数 期末	10,221,740

クラスB 受益証券：発行済受益証券数	(口)
発行済受益証券数 期首	20,698,540
発行受益証券数	8,312,750
買戻受益証券数	(1,417,590)
受益証券の純増(減)	6,895,160
発行済受益証券数 期末	27,593,700

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ

財務書類に対する注記

2011年 9月30日

1 . 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド (Fonds Commun de Placement) である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有している F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (「管理会社」) によって、共同所有者 (「受益者」) の利益のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法のパート 1 に基づき登録されている。

2011年 7月 1 日以降、管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法の第15章により規制されている。

2011年 6月27日付で、ファンドの投資運用会社は、F I L ・ リミテッドから、バミューダにおいて登録された会社であり、バミューダ、ペンブロークHM 19、クロウ ・ レーン42、ペンブローク ・ ホールに登記上の事務所を有する F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドに代わった。

本書におけるファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行為する管理会社を意味するものとする。

2011年 9月30日現在、ファンドは二つのサブ ・ ファンド、すなわちエマージング債券ファンドおよび米ドル ・ マンスリー ・ インカム (以下、総称して「サブ ・ ファンズ」という。) から構成されていた。

2011年 9月30日に終了した年度中に、以下のサブ ・ ファンドが設定された。

サブ ・ ファンド名	受益証券クラス	設定日
エマージング債券ファンド (米ドル)	クラスCS-QDIST受益証券	2011年 4月 5日
	クラスDB受益証券	2011年 4月 5日

管理会社の取締役会は、グッド ・ ガバナンスの原則を規定している2009年 9月発行の A L F I 行為規範 (ALFI Code of Conduct) を採用しており、2011年 9月30日に終了した会計期間全体にわたり、ファンドがあらゆる重要な点で A L F I 行為規範に従っていると考える。A L F I 行為規範の今後の修正は、採用に先立ち管理会社の取締役会が検討し、必要な開示を年次報告書で行う。

2 . 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - 証券取引所で取引される有価証券への投資は、かかる証券が取引されている主要な証券取引所において評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとする。店頭市場で取扱われる有価証券も、同様に評価される。規制された証券取引所で取引されない短期債務譲渡可能証券および短期金融商品の評価は、償却原価法により決定される。この方法に従って、償却原価は、原初原価で証券を評価し、その後満期まで定率で額面価額に対してディスカウントを付加する (またはプレミアムを償却する) ことによって算定される。その他の資産はすべて、管理会社の取締役が適切と判断する方法で評価される。サブ ・ ファンドの投資明細表に明記される場合を除き、ファンドが保有するものはすべて、公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で値が付けられるものである。

当期中、2010年10月25日付で債券に対する評価方針の変更がなされた。新評価方針の下では、債券は買値ではなく仲値で値付けされる。かかる変更による財務書類への影響には、方針変更日付でなされた米ドル ・ マンスリー ・ インカムのパフォーマンスに対する一回限りの調整が含まれる。かかる評価方針の変更は、サブ ・ ファンズに重大な影響を及ぼさなかった。

公正価額調整方針 - 公正価額調整は、マーケット ・ タイミング取引に対してファンドの受益者の利益を保護するために行われる場合がある。したがって、サブ ・ ファンドが評価される時に取引が閉鎖されている市場にサブ ・ ファンドが投資する場合、取締役は、市場が不安定な期間中、有価証券評価に基づく上記規定が

ら逸脱して、評価時点のサブ・ファンドの投資有価証券の公正価額をより正確に反映するための調整を特定ポートフォリオに含まれる証券について行うことができる。2011年9月30日現在、サブ・ファンズには実質的に公正価額調整を行っている有価証券は存在しない。

銀行預金およびブローカーへの預け金 - 銀行預金およびブローカーへの預け金は、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - 投資有価証券取引は、有価証券を購入もしくは売却した日に会計処理される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

先物取引 - 先物取引は、契約の開始日または終了日に会計処理される。その後の支払は、ポートフォリオによる未実現損益として財務報告上記載される対象指数または対象証券の評価額の日々の変動に基づき、毎日ポートフォリオによって支払われるか受領される。先物取引から生じる未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に計上される。実現損益は、先入れ先出し法に基づいて計上される。

為替先渡契約 - 為替先渡契約は、クローリングの日付現在の実勢為替先渡レートに基づき評価され、満期までの残存期間に適用される。為替先渡契約による未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に含まれている。

外国為替 - ファンドの指定通貨は米ドルである。2011年9月30日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。管理会社の取締役により各サブ・ファンドの指定通貨が決定される。当期中の外貨建取引はすべて、取引が行われた日の実勢為替レートでサブ・ファンドの指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - サブ・ファンズの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引が行われた日の受益証券1口当たり純資産価格である。

収益 - 利息は、発生基準で会計処理される。

ゼロクーポンの開示 - ゼロクーポン債およびゼロクーポン短期金融商品は、実際のリターンを反映するレートで投資明細表において開示される。

3. 管理会社またはその関連会社との取引

2011年9月30日に終了した年度中、管理会社ならびにその関連会社であるF I L (ルクセンブルグ) エス・エイ、F I L ・ リミテッドおよびF I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドは、ファンドに対して管理事務業務、評価、記録保持または投資運用等の一定の業務を提供している。

投資運用会社により提供される業務に関して、管理会社は、サブ・ファンズの通貨で日々計算され発生する運用報酬を、ファンドの資産から投資運用会社に対して支払う。

サブ・ファンド名	年間運用報酬
エマージング債券ファンド	0.60%
米ドル・マンスリー・インカム	1.00%

年間運用報酬に加えて、米ドル・マンスリー・インカムには、純資産額の0.02%の代行協会員報酬が課せられている。

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産価額の0.50%を上限とする年間販売報酬が課せられる。当該報酬は日々発生し、総販売会社に対して毎月支払われる。2011年9月30日に終了した年度における販売報酬合計額は、1,435,044米ドルであった。

4. 税金

ファンドは、利益もしくは実現・未実現キャピタル・ゲインに対していかなるルクセンブルグの税金も、またはいかなるルクセンブルグの源泉徴収税も課せられない。クラスA受益証券およびクラスB受益証券は、各暦四半期の最終日のサブ・ファンズの純資産に対し四半期毎に計算され支払われる。その純資産の年率0.05%の年次税を課せられる。クラスCS-QDIST受益証券およびクラスDB受益証券は、各暦四半期の最終日のサブ・ファンズの純資産に対し四半期毎に計算され支払われる。その純資産の年率0.01%の年次税を課せられる。

キャピタル・ゲインおよび利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファ

ンドや受益者によって回収不能である。

5．投資変動明細表

当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所またはファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。

6．分配金支払

2011年9月30日に終了した年度中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落ち日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0362	2010年10月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0317	2010年10月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0320	2010年11月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0272	2010年11月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0306	2010年12月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0260	2010年12月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0295	2011年1月3日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0249	2011年1月3日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0297	2011年2月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0250	2011年2月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0305	2011年3月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0263	2011年3月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0338	2011年4月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0291	2011年4月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0308	2011年5月2日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0264	2011年5月2日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0326	2011年6月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0279	2011年6月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0320	2011年7月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0274	2011年7月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0311	2011年8月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0263	2011年8月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA 受益証券	米ドル	0.0318	2011年9月1日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB 受益証券	米ドル	0.0270	2011年9月1日

7．ブローカーが保有する現金残高

2011年9月30日現在、米ドル・マンスリー・インカムにはブローカーが現金残高の形態で保有する未決済の先物取引の担保額があり、それらは純資産計算書の銀行およびブローカーにおける現金に含まれている。2011年9月30日現在、ブローカーが保有するかかる現金額は、71,473米ドルにのぼった。

8．後発事象

2011年9月30日に終了した年度の後に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落ち日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスA受益証券	米ドル	0.0331	2011年10月3日
米ドル・マンスリー・インカム（米ドル）クラスB受益証券	米ドル	0.0285	2011年10月3日

9．為替レート

2011年9月30日現在の米ドル（USD）への為替レートは、以下のとおりであった。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
ブラジル・リアル（BRL）	1.853	日本円（JPY）	77.04
カナダ・ドル（CAD）	1.0391	韓国ウォン（KRW）	1,181.1
中国元（CNY）	6.383	メキシコ・ペソ（MXN）	13.7725
ユーロ（EUR）	0.74357735	ナイジェリア・ナイラ（NGN）	159.95
ガーナ・セディ（GHS）	1.6025	英ポンド（GBP）	0.64010242
インド・ルピー（INR）	49.075	ロシア・ルーブル（RUB）	32.1906
インドネシア・ルピア（IDR）	8,790	トルコ・リラ（TRY）	1.8543

【投資有価証券明細表等】

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム

投資明細表

2011年9月30日現在

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
公認の証券取引所に上場または他の規制ある市場で取引される証券					
US Treasury 0.625% 15/07/2014	US	USD	13,395,000	13,475,056	3.26
US Treasury 1.50% 31/08/2018	US	USD	11,679,000	11,728,727	2.84
US Treasury 0.375% 30/06/2013	US	USD	9,528,000	9,548,842	2.31
US Treasury 4.375% 15/05/2041	US	USD	7,080,000	9,046,359	2.19
UK Treasury 3.75% 07/09/2020	GB	GBP	3,200,000	5,598,467	1.36
France 4.00% 25/04/2018	FR	EUR	3,500,000	5,256,457	1.27
US Treasury 1.75% 15/04/2013	US	USD	5,070,000	5,185,659	1.26
Canada 2.00% 01/06/2016	CA	CAD	5,200,000	5,151,008	1.25
US Treasury 0.125% 31/08/2013	US	USD	4,700,000	4,688,617	1.13
US Treasury 1.50% 31/07/2016	US	USD	4,255,000	4,368,190	1.06
Germany 1.25% 14/10/2016	DE	EUR	3,190,000	4,307,983	1.04
European Investment Bank 1.40% 20/06/2017	99	JPY	310,000,000	4,219,786	1.02
CIT Group 7.00% 02/05/2017 144A	US	USD	4,215,000	3,993,712	0.97
US Treasury 3.125% 31/10/2016	US	USD	3,249,000	3,591,160	0.87
UK Treasury 4.25% 07/12/2040	GB	GBP	1,985,000	3,495,153	0.85
US Treasury 1.00% 30/09/2016	US	USD	3,406,000	3,410,124	0.83
US Treasury 1.00% 30/04/2012	US	USD	3,317,000	3,334,103	0.81
US Treasury 5.25% 15/02/2029	US	USD	2,427,000	3,302,047	0.80
US Treasury 0.50% 31/05/2013	US	USD	3,013,000	3,025,946	0.73
Canada 3.25% 01/06/2021	CA	CAD	2,800,000	2,946,696	0.71
Italy 4.25% 01/07/2014	IT	EUR	2,200,000	2,935,999	0.71
US Treasury 3.125% 15/05/2021	US	USD	2,463,000	2,728,927	0.66
Freddie Mac 1.00% 27/08/2014	US	USD	2,655,000	2,681,099	0.65
US Treasury 1.125% 15/06/2013	US	USD	2,500,000	2,535,352	0.61
HCA Holdings 7.75% 15/05/2021 144A	US	USD	2,550,000	2,365,125	0.57
Sprint Capital 6.90% 01/05/2019	US	USD	2,635,000	2,266,601	0.55
US Treasury 6.25% 15/08/2023	US	USD	1,570,000	2,233,325	0.54
US Treasury 0.50% 15/08/2014	US	USD	2,217,000	2,222,369	0.54
Italy 5.00% 01/03/2022	IT	EUR	1,745,000	2,210,988	0.54
US Treasury 6.125% 15/08/2029	US	USD	1,386,000	2,069,796	0.50
Nextel Communications 6.875% 31/10/2013	US	USD	2,055,000	2,003,625	0.48
US Treasury 5.125% 15/05/2016	US	USD	1,639,000	1,955,916	0.47
Japan Organization for Municipalities 2.00% 09/05/2016	JP	JPY	140,000,000	1,946,262	0.47
Ally Financial (Guaranted) 8.00% 01/11/2031	US	USD	2,081,000	1,824,350	0.44
France 3.25% 25/10/2021	FR	EUR	1,270,000	1,804,240	0.44
Italy 4.25% 01/03/2020	IT	EUR	1,400,000	1,735,506	0.42
US Treasury 1.875% 30/06/2015	US	USD	1,656,000	1,732,202	0.42
Italy 3.75% 01/08/2016	IT	EUR	1,300,000	1,669,537	0.40
US Treasury 2.75% 30/11/2016	US	USD	1,520,000	1,653,475	0.40

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Russia Foreign Bond 7.50% 31/03/2030 Reg S	RU	USD	1,464,950	1,648,801	0.40
European Union 3.25% 04/04/2018 EMTN	99	EUR	1,150,000	1,630,228	0.39
Clearwire Communications A 12.00% 01/12/2015 144A	US	USD	1,840,000	1,582,400	0.38
NCUA Guaranteed Notes 2.35% 12/06/2017	US	USD	1,520,000	1,577,570	0.38
Alcatel-Lucent (USA) 6.45% 15/03/2029	US	USD	1,856,000	1,572,867	0.38
Germany 3.25% 04/07/2021	DE	EUR	1,030,000	1,554,960	0.38
US Treasury 3.125% 31/01/2017	US	USD	1,385,000	1,533,563	0.37
Ally Financial 8.00% 31/12/2018	US	USD	1,655,000	1,526,738	0.37
Reynolds Group Issuer 6.875% 15/02/2021 144A	US	USD	1,635,000	1,508,288	0.37
Venezuela 7.00% 31/03/2038 Reg S	VE	USD	2,774,100	1,470,412	0.36
Banco Nacional de Desenvolv.5.50% 12/07/2020 144A	BR	USD	1,384,551	1,439,933	0.35
US Treasury 2.75% 31/05/2017	US	USD	1,300,000	1,414,867	0.34
Energy Future Intermediate Holding 10.00% 01/12/2020	US	USD	1,434,000	1,401,735	0.34
US Treasury 4.75% 31/05/2012	US	USD	1,350,000	1,391,027	0.34
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 144A	BM	USD	1,425,000	1,364,438	0.33
Calpine 7.875% 15/01/2023 144A	US	USD	1,360,000	1,339,600	0.32
US Treasury 2.125% 15/08/2021	US	USD	1,300,000	1,320,770	0.32
NCUA Guaranteed Notes 3.45% 12/06/2021	US	USD	1,200,000	1,298,262	0.31
US Treasury 2.375% 31/10/2014	US	USD	1,210,000	1,280,615	0.31
Citibank 1.875% 07/05/2012	US	USD	1,250,000	1,262,475	0.31
HCA 6.50% 15/02/2020	US	USD	1,290,000	1,256,138	0.30
Time Warner Cable 8.25% 01/04/2019	US	USD	1,000,000	1,251,210	0.30
Italy 5.00% 01/09/2040	IT	EUR	1,105,000	1,222,749	0.30
Canada 5.00% 01/06/2037	CA	CAD	900,000	1,204,481	0.29
KfW 2.60% 20/06/2037	DE	JPY	80,000,000	1,190,358	0.29
CCO Holdings Capital 7.00% 15/01/2019	US	USD	1,200,000	1,182,000	0.29
Avaya 7.00% 01/04/2019 144A	US	USD	1,375,000	1,175,625	0.28
Argentina 7.00% 03/10/2015	AR	USD	1,384,551	1,159,561	0.28
UK Treasury 2.00% 22/01/2016	GB	GBP	700,000	1,128,370	0.27
Energy Future Holdings 10.00% 15/01/2020	US	USD	1,135,000	1,100,950	0.27
US Treasury 2.625% 30/04/2016	US	USD	1,008,000	1,087,774	0.26
Petrohawk Energy 7.25% 15/08/2018	US	USD	950,000	1,087,750	0.26
Intelsat Jackson Holdings 7.25% 01/04/2019 144A	LU	USD	1,110,000	1,053,806	0.26
US Treasury 0.75% 31/05/2012	US	USD	1,041,000	1,045,310	0.25
US Treasury 0.75% 15/06/2014	US	USD	1,027,000	1,036,949	0.25
Philippines 10.625% 16/03/2025	PH	USD	684,778	1,035,583	0.25
MGM Resorts International 13.00% 15/11/2013	US	USD	900,000	1,022,206	0.25
Puget Energy 6.50% 15/12/2020	US	USD	1,000,000	1,015,245	0.25
Germany 3.25% 04/07/2042	DE	EUR	650,000	984,462	0.24
Ford Motor Credit 5.00% 15/05/2018	US	USD	1,010,000	979,700	0.24
FMG Resources 6.375% 01/02/2016 144A	AU	USD	1,010,000	965,510	0.23
US Treasury 6.875% 15/08/2025	US	USD	625,000	955,469	0.23
US Treasury Inflation Indexed Bonds 2.125% 15/02/2041	US	USD	720,000	950,615	0.23
MetroPCS Wireless 7.875% 01/09/2018	US	USD	995,000	950,225	0.23
Netherlands 3.25% 15/07/2021	NL	EUR	650,000	946,934	0.23
Ally Financial 4.50% 11/02/2014	US	USD	1,000,000	923,750	0.22

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
US Treasury 8.75% 15/05/2020	US	USD	584,000	914,827	0.22
CIT Group 7.00% 04/05/2015 144A	US	USD	920,000	914,250	0.22
US Treasury 0.875% 31/01/2012	US	USD	900,000	902,742	0.22
Ford Motor Credit 8.125% 15/01/2020	US	USD	785,000	894,574	0.22
Freescale Semiconductor 10.125% 15/03/2018 144A	US	USD	849,000	889,328	0.22
Petroleos de Venezuela 5.375% 12/04/2027	VE	USD	1,934,373	886,910	0.21
Petroleos de Venezuela 5.00% 28/10/2015	VE	USD	1,449,530	874,741	0.21
US Treasury 3.625% 15/02/2020	US	USD	756,000	871,349	0.21
Intelsat Jackson Holdings 11.25% 15/06/2016	LU	USD	840,000	854,700	0.21
US Treasury 2.375% 31/07/2017	US	USD	800,000	853,625	0.21
TransDigm 7.75% 15/12/2018	US	USD	835,000	850,656	0.21
France 4.50% 25/04/2041	FR	EUR	520,000	839,080	0.20
EH Holding 6.50% 15/06/2019 144A	US	USD	855,000	818,662	0.20
Windstream 7.75% 15/10/2020	US	USD	835,000	816,212	0.20
Calpine Construction Finance 8.00% 01/06/2016 144A	US	USD	790,000	815,675	0.20
UPCB Finance 6.625% 01/07/2020 144A	KY	USD	850,000	807,500	0.20
NII Capital 10.00% 15/08/2016	US	USD	725,000	803,844	0.19
Intelsat Jackson Holdings 9.50% 15/06/2016	LU	USD	790,000	803,825	0.19
Bill Barrett 7.625% 01/10/2019	US	USD	800,000	801,960	0.19
Rite Aid 7.50% 01/03/2017	US	USD	820,000	788,549	0.19
Petroleos de Venezuela 8.50% 02/11/2017 144A	VE	USD	1,204,609	787,423	0.19
International Lease Finance 5.625% 20/09/2013 MTN	US	USD	811,000	778,560	0.19
Tennessee Valley Authority 3.875% 15/02/2021	US	USD	680,000	764,269	0.18
GenOn Americas Generation 8.50% 01/10/2021	US	USD	870,000	756,900	0.18
CCH II Capital 13.50% 30/11/2016	US	USD	659,188	756,418	0.18
CEVA Group 8.375% 01/12/2017 144A	GB	USD	830,000	755,300	0.18
Clear Channel Worldwide 9.25% 15/12/2017	US	USD	740,000	754,800	0.18
Unicredit Luxembourg 5.188% 13/10/2015 144A	LU	USD	784,745	751,296	0.18
HCA 7.50% 15/02/2022	US	USD	800,000	750,876	0.18
Expro Finance Luxembourg 8.50% 15/12/2016 144A	LU	USD	840,000	747,600	0.18
Lebanon 4.00% 31/12/2017 EMTN	LB	USD	760,253	745,048	0.18
Germany 4.25% 04/07/2014	DE	EUR	500,000	737,598	0.18
First Data 8.875% 15/08/2020 144A	US	USD	770,000	735,350	0.18
US Treasury 0.25% 15/09/2014	US	USD	732,000	728,311	0.18
US Treasury 2.125% 30/11/2014	US	USD	686,000	721,211	0.17
McJunkin Red Man 9.50% 15/12/2016	US	USD	775,000	720,750	0.17
Petroleos Mexicanos 5.50% 21/01/2021 144A	MX	USD	683,778	720,405	0.17
Concho Resources 6.50% 15/01/2022	US	USD	725,000	717,750	0.17
Freddie Mac 1.75% 15/06/2012	US	USD	710,000	717,654	0.17
US Treasury 4.375% 15/08/2012	US	USD	682,000	706,829	0.17
Frontier Communications 8.75% 15/04/2022	US	USD	710,000	704,640	0.17
Southern Copper 6.75% 16/04/2040	US	USD	704,771	703,594	0.17
ATP Oil & Gas 11.875% 01/05/2015	US	USD	1,030,000	696,538	0.17
SLM 8.45% 15/06/2018 MTN	US	USD	660,000	689,575	0.17
Rite Aid 8.00% 15/08/2020	US	USD	660,000	686,347	0.17
US Treasury 2.125% 31/05/2015	US	USD	650,000	685,648	0.17

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Wynn Las Vegas 7.875% 01/11/2017	US	USD	640,000	679,200	0.16
Entertainment Properties 7.75% 15/07/2020	US	USD	625,000	677,550	0.16
Belgium 2.75% 28/03/2016	BE	EUR	500,000	670,507	0.16
Citigroup Funding 1.875% 22/10/2012	US	USD	650,000	660,881	0.16
Calpine 7.50% 15/02/2021 144A	US	USD	665,000	651,700	0.16
Rite Aid 10.375% 15/07/2016	US	USD	635,000	650,875	0.16
CIT Group 7.00% 02/05/2016 144A	US	USD	680,000	647,700	0.16
Ford Motor Credit 8.00% 15/12/2016	US	USD	590,000	647,525	0.16
Brazil 5.625% 07/01/2041	BR	USD	594,807	642,392	0.16
Telemovil Finance 8.00% 01/10/2017 144A	SV	USD	659,786	636,694	0.15
Cellco Partnership 8.50% 15/11/2018	US	USD	475,000	634,754	0.15
Cia Saneamento Basico 6.25% 16/12/2020 144A	BR	USD	629,796	634,519	0.15
Valeant Pharmaceuticals 6.50% 15/07/2016 144A	US	USD	685,000	633,625	0.15
AbitibiBowater 10.25% 15/10/2018 144A	US	USD	596,000	622,820	0.15
Tenet Healthcare 8.875% 01/07/2019	US	USD	585,000	618,638	0.15
Turkey 6.75% 30/05/2040	TR	USD	579,812	607,353	0.15
US Treasury 3.00% 28/02/2017	US	USD	550,000	605,559	0.15
VTB Capital (VTB Bank) 2.95% 23/12/2013	LU	CNY	3,898,736	604,160	0.15
BanColombia 6.125% 26/07/2020	CO	USD	614,801	602,274	0.15
Ally Financial 1.75% 30/10/2012	US	USD	585,000	596,735	0.14
US Treasury 4.75% 15/08/2017	US	USD	494,000	594,498	0.14
Icahn Enterprises Finance 7.75% 15/01/2016	US	USD	595,000	593,512	0.14
Colombia 10.375% 28/01/2033	CO	USD	374,878	593,245	0.14
Icahn Enterprises Finance 8.00% 15/01/2018	US	USD	595,000	589,794	0.14
Uruguay 7.625% 21/03/2036	UY	USD	474,846	588,524	0.14
US Treasury 2.50% 30/04/2015	US	USD	548,000	585,076	0.14
El Salvador 7.75% 24/01/2023 Reg S	SV	USD	539,825	581,100	0.14
Turkiye Is Bankasi 5.10% 01/02/2016 144A	TR	USD	599,805	581,062	0.14
International Lease Finance 7.125% 01/09/2018 144A	US	USD	590,000	578,200	0.14
Intelsat Jackson Holdings 7.50% 01/04/2021 144A	LU	USD	610,000	577,944	0.14
Power Sector A&L Management 7.39% 02/12/2024 144A	PH	USD	499,838	576,063	0.14
Nielsen Finance 7.75% 15/10/2018	US	USD	555,000	574,397	0.14
Export-Import Bank of Korea 5.10% 29/10/2013 144A	KR	INR	28,190,857	574,157	0.14
European Union 3.375% 10/05/2019 EMTN	99	EUR	400,000	571,352	0.14
Toys R Us 7.875% 15/04/2013	US	USD	580,000	571,300	0.14
US Treasury 4.375% 15/02/2038	US	USD	450,000	569,180	0.14
Russia Foreign Bond 12.75% 24/06/2028 Reg S	RU	USD	339,890	567,998	0.14
Sanmina-SCI 7.00% 15/05/2019 144A	US	USD	615,000	564,785	0.14
Intergen 9.00% 30/06/2017 Reg S	NL	USD	550,000	562,719	0.14
General Motors Financial 6.75% 01/06/2018 144A	US	USD	580,000	556,800	0.13
Wind Acquisition Finance 11.75% 15/07/2017 144A	LU	USD	675,000	555,188	0.13
Nextel Communications 7.375% 01/08/2015	US	USD	590,000	554,600	0.13
Panama 6.70% 26/01/2036	PA	USD	449,854	546,573	0.13
Indonesia 8.50% 12/10/2035 144A	ID	USD	399,870	541,824	0.13
Kansas City Southern Mexico 8.00% 01/02/2018	MX	USD	500,000	541,250	0.13
PTA Bank 6.875% 09/01/2016	99	USD	599,805	539,474	0.13

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Power Sector A&L Management 7.25% 27/05/2019 144A	PH	USD	469,848	537,976	0.13
US Treasury 2.50% 30/06/2017	US	USD	500,000	537,148	0.13
Colombia 7.375% 18/09/2037	CO	USD	409,867	535,737	0.13
Morgan Stanley 10.09% 03/05/2017	US	BRL	1,049,660	531,061	0.13
US Treasury 3.00% 30/09/2016	US	USD	482,000	529,673	0.13
Vietnam 1.317% VRN 12/03/2016	VN	USD	586,766	525,234	0.13
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 Reg S	BM	USD	540,000	522,112	0.13
NII Capital 7.625% 01/04/2021	US	USD	520,000	519,714	0.13
Mexico 5.75% 12/10/2110	MX	USD	523,830	513,029	0.12
Sprint Capital 6.875% 15/11/2028	US	USD	655,000	505,169	0.12
CCO Holdings Capital 6.50% 30/04/2021	US	USD	530,000	504,825	0.12
NII Capital 8.875% 15/12/2019	US	USD	474,951	504,042	0.12
VIP Finance (Vimpel Comm.)9.125% 30/04/2018 Reg S	IE	USD	524,830	503,915	0.12
Petroleos de Venezuela 8.00% 17/11/2013	VE	USD	564,817	502,334	0.12
Ally Financial (Guaranted) 6.625% 15/05/2012	US	USD	495,000	499,970	0.12
Brazil 8.25% 20/01/2034	BR	USD	354,885	499,944	0.12
US Treasury 7.50% 15/11/2016	US	USD	375,000	497,109	0.12
US Treasury 1.375% 15/02/2013	US	USD	484,000	491,411	0.12
Petroleos de Venezuela 4.90% 28/10/2014	VE	USD	714,768	490,270	0.12
AmeriGas Finance 6.50% 20/05/2021	US	USD	500,000	485,000	0.12
Petroleos Mexicanos 6.00% 05/03/2020	MX	USD	439,857	480,414	0.12
International Lease Finance 8.625% 15/09/2015	US	USD	480,000	478,776	0.12
Russia Foreign Bond 5.00% 29/04/2020 144A	RU	USD	484,843	475,752	0.12
Ford Motor Credit 12.00% 15/05/2015	US	USD	395,000	475,420	0.12
Davita 6.625% 01/11/2020	US	USD	494,000	473,376	0.11
Valeant Pharmaceuticals 6.75% 15/08/2021 144A	US	USD	545,000	472,788	0.11
Fannie Mae 0.375% 28/12/2012	US	USD	470,000	470,291	0.11
Sigma Alimentos 5.625% 14/04/2018 144A	MX	USD	474,846	469,981	0.11
Sri Lanka 6.25% 04/10/2020 144A	LK	USD	479,844	469,648	0.11
International Lease Finance 5.875% 01/05/2013	US	USD	485,000	469,485	0.11
IASIS Healthcare 8.375% 15/05/2019 144A	US	USD	565,000	464,712	0.11
Alcatel-Lucent (USA) 6.50% 15/01/2028	US	USD	550,000	456,500	0.11
Mexico 6.05% 11/01/2040	MX	USD	399,870	452,713	0.11
GenOn Energy 9.875% 15/10/2020	US	USD	460,000	450,512	0.11
Mexico 8.00% 24/09/2022	MX	USD	324,895	448,355	0.11
US Treasury 6.375% 15/08/2027	US	USD	293,000	439,408	0.11
SPV Credit Finance (PrivatBank) 8.00% 06/02/2012 Reg S	GB	USD	449,854	436,077	0.11
Standard Pacific 8.375% 15/01/2021	US	USD	525,000	433,125	0.10
Petroleos Mexicanos 5.50% 21/01/2021	MX	USD	409,867	431,719	0.10
Turkey 7.375% 05/02/2025	TR	USD	374,878	430,792	0.10
DISH DBS 6.625% 01/10/2014	US	USD	425,000	429,250	0.10
Freescale Semiconductor 8.05% 01/02/2020	US	USD	460,000	425,477	0.10
Fannie Mae 0.50% 09/08/2013	US	USD	424,000	424,617	0.10
Toys R Us Property 10.75% 15/07/2017	US	USD	395,000	422,630	0.10
Zhaikmunai 10.50% 19/10/2015 144A	KZ	USD	474,846	419,526	0.10
Kinder Morgan Finance 6.00% 15/01/2018 144A	US	USD	420,000	418,950	0.10

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
FMG Resources 6.875% 01/02/2018 144A	AU	USD	410,000	414,100	0.10
Philippines 6.375% 23/10/2034	PH	USD	359,883	412,480	0.10
Argentina 8.28% 31/12/2033	AR	USD	599,167	409,935	0.10
Felcor Lodging 6.75% 01/06/2019 144A	US	USD	465,000	409,200	0.10
Indonesia 8.375% 15/09/2026	ID	IDR	3,258,943,060	408,526	0.10
AES 7.75% 15/10/2015	US	USD	400,000	407,482	0.10
International Lease Finance 6.625% 15/11/2013 MTN	US	USD	422,000	406,175	0.10
Edgen Murray 12.25% 15/01/2015	US	USD	445,000	402,703	0.10
Iraq 5.80% 15/01/2028 Reg S	IQ	USD	499,838	400,705	0.10
Vietnam 4.00% 12/03/2028	VN	USD	419,864	400,357	0.10
Clayton Williams Energy 7.75% 01/04/2019 144A	US	USD	460,000	400,200	0.10
BP Capital Markets 4.325% 10/12/2018 Reg S	GB	GBP	250,000	399,924	0.10
US Treasury 4.75% 15/02/2037	US	USD	300,000	399,070	0.10
Hungary 6.375% 29/03/2021	HU	USD	409,867	396,280	0.10
Rearden G Holdings EINS 7.875% 30/03/2020 144A	DE	USD	399,870	395,872	0.10
Basell Finance 8.10% 15/03/2027 144A	NL	USD	350,000	393,810	0.10
Dolphin Subsidiary II 7.25% 15/10/2021 144A	US	USD	390,000	391,950	0.09
Pertamina Persero 5.25% 23/05/2021 144A	ID	USD	399,870	391,873	0.09
Frontier Communications 8.125% 01/10/2018	US	USD	380,000	387,292	0.09
Turkey 8.524% 20/02/2013	TR	TRY	799,741	385,467	0.09
Ceridian 11.25% 15/11/2015	US	USD	470,000	385,400	0.09
Congo 3.00% 30/06/2029	CG	USD	574,564	384,239	0.09
Lyondell Chemical 11.00% 01/05/2018	US	USD	355,000	383,400	0.09
Eskom Holdings 5.75% 26/01/2021 Reg S	ZA	USD	374,878	382,189	0.09
Pemex Project Funding MT 6.625% 15/06/2035	US	USD	354,885	380,747	0.09
Windstream 7.50% 01/04/2023	US	USD	405,000	380,700	0.09
DISH DBS 6.75% 01/06/2021 144A	US	USD	395,000	379,200	0.09
Graphic Packaging International 9.50% 15/06/2017	US	USD	355,000	378,962	0.09
ARAMARK 8.50% 01/02/2015	US	USD	370,000	377,400	0.09
US Treasury 2.375% 30/09/2014	US	USD	356,000	376,359	0.09
CIT Group 6.625% 01/04/2018 144A	US	USD	380,000	373,350	0.09
Alestra 11.75% 11/08/2014	MX	USD	339,890	373,100	0.09
Tenet Healthcare 10.00% 01/05/2018	US	USD	340,000	370,600	0.09
International Bank for Reconstr.& Development 8.00% 20/06/2013 EMTN	99	NGN	58,481,033	363,427	0.09
Turkey 7.25% 05/03/2038	TR	USD	324,895	361,705	0.09
Owens-Brockway 7.375% 15/05/2016	US	USD	345,000	357,938	0.09
HCA 7.25% 15/09/2020	US	USD	355,000	357,662	0.09
Energy Transfer Equity 7.50% 15/10/2020	US	USD	345,000	351,900	0.09
Standard Bank (Privatbank) 5.799% VRN 09/02/2016	GB	USD	489,841	350,236	0.08
RusHydro Finance (RusHydro) 7.875% 28/10/2015 EMTN	IE	RUB	11,996,109	348,384	0.08
International Paper 9.375% 15/05/2019	US	USD	280,000	347,810	0.08
Barclays Bank Placing 4.67% 18/03/2013 144A	GB	USD	369,880	345,930	0.08
Peru 5.625% 18/11/2050	PE	USD	344,888	344,026	0.08
First Data 7.375% 15/06/2019 144A	US	USD	365,000	342,644	0.08
Colombia 6.125% 18/01/2041	CO	USD	299,903	341,189	0.08

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
CSFB (EXIM of Ukraine) 5.793% VRN 09/02/2016	GB	USD	454,852	338,865	0.08
Inergy Finance 6.875% 01/08/2021	US	USD	370,000	336,700	0.08
Sally 9.25% 15/11/2014	US	USD	330,000	336,600	0.08
Belarus 8.75% 03/08/2015	BY	USD	454,852	333,748	0.08
Venezuela 11.95% 05/08/2031 Reg S	VE	USD	449,854	332,836	0.08
Vedanta Resources 6.75% 07/06/2016 144A	GB	USD	399,870	331,892	0.08
Linn Energy 7.75% 01/02/2021	US	USD	325,000	331,484	0.08
SLM 8.00% 25/03/2020 MTN	US	USD	335,000	330,812	0.08
Pretium Packaging 11.50% 01/04/2016 144A	US	USD	335,000	329,975	0.08
MPT Operating Partnership 6.875% 01/05/2021 144A	US	USD	340,000	328,950	0.08
Corrections Corp of America 7.75% 01/06/2017	US	USD	310,000	328,600	0.08
Brazil 8.875% 15/04/2024	BR	USD	229,925	328,529	0.08
Realogy 11.50% 15/04/2017	US	USD	490,000	328,276	0.08
Virgolino De Oliveira Finance 10.50% 28/01/2018 144A	KY	USD	349,887	328,237	0.08
Tenet Healthcare 8.00% 01/08/2020	US	USD	345,000	321,712	0.08
Key Energy Services 6.75% 01/03/2021	US	USD	335,000	321,600	0.08
Alliance Bank 10.50% 25/03/2017 144A	KZ	USD	479,844	321,496	0.08
Turkey 6.875% 17/03/2036	TR	USD	299,903	320,334	0.08
Pakistan 7.125% 31/03/2016 144A	PK	USD	399,870	320,146	0.08
Nextel Communications 5.95% 15/03/2014	US	USD	340,000	319,600	0.08
Chesapeake Energy 6.125% 15/02/2021	US	USD	320,000	318,400	0.08
Cequel Communications 8.625% 15/11/2017 144A	US	USD	320,000	318,400	0.08
CSC Holdings 8.625% 15/02/2019	US	USD	290,000	318,275	0.08
International Lease Finance 5.65% 01/06/2014 MTN	US	USD	345,000	318,262	0.08
Chile 3.875% 05/08/2020	CL	USD	299,903	314,907	0.08
Linn Energy 8.625% 15/04/2020	US	USD	305,000	312,625	0.08
BTA Bank 10.75% 01/07/2018 144A	KZ	USD	654,788	311,024	0.08
International Lease Finance 8.25% 15/12/2020	US	USD	315,000	308,815	0.07
Alpha Natural Resources 6.00% 01/06/2019	US	USD	325,000	308,141	0.07
Digicel 12.00% 01/04/2014 144A	BM	USD	280,000	307,986	0.07
Ally Financial 7.50% 15/09/2020	US	USD	330,000	304,838	0.07
Avis Budget Car Rental 2.786% FRN 15/05/2014	US	USD	350,000	304,500	0.07
Severstal Columbus 10.25% 15/02/2018	US	USD	290,000	303,992	0.07
International Lease Finance 6.25% 15/05/2019	US	USD	340,000	302,867	0.07
American Airlines 2011-2 Class A 8.625% 15/10/2021	US	USD	305,000	302,712	0.07
Belarus 8.95% 26/01/2018	BY	USD	419,864	299,153	0.07
Ameristar Casinos 7.50% 15/04/2021 144A	US	USD	310,000	299,134	0.07
Clearwire Communications B 12.00% 01/12/2015 144A	US	USD	350,000	297,500	0.07
Reynolds Group Issuer 9.00% 15/05/2018 144A	US	USD	340,000	295,800	0.07
Wynn Las Vegas 7.75% 15/08/2020	US	USD	280,000	295,400	0.07
Navistar International 8.25% 01/11/2021	US	USD	285,000	295,058	0.07
TransUnion 11.375% 15/06/2018	US	USD	270,000	294,975	0.07
El Salvador 7.625% 01/02/2041 144A	SV	USD	299,903	294,280	0.07
United Surgical Partners 8.875% 01/05/2017	US	USD	290,000	292,900	0.07
MGM Resorts International 6.625% 15/07/2015	US	USD	340,000	292,400	0.07
Hungary 6.25% 29/01/2020	HU	USD	299,903	291,655	0.07

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Ally Financial 6.75% 01/12/2014	US	USD	305,000	291,278	0.07
BBVA Paraguay 9.75% 11/02/2016 144A	PY	USD	274,911	290,031	0.07
Frontier Communications 8.50% 15/04/2020	US	USD	285,000	289,718	0.07
Georgia 6.875% 12/04/2021 144A	GE	USD	299,903	289,406	0.07
Ukraine 7.65% 11/06/2013 144A	UA	USD	299,903	289,174	0.07
Mexico 6.50% 10/06/2021	MX	MXN	3,998,703	288,951	0.07
US Treasury 3.625% 15/08/2019	US	USD	250,000	287,305	0.07
Credit Agricole Home Loan 4.50% 29/01/2016 EMTN	FR	EUR	200,000	286,886	0.07
Rite Aid 9.75% 12/06/2016	US	USD	265,000	286,531	0.07
Frontier Communications 8.25% 15/04/2017	US	USD	285,000	284,050	0.07
European Investment Bank 22.00% 14/10/2011 EMTN	99	GHS	454,852	283,172	0.07
NV Energy 6.25% 15/11/2020	US	USD	270,000	281,849	0.07
Antero Resources Finance 9.375% 01/12/2017	US	USD	265,000	280,900	0.07
HCA 6.50% 15/02/2016	US	USD	290,000	280,575	0.07
Coelba 11.75% 27/04/2016 144A	BR	BRL	499,838	279,861	0.07
Level 3 Escrow 8.125% 01/07/2019 144A	US	USD	310,000	275,900	0.07
Citigroup Funding 2.125% 12/07/2012	US	USD	270,000	275,257	0.07
Swift Services Holdings 10.00% 15/11/2018	US	USD	305,000	275,247	0.07
MGM Resorts International 11.125% 15/11/2017	US	USD	250,000	275,000	0.07
Host Hotels & Resorts 5.875% 15/06/2019 144A	US	USD	280,000	273,700	0.07
Denbury Resources 6.375% 15/08/2021	US	USD	285,000	273,600	0.07
Ford Motor Credit 5.75% 01/02/2021	US	USD	275,000	272,938	0.07
Quicksilver Resources 8.25% 01/08/2015	US	USD	275,000	272,250	0.07
Nordea Bank (Finland) 2.25% 16/11/2015	FI	EUR	200,000	269,296	0.07
Reddy Ice 11.25% 15/03/2015	US	USD	290,000	267,525	0.06
Petroleos de Venezuela 8.00% 17/11/2013 Reg S	VE	USD	299,903	267,431	0.06
CCO Holdings Capital 7.25% 30/10/2017	US	USD	265,000	265,994	0.06
MGM Resorts International 10.375% 15/05/2014	US	USD	240,000	261,600	0.06
France 4.00% 25/04/2055	FR	EUR	175,000	261,578	0.06
Freescale Semiconductor 9.25% 15/04/2018 144A	US	USD	255,000	261,375	0.06
T & D Bank of Mongolia 8.50% 25/10/2013 Reg S	MN	USD	264,914	260,444	0.06
Kansas City Southern Mexico 6.625% 15/12/2020	MX	USD	249,919	258,041	0.06
Chemtura 7.875% 01/09/2018	US	USD	260,000	256,750	0.06
RSHB (Russian Agri.Bank) 6.00% VRN 03/06/2021 144A	LU	USD	299,903	255,726	0.06
Hanesbrands 6.375% 15/12/2020	US	USD	260,000	253,796	0.06
Charter Communications 8.00% 30/04/2012 144A	US	USD	245,000	249,594	0.06
International Bank for Reconstr.& Development 8.20% 12/12/2012	99	NGN	39,987,031	248,572	0.06
Nigeria 6.75% 28/01/2021 144A	NG	USD	249,919	244,608	0.06
Croatia 6.625% 14/07/2020 144A	HR	USD	259,916	244,321	0.06
Sprint Capital 8.375% 15/03/2012	US	USD	240,000	243,900	0.06
Majapahit Holding 7.25% 28/06/2017 Reg S	NL	USD	224,927	242,921	0.06
Indonesia 6.625% 17/02/2037 144A	ID	USD	214,930	242,871	0.06
Offshore Group Investments 11.50% 01/08/2015	KY	USD	230,000	242,650	0.06
Targa Resources Partners 6.875% 01/02/2021 144A	US	USD	250,000	242,500	0.06
Mexico 8.30% 15/08/2031 MTN	MX	USD	169,945	242,295	0.06

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Clean Harbors 7.625% 15/08/2016	US	USD	230,000	241,788	0.06
Tenneco 6.875% 15/12/2020	US	USD	240,000	238,800	0.06
HCA 8.50% 15/04/2019	US	USD	225,000	238,500	0.06
CDRT Merger Sub 8.125% 01/06/2019 144A	US	USD	255,000	237,788	0.06
Mylan 7.875% 15/07/2020 144A	US	USD	225,000	234,562	0.06
MGM Resorts International 5.875% 27/02/2014	US	USD	255,000	233,857	0.06
Rhodia 6.875% 15/09/2020 144A	FR	USD	200,000	233,380	0.06
Puget Energy 6.00% 01/09/2021	US	USD	235,000	233,091	0.06
Unitymedia Hessen 8.125% 01/12/2017 144A	DE	USD	230,000	232,737	0.06
MarkWest Energy 6.50% 15/08/2021	US	USD	230,000	232,300	0.06
Ally Financial 8.30% 12/02/2015	US	USD	235,000	232,062	0.06
NXP 2.999% FRN 15/10/2013	NL	USD	239,000	231,830	0.06
CB Richard Ellis Services 11.625% 15/06/2017	US	USD	205,000	231,650	0.06
Ukraine 7.95% 23/02/2021 144A	UA	USD	249,919	229,988	0.06
CCO Holdings Capital 8.125% 30/04/2020	US	USD	220,000	229,900	0.06
Videotron Ltee 9.125% 15/04/2018	CA	USD	210,000	229,425	0.06
VTB Capital (VTB Bank) 6.551% 13/10/2020 144A	LU	USD	249,919	229,199	0.06
Regency Energy 6.875% 01/12/2018	US	USD	220,000	229,075	0.06
Power Sector A&L Management 6.875% 02/11/2016 144A	PH	USD	199,935	226,801	0.05
Healthsouth 7.75% 15/09/2022	US	USD	245,000	224,481	0.05
Consol Energy 6.375% 01/03/2021 144A	US	USD	230,000	223,088	0.05
Drummond 9.00% 15/10/2014 144A	US	USD	214,951	221,400	0.05
Oshkosh 8.50% 01/03/2020	US	USD	225,000	220,500	0.05
Healthsouth 8.125% 15/02/2020	US	USD	235,000	219,138	0.05
Ply Gem Industries 8.25% 15/02/2018	US	USD	265,000	218,625	0.05
Provincia de Buenos Aires 11.75% 05/10/2015 144A	AR	USD	249,919	216,691	0.05
US Treasury 2.50% 31/03/2015	US	USD	202,000	215,556	0.05
Crown Americas 6.25% 01/02/2021 144A	US	USD	215,000	214,462	0.05
Pemex Project Funding MT 6.625% 15/06/2038	US	USD	199,935	214,286	0.05
Sensata Technologies 6.50% 15/05/2019 144A	NL	USD	225,000	211,500	0.05
Michaels Stores 7.75% 01/11/2018	US	USD	225,000	211,500	0.05
DaVita 6.375% 01/11/2018	US	USD	220,000	209,550	0.05
Hungary 7.625% 29/03/2041	HU	USD	213,931	208,475	0.05
Ukraine 7.75% 23/09/2020 144A	UA	USD	229,925	207,940	0.05
Healthsouth 7.25% 01/10/2018	US	USD	215,000	206,927	0.05
Syniverse Holdings 9.125% 15/01/2019	US	USD	205,000	205,718	0.05
Lebanon 6.00% 20/05/2019 GMTN	LB	USD	199,935	205,683	0.05
International Lease Finance 5.25% 10/01/2013 MTN	US	USD	212,000	205,640	0.05
Turkey 5.625% 30/03/2021	TR	USD	199,935	205,373	0.05
Colombia 4.375% 12/07/2021	CO	USD	199,935	204,899	0.05
Digicel Group 10.50% 15/04/2018 144A	BM	USD	205,000	202,950	0.05
Western Express 12.50% 15/04/2015 144A	US	USD	305,000	202,825	0.05
Indonesia 4.875% 05/05/2021 144A	ID	USD	199,935	202,309	0.05
Lyondell Chemical 8.00% 01/11/2017 144A	US	USD	182,000	201,562	0.05
Ally Financial (Guaranted) 6.00% 15/12/2011	US	USD	200,000	201,000	0.05
Tenet Healthcare 9.875% 01/07/2014	US	USD	190,000	199,975	0.05

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Duquesne Light Holdings 5.90% 01/12/2021 144A	US	USD	196,000	198,559	0.05
Giant Funding 8.25% 01/02/2018 144A	US	USD	200,000	198,500	0.05
Croatia 6.375% 24/03/2021 144A	HR	USD	214,930	197,247	0.05
MGM Resorts International 7.50% 01/06/2016	US	USD	225,000	195,750	0.05
Windstream 8.125% 01/09/2018	US	USD	190,000	195,700	0.05
Venezuela 12.75% 23/08/2022 Reg S	VE	USD	244,921	195,532	0.05
Pertamina Persero 6.50% 27/05/2041 144A	ID	USD	199,935	195,427	0.05
Sri Lanka 6.25% 27/07/2021 144A	LK	USD	199,935	194,937	0.05
Senegal 8.75% 13/05/2021 144A	SN	USD	199,935	194,577	0.05
Turkey 8.00% 14/02/2034	TR	USD	159,948	193,045	0.05
Linn Energy 6.50% 15/05/2019 144A	US	USD	205,000	192,700	0.05
Freddie Mac 1.00% 30/07/2014	US	USD	190,000	191,919	0.05
Delphi 5.875% 15/05/2019 144A	US	USD	205,000	191,675	0.05
US Treasury 2.625% 31/07/2014	US	USD	180,000	191,123	0.05
Afren 11.50% 01/02/2016 144A	GB	USD	199,935	190,889	0.05
Turkey 6.00% 14/01/2041	TR	USD	199,935	190,338	0.05
Teleflex 6.875% 01/06/2019	US	USD	190,000	189,525	0.05
Ghana 15.65% 03/06/2013	GH	GHS	289,906	188,220	0.05
Charter Communications 10.875% 15/09/2014 144A	US	USD	175,000	188,125	0.05
EV Energy 8.00% 15/04/2019 144A	US	USD	190,000	187,625	0.05
International Lease Finance 6.75% 01/09/2016 144A	US	USD	190,000	187,150	0.05
Covanta Holding 7.25% 01/12/2020	US	USD	180,000	186,525	0.05
Serbia 7.25% 28/09/2021 144A	RS	USD	199,935	185,940	0.05
Braskem America Finance 7.125% 22/07/2041 144A	US	USD	199,935	185,940	0.05
International Lease Finance 5.75% 15/05/2016	US	USD	205,000	185,650	0.04
Jordania 3.875% 12/11/2015 Reg S	JO	USD	199,935	185,565	0.04
Headwaters 7.625% 01/04/2019	US	USD	240,000	184,800	0.04
Ford Motor Credit 6.625% 15/08/2017	US	USD	175,000	184,660	0.04
Braskem Finance 5.75% 15/04/2021 144A	KY	USD	199,935	183,940	0.04
Drummond 7.375% 15/02/2016	US	USD	180,000	182,700	0.04
CC Holdings GS V 7.75% 01/05/2017 144A	US	USD	170,000	182,112	0.04
Kinove German Bondco 9.625% 15/06/2018 144A	DE	USD	200,000	182,000	0.04
Ardagh Packaging Finance 9.125% 15/10/2020 144A	IE	USD	200,000	182,000	0.04
Fannie Mae 0.625% 30/10/2014	US	USD	182,000	181,711	0.04
Ally Financial 7.00% 01/02/2012	US	USD	180,000	181,035	0.04
Reynolds American 7.30% 15/07/2015	US	USD	155,000	180,809	0.04
Ukraine 6.25% 17/06/2016 144A	UA	USD	199,935	179,067	0.04
Sino-Forest 6.25% 21/10/2017 144A	CA	USD	699,773	178,005	0.04
AES 7.375% 01/07/2021 144A	US	USD	180,000	177,975	0.04
Ford Motor 6.625% 15/02/2028	US	USD	180,000	177,384	0.04
Delphi 6.125% 15/05/2021 144A	US	USD	190,000	177,175	0.04
Calcipar 6.875% 01/05/2018 144A	LU	USD	200,000	177,000	0.04
NBTY 9.00% 01/10/2018	US	USD	170,000	176,800	0.04
Sheridan Group 12.50% 15/04/2014	US	USD	205,000	176,300	0.04
Alpha Natural Resources 6.25% 01/06/2021	US	USD	185,000	176,212	0.04
Cenveo 10.50% 15/08/2016 144A	US	USD	220,000	176,000	0.04

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Audatex North America 6.75% 15/06/2018 144A	US	USD	180,000	175,950	0.04
Mexichem 8.75% 06/11/2019 144A	MX	USD	149,951	175,443	0.04
SCF Capital 5.375% 27/10/2017 144A	IE	USD	199,935	175,443	0.04
BP Capital Markets 3.83% 06/10/2017 EMTN	GB	EUR	125,000	173,199	0.04
Wind Acquisition Finance 7.25% 15/02/2018 144A	LU	USD	200,000	173,000	0.04
Steel Capital (Severstal JSC) 6.25% 26/07/2016 144A	RU	USD	199,935	172,944	0.04
Lennar 5.60% 31/05/2015	US	USD	190,000	172,900	0.04
NCUA Guaranteed Notes 1.40% 12/06/2015	US	USD	170,000	172,526	0.04
Sappi Papier Holding 6.625% 15/04/2021 144A	AT	USD	200,000	171,250	0.04
Energy Transfer Partners 9.00% 15/04/2019	US	USD	140,000	169,274	0.04
Basic Energy Services 7.75% 15/02/2019 144A	US	USD	180,000	169,200	0.04
Clear Channel Communications 5.00% 15/03/2012	US	USD	170,000	167,450	0.04
Omega Healthcare Investors 6.75% 15/10/2022	US	USD	175,000	167,125	0.04
Eastman Kodak 9.75% 01/03/2018 144A	US	USD	240,000	166,800	0.04
Dynegy Holdings 7.50% 01/06/2015	US	USD	255,000	165,750	0.04
Petroleos de Venezuela 8.00% 17/11/2013 144A	VE	USD	184,940	164,916	0.04
Dominican Republic 7.50% 06/05/2021 144A	DO	USD	164,947	162,860	0.04
SunGard Data Systems 4.875% 15/01/2014	US	USD	165,000	162,525	0.04
VimpelCom Holdings 7.504% 01/03/2022 144A	NL	USD	199,935	161,198	0.04
Ally Financial (Unsecured) 8.00% 01/11/2031	US	USD	180,000	158,794	0.04
National CineMedia 7.875% 15/07/2021	US	USD	160,000	158,392	0.04
Chesapeake Energy 6.875% 15/11/2020	US	USD	150,000	158,250	0.04
Indonesia 7.75% 17/01/2038 144A	ID	USD	124,959	158,178	0.04
Forbes Energy Services 9.00% 15/06/2019 144A	US	USD	155,000	158,003	0.04
Reynolds Group Issuer 7.875% 15/08/2019 144A	US	USD	160,000	157,600	0.04
SSB no. 1 (Oschadbank) 8.25% 10/03/2016	GB	USD	199,935	157,574	0.04
Oil States International 6.50% 01/06/2019 144A	US	USD	160,000	157,400	0.04
BFF International 7.25% 28/01/2020 144A	BR	USD	149,951	156,699	0.04
Fresenius US Finance II 9.00% 15/07/2015 144A	US	USD	140,000	155,400	0.04
Calpine 7.875% 31/07/2020 144A	US	USD	155,000	154,605	0.04
CodeLco 5.625% 21/09/2035 144A	CL	USD	134,956	153,992	0.04
Colombia 11.75% 25/02/2020	CO	USD	99,968	153,625	0.04
US Treasury 3.75% 15/08/2041	US	USD	133,000	153,314	0.04
Russia Foreign Bond 7.85% 10/03/2018 144A	RU	RUB	4,998,379	153,177	0.04
Omega Healthcare Investors 7.00% 15/01/2016	US	USD	150,000	153,000	0.04
Clear Channel Communications 5.50% 15/09/2014	US	USD	255,000	153,000	0.04
Chesapeake Energy 9.50% 15/02/2015	US	USD	135,000	152,381	0.04
Lithuania 5.125% 14/09/2017 144A	LT	USD	154,950	152,044	0.04
Omega Healthcare Investors 7.50% 15/02/2020	US	USD	150,000	151,875	0.04
Petrobras International Finance 5.375% 27/01/2021	KY	USD	149,951	151,390	0.04
Dycom Investments 7.125% 15/01/2021	US	USD	155,000	150,350	0.04
Ally Financial 6.25% 01/12/2017	US	USD	170,000	150,131	0.04
Financing of IPSE 8.375% 03/11/2017 144A	UA	USD	159,948	147,652	0.04
BE Aerospace 6.875% 01/10/2020	US	USD	140,000	146,650	0.04
Grupo Famsa 11.00% 20/07/2015 Reg S	MX	USD	149,951	146,353	0.04
Kabel BW 7.50% 15/03/2019 144A	DE	USD	150,000	146,250	0.04

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Steel Dynamics 7.375% 01/11/2012	US	USD	140,000	144,550	0.03
Vanguard Health Holding 7.75% 01/02/2019	US	USD	160,000	143,600	0.03
Precision Drilling 6.625% 15/11/2020	CA	USD	145,000	143,550	0.03
Toys R Us Delaware 7.375% 01/09/2016 144A	US	USD	150,000	143,250	0.03
Crown Castle International 9.00% 15/01/2015	US	USD	135,000	142,931	0.03
Navios Maritime 8.125% 15/02/2019	MH	USD	170,000	142,928	0.03
CM-CIC Home Loan 4.375% 17/03/2021 Reg S	FR	EUR	100,000	142,789	0.03
Quicksilver Resources 9.125% 15/08/2019	US	USD	145,000	139,925	0.03
Ferrelgas 6.50% 01/05/2021	US	USD	160,000	138,392	0.03
Imperial Tobacco Finance 4.50% 05/07/2018 EMTN	GB	EUR	100,000	137,785	0.03
Continental Airlines 2004-ERJ 1 9.558% 01/09/2019	US	USD	135,921	137,280	0.03
CCO Holdings Capital 7.00% 15/01/2019 144A	US	USD	140,000	137,200	0.03
CPI International 8.00% 15/02/2018	US	USD	155,000	137,167	0.03
Pride International 8.50% 15/06/2019	US	USD	110,000	137,017	0.03
Fidelity National Information Services 7.875% 15/07/2020	US	USD	130,000	135,850	0.03
American Casino & Entertainment 11.00% 15/06/2014	US	USD	138,000	134,895	0.03
Helix Energy Solutions Group 9.50% 15/01/2016 144A	US	USD	130,000	134,875	0.03
Petrohawk Energy 7.875% 01/06/2015	US	USD	125,000	133,125	0.03
Ford Motor 6.625% 01/10/2028	US	USD	135,000	132,276	0.03
Energy Future Holdings 6.50% 15/11/2024	US	USD	332,000	131,555	0.03
APERAM 7.375% 01/04/2016 144A	LU	USD	150,000	131,250	0.03
Valeant Pharmaceuticals 7.00% 01/10/2020 144A	US	USD	145,000	131,218	0.03
Reynolds Group Issuer 8.25% 15/02/2021 144A	US	USD	160,000	131,200	0.03
Mylan 7.625% 15/07/2017 144A	US	USD	125,000	129,844	0.03
VEB Finance (Vnesheconombank) 5.45% 22/11/2017 144A	IE	USD	134,956	129,811	0.03
EXIM Bank of India 0.693% FRN 07/06/2012	IN	JPY	10,000,000	129,191	0.03
Freddie Mac 0.375% 30/11/2012	US	USD	129,000	129,092	0.03
APERAM 7.75% 01/04/2018 144A	LU	USD	150,000	129,000	0.03
VEB Finance (Vnesheconombank) 6.80% 22/11/2025 144A	IE	USD	134,956	128,601	0.03
Coleman Cable 9.00% 15/02/2018	US	USD	130,000	128,368	0.03
Aviv Healthcare Properties 7.75% 15/02/2019	US	USD	135,000	128,334	0.03
Brazil 7.125% 20/01/2037	BR	USD	99,968	128,211	0.03
Univision Communications 7.875% 01/11/2020 144A	US	USD	140,000	128,100	0.03
Revlon Consumer Products 9.75% 15/11/2015	US	USD	120,000	127,794	0.03
Federal Home Loan Banks 0.50% 28/08/2013	US	USD	125,000	125,170	0.03
DISH DBS 7.75% 31/05/2015	US	USD	120,000	124,800	0.03
Denbury Resources 8.25% 15/02/2020	US	USD	119,000	124,355	0.03
Pride International 6.875% 15/08/2020	US	USD	105,000	122,773	0.03
Nielsen Finance 11.50% 01/05/2016	US	USD	107,000	121,712	0.03
Energy Future Holdings 6.55% 15/11/2034	US	USD	310,000	121,094	0.03
MCE Finance 10.25% 15/05/2018	KY	USD	115,000	120,175	0.03
Ipalco Enterprises 7.25% 01/04/2016 144A	US	USD	115,000	119,744	0.03
AES 9.75% 15/04/2016	US	USD	110,000	119,482	0.03
Tenneco 8.125% 15/11/2015	US	USD	115,000	117,875	0.03
JDA Software Group 8.00% 15/12/2014	US	USD	110,000	116,600	0.03
OXEA Finance 9.50% 15/07/2017 144A	LU	USD	119,000	116,025	0.03

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Argentina 2.50% 31/12/2038	AR	USD	339,890	114,713	0.03
MGM Resorts International 9.00% 15/03/2020	US	USD	110,000	114,125	0.03
NXP 9.75% 01/08/2018 144A	NL	USD	110,000	113,850	0.03
JMC Steel Group 8.25% 15/03/2018 144A	US	USD	125,000	113,125	0.03
Lamar Media 6.625% 15/08/2015 C	US	USD	115,000	112,988	0.03
Continental Airlines 2005-ERJ 1 9.798% 01/04/2021	US	USD	113,176	112,610	0.03
Majapahit Holding 8.00% 07/08/2019 144A	NL	USD	99,968	112,464	0.03
Turkey 7.00% 11/03/2019	TR	USD	99,968	112,346	0.03
Roadhouse Financing 10.75% 15/10/2017	US	USD	120,000	112,050	0.03
Panama 5.20% 30/01/2020	PA	USD	99,968	109,868	0.03
South Africa 5.50% 09/03/2020	ZA	USD	99,968	109,261	0.03
Mercer International 9.50% 01/12/2017	US	USD	110,000	109,170	0.03
NAI Entertainment Holdings 8.25% 15/12/2017 144A	US	USD	105,000	108,801	0.03
Lithuania 7.375% 11/02/2020 144A	LT	USD	99,968	108,125	0.03
Petroleum Development 12.00% 15/02/2018	US	USD	100,000	108,000	0.03
El Salvador 7.375% 01/12/2019 144A	SV	USD	99,968	107,778	0.03
Korea 4.00% 10/06/2012	KR	KRW	124,959,473	107,511	0.03
South East Water Finance 5.583% 29/03/2029	KY	GBP	65,000	106,777	0.03
DigitalGlobe 10.50% 01/05/2014	US	USD	95,000	105,683	0.03
Tenet Healthcare 9.25% 01/02/2015	US	USD	105,000	104,738	0.03
Kansas City Southern Mexico 6.125% 15/06/2021	MX	USD	105,000	104,738	0.03
Ono Finance II 10.875% 15/07/2019 144A	IE	USD	150,000	103,778	0.03
Fannie Mae 1.125% 27/06/2014	US	USD	102,000	103,381	0.03
Spansion 7.875% 15/11/2017 144A	US	USD	105,000	102,370	0.02
Petroleos de Venezuela 12.75% 17/02/2022 144A	VE	USD	139,955	102,342	0.02
Mac-Gray 7.625% 15/08/2015	US	USD	100,000	101,745	0.02
Ford Motor 6.375% 01/02/2029	US	USD	105,000	101,600	0.02
Continental Airlines 8.75% 01/12/2011	US	USD	100,000	101,595	0.02
Oshkosh 8.25% 01/03/2017	US	USD	100,000	100,750	0.02
MTS Internation Funding 8.625% 22/06/2020 144A	IE	USD	99,968	100,267	0.02
Uruguay 6.875% 28/09/2025	UY	USD	84,972	100,267	0.02
DISH DBS 6.375% 01/10/2011	US	USD	100,000	100,188	0.02
Boise Paper Holdings 9.00% 01/11/2017	US	USD	95,000	99,512	0.02
Vietnam 6.875% 15/01/2016 144A	VN	USD	99,968	98,968	0.02
Ineos Finance 9.00% 15/05/2015 144A	GB	USD	100,000	98,875	0.02
Fidelity National Information Services 7.625% 15/07/2017	US	USD	95,000	98,800	0.02
Lithuania 6.125% 09/03/2021 144A	LT	USD	99,968	98,663	0.02
RSHB (Russian Agri.Bank) 6.299% 15/05/2017 144A	LU	USD	99,968	98,573	0.02
Jabil Circuit 5.625% 15/12/2020	US	USD	100,000	98,500	0.02
Graphic Packaging International 7.875% 01/10/2018	US	USD	95,000	97,138	0.02
Iceland 4.875% 16/06/2016 144A	IS	USD	99,968	96,469	0.02
Digicel 8.25% 01/09/2017 144A	BM	USD	100,000	95,495	0.02
Chesapeake Midstream 5.875% 15/04/2021 144A	US	USD	100,000	95,000	0.02
Reynolds Group Issuer 7.125% 15/04/2019 144A	US	USD	100,000	93,750	0.02
Lamar Media 6.625% 15/08/2015	US	USD	95,000	93,575	0.02
CCO Holdings Capital 7.875% 30/04/2018	US	USD	90,000	91,800	0.02

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Star Gas Partners 8.875% 01/12/2017	US	USD	90,000	91,575	0.02
Briggs & Stratton 6.875% 15/12/2020	US	USD	90,000	91,570	0.02
Interpublic Group 10.00% 15/07/2017	US	USD	80,000	91,200	0.02
Petroleos de Venezuela 5.50% 12/04/2037 Reg S	VE	USD	199,935	90,304	0.02
Lamar Media 7.875% 15/04/2018	US	USD	90,000	90,225	0.02
Ally Financial (Unsecured) 6.625% 15/05/2012	US	USD	90,000	89,775	0.02
Boart Longyear Management 7.00% 01/04/2021 144A	AU	USD	90,000	87,806	0.02
Fresenius Medicale Care 6.50% 15/09/2018 144A	US	USD	85,000	86,806	0.02
Kansas City Southern Railway 8.00% 01/06/2015	US	USD	80,000	85,900	0.02
Continental Resources 7.125% 01/04/2021	US	USD	85,000	85,850	0.02
Calumet Finance (Unsecured) 9.375% 01/05/2019 144A	US	USD	90,000	84,488	0.02
Rotech Healthcare 10.50% 15/03/2018	US	USD	105,000	84,000	0.02
Berry Petroleum 10.25% 01/06/2014	US	USD	75,000	83,625	0.02
USI Holdings 4.161% FRN 15/11/2014 144A	US	USD	95,000	83,125	0.02
Affinia Group 9.00% 30/11/2014	US	USD	85,000	82,450	0.02
Frac Tech 7.125% 15/11/2018 144A	US	USD	80,000	80,000	0.02
Exide Technologies 8.625% 01/02/2018	US	USD	85,000	79,475	0.02
Cinemark USA 7.375% 15/06/2021	US	USD	80,000	79,196	0.02
Carrizo Oil & Gas 8.625% 15/10/2018	US	USD	80,000	78,400	0.02
Navios Maritime 8.875% 01/11/2017	MH	USD	80,000	78,036	0.02
Navios Maritime Acquisition 8.625% 01/11/2017	MH	USD	90,000	77,569	0.02
Texas Petrochemical 8.25% 01/10/2017 144A	US	USD	75,000	75,375	0.02
Offshore Group Investments 11.50% 01/08/2015 144A	KY	USD	70,000	73,500	0.02
Solutia 7.875% 15/03/2020	US	USD	70,000	72,625	0.02
CB Richard Ellis Services 6.625% 15/10/2020	US	USD	75,000	72,375	0.02
Rexam 4.375% 15/03/2013 EMTN	GB	EUR	50,000	68,914	0.02
Energy Partners 8.25% 15/02/2018	US	USD	75,000	68,766	0.02
GEO Group 6.625% 15/02/2021	US	USD	70,000	67,900	0.02
Sonic Automotive 9.00% 15/03/2018	US	USD	65,000	66,625	0.02
Calumet Finance (Guaranteed) 9.375% 01/05/2019 144A	US	USD	70,000	66,456	0.02
MarkWest Energy 6.75% 01/11/2020	US	USD	65,000	66,300	0.02
PolyOne 7.375% 15/09/2020	US	USD	65,000	66,138	0.02
Elizabeth Arden 7.375% 15/03/2021	US	USD	65,000	65,000	0.02
Polymer Group 7.75% 01/02/2019 144A	US	USD	65,000	64,997	0.02
HCA 6.375% 15/01/2015	US	USD	65,000	63,212	0.02
US Bank NA 4.375% VRN 28/02/2017 EMTN	US	EUR	50,000	61,891	0.01
Aircastle 9.75% 01/08/2018	BM	USD	60,000	60,900	0.01
Gray Television 10.50% 29/06/2015	US	USD	65,000	60,772	0.01
WMG Acquisition 9.50% 15/06/2016 144A	US	USD	60,000	60,600	0.01
Trinidad Drilling 7.875% 15/01/2019 144A	CA	USD	60,000	60,300	0.01
Reynolds Group Issuer 9.00% 15/04/2019 144A	US	USD	70,000	59,719	0.01
Kansas City Southern Railway 13.00% 15/12/2013	US	USD	52,000	59,670	0.01
Nielsen Finance 11.625% 01/02/2014	US	USD	52,000	59,280	0.01
Sabra Health Care 8.125% 01/11/2018	US	USD	60,000	56,850	0.01
Satmex Escrow 9.50% 15/05/2017 144A	MX	USD	55,000	54,175	0.01
Seagate Technology 10.00% 01/05/2014 144A	KY	USD	48,000	54,000	0.01

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
Associated Materials 9.125% 01/11/2017	US	USD	65,000	53,625	0.01
Casella Waste Systems 11.00% 15/07/2014	US	USD	50,000	53,375	0.01
SunCoke Energy 7.625% 01/08/2019 144A	US	USD	55,000	52,797	0.01
Berry Petroleum 6.75% 01/11/2020	US	USD	55,000	51,975	0.01
NCL 9.50% 15/11/2018 144A	BM	USD	50,000	51,312	0.01
Verso Paper Holdings 4.004% FRN 01/08/2014	US	USD	65,000	50,700	0.01
Navios Logistics 9.25% 15/04/2019 144A	MH	USD	55,000	49,019	0.01
NXP 10.00% 15/07/2013 144A	NL	USD	45,000	48,712	0.01
Asbury Automotive Group 8.375% 15/11/2020	US	USD	50,000	48,250	0.01
Tennessee Gas Pipeline 8.00% 01/02/2016	US	USD	40,000	47,880	0.01
Easton-Bell Sports 9.75% 01/12/2016	US	USD	45,000	47,250	0.01
Landry's Restaurants 11.625% 01/12/2015	US	USD	45,000	46,800	0.01
GEO Group 7.75% 15/10/2017	US	USD	45,000	46,685	0.01
Delta Air Lines 9.50% 15/09/2014 144A	US	USD	44,000	45,760	0.01
Ally Financial (Unsecured) 6.00% 15/12/2011	US	USD	45,000	45,225	0.01
Viasat 8.875% 15/09/2016	US	USD	40,000	41,198	0.01
AMC Networks 7.75% 15/07/2021 144A	US	USD	40,000	41,100	0.01
Precision Drilling 6.50% 15/12/2021 144A	CA	USD	40,000	39,600	0.01
Clearwater Paper 7.125% 01/11/2018	US	USD	40,000	39,600	0.01
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016	US	USD	35,000	36,138	0.01
Federal Home Loan Banks 0.875% 27/12/2013	US	USD	35,000	35,309	0.01
Ford Motor 7.45% 16/07/2031	US	USD	30,000	33,486	0.01
K Hovnanian Enterprises 11.875% 15/10/2015	US	USD	70,000	32,725	0.01
HSBC Bank 5.75% VRN 27/06/2017 EMTN	GB	GBP	20,000	31,368	0.01
Plains Exploration & Production 7.625% 01/06/2018	US	USD	30,000	30,300	0.01
General Cable 7.125% 01/04/2017	US	USD	30,000	30,150	0.01
Dignity Finance 8.151% 31/12/2030 B	GB	GBP	15,000	29,778	0.01
Nexstar Broadcasting 7.00% 15/01/2014	US	USD	31,000	29,295	0.01
Tenet Healthcare 9.00% 01/05/2015	US	USD	25,000	26,312	0.01
Seven Seas Cruises 9.125% 15/05/2019 144A	PA	USD	25,000	25,000	0.01
Sugarhouse HSP Gaming 8.625% 15/04/2016 144A	US	USD	25,000	24,750	0.01
Univision Communications 6.875% 15/05/2019 144A	US	USD	20,000	17,999	0.00
International Lease Finance 6.375% 25/03/2013	US	USD	16,000	15,480	0.00
Edison Mission Energy 7.00% 15/05/2017	US	USD	25,000	15,364	0.00
MGM Resorts International 6.75% 01/04/2013	US	USD	5,000	4,850	0.00
Bank of America 7.625% 01/06/2019	US	USD	3,000	3,093	0.00
General Motors Warrants 10/07/2016	US	USD	145	1,727	0.00
General Motors Warrants 10/07/2019	US	USD	145	1,185	0.00
Bank of America 7.375% 15/05/2014	US	USD	1,000	1,033	0.00
Motors Liquidation 7.20% 15/01/2011 (Defaulted) *	US	USD	40,000	436	0.00
				378,088,186	91.51

	国コード	通貨	額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率 (%)
非上場					
GS (Indonesia Loan) SLP 0.75% 14/12/2019 *	ID	USD	1,596,936	1,501,120	0.36
Canada Housing Trust 1.329% FRN 15/09/2016	CA	CAD	1,500,000	1,434,939	0.35
Valeant Pharmaceuticals 7.25% 15/07/2022 144A	US	USD	865,000	761,200	0.18
Energy Future Intermediate 11.00% 01/10/2021 Reg S	US	USD	495,000	465,300	0.11
Citi (Indonesia Loan 1995) SLP 0.75% 14/12/2019 *	ID	USD	476,753	448,148	0.11
Building Materials 6.75% 01/05/2021 144A	US	USD	330,000	315,150	0.08
Petco Animal Supplies 9.25% 01/12/2018 144A	US	USD	310,000	313,100	0.08
RDS Ultra-Deepwater 11.875% 15/03/2017 144A	KY	USD	275,000	279,812	0.07
Multiplan 9.875% 01/09/2018 144A	US	USD	265,000	261,025	0.06
Sequa 11.75% 01/12/2015 144A	US	USD	230,000	241,500	0.06
North American Energy 10.875% 01/06/2016 144A	US	USD	185,000	192,862	0.05
Georgia Gulf 9.00% 15/01/2017 144A	US	USD	185,000	187,775	0.05
Tower Automotive Holdings 10.625% 01/09/2017 144A	US	USD	186,000	186,000	0.05
Barclays Credit Linked (Ghana) 4.78% 29/07/2013 RegS	GB	USD	199,935	183,550	0.04
International Automotive 9.125% 01/06/2018 144A	ES	USD	185,000	173,900	0.04
Eastman Kodak 10.625% 15/03/2019 144A	US	USD	205,000	143,500	0.03
Viasystems 12.00% 15/01/2015 144A	US	USD	130,000	140,725	0.03
Rural/Metro 10.125% 15/07/2019 144A	US	USD	140,000	131,600	0.03
Rain CII Carbon 8.00% 01/12/2018 144A	US	USD	130,000	130,650	0.03
Calfrac Holdings 7.50% 01/12/2020 144A	US	USD	135,000	128,925	0.03
AMGH Merger Sub 9.25% 01/11/2018 144A	US	USD	115,000	116,725	0.03
NSG Holdings 7.75% 15/12/2025 Reg S	US	USD	100,000	97,500	0.02
Crestwood Midstream 7.75% 01/04/2019 144A	US	USD	95,000	90,903	0.02
Penson Worldwide 12.50% 15/05/2017 144A	US	USD	115,000	85,669	0.02
Bresnan Broadband Holdings 8.00% 15/12/2018 144A	US	USD	85,000	84,575	0.02
Academy / Academy Finance 9.25% 01/08/2019 144A	US	USD	80,000	73,200	0.02
United Airlines 9.875% 01/08/2013 144A	US	USD	58,000	60,320	0.01
Masonite International 8.25% 15/04/2021 144A	CA	USD	65,000	59,150	0.01
Shingle Springs Tribal G.A. 9.375% 15/06/2015 Reg S	US	USD	50,000	32,438	0.01
Waterford Gaming 8.625% 15/09/2014 Reg S *	US	USD	49,728	27,350	0.01
				8,348,611	2.02
その他				8	0.00
投資有価証券合計 (取得原価383,049,143米ドル)				386,436,805	93.53

* 取締役会により価格が決定された証券。

	対象エク スポー ジャー (米ドル)	未実現(損) 益(米ドル)	純資産 比率 (%)
為替先渡契約			
(Bought : 購入, Sold : 売却, at : レート, 決済日 : 日 / 月 / 年)			
Bought USD Sold EUR at 1.42441 18/11/2011	1,351,172	80,355	0.02
Bought USD Sold CAD at 1.01090 18/11/2011	708,501	36,532	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.41222 18/11/2011	606,347	30,564	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.43895 18/11/2011	364,346	25,610	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.36316 18/11/2011	1,617,373	22,512	0.01
Bought USD Sold CAD at 1.02129 18/11/2011	338,388	21,106	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.42791 18/11/2011	299,812	18,612	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.37985 18/11/2011	217,801	5,734	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.37679 18/11/2011	207,045	4,980	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01313 18/11/2011	203,812	2,139	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.35987 18/11/2011	174,779	2,004	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01308 18/11/2011	205,864	1,400	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.34617 18/11/2011	988,171	1,261	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.57043 18/11/2011	195,191	1,113	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.74470 18/11/2011	263,193	319	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.04221 18/11/2011	158,318	302	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.74477 18/11/2011	196,034	256	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01298 18/11/2011	425,873	(158)	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.55770 18/11/2011	237,352	(581)	0.00
Bought JPY Sold USD at 76.74420 18/11/2011	194,008	(626)	0.00
Bought JPY Sold USD at 76.29000 18/11/2011	203,356	(1,855)	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.63281 18/11/2011	189,629	(2,246)	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.54090 18/11/2011	454,404	(6,002)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.73345 18/11/2011	459,474	(6,395)	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.98983 18/11/2011	302,074	(14,636)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.71185 18/11/2011	349,795	(15,027)	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.97971 18/11/2011	286,820	(16,686)	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.61433 18/11/2011	432,995	(17,629)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70060 18/11/2011	316,870	(18,402)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70186 18/11/2011	357,622	(20,165)	0.00
Bought JPY Sold USD at 76.47500 18/11/2011	3,367,636	(22,635)	(0.01)
Bought EUR Sold USD at 0.73652 18/11/2011	3,167,584	(30,982)	(0.01)
Bought EUR Sold USD at 0.71178 18/11/2011	1,256,007	(54,069)	(0.01)
		26,705	0.01

	通貨	対象エクスポージャー	未実現 (損) 益 (米ドル)	純資産比率 (%)
先物				
Euro-Bund Future 08/12/2011	EUR	1,228,410	3,252	0.00
Euro BOBL Future 08/12/2011	EUR	(977,040)	2,238	0.00
Japan 10 Years Bond Future 09/12/2011	JPY	284,480,000	(6,529)	0.00
			(1,039)	0.00
その他の資産および負債			26,695,287	6.46
純資産			413,157,758	100.00

地域別			部門別		
国	国コード	純資産 比率 (%)	国	国コード	純資産 比率 (%)
			コンゴ	C G	0.09
アメリカ合衆国	U S	61.38	リトアニア	L T	0.09
英国	G B	3.45	マーシャル諸島	M H	0.08
カナダ	C A	2.77	ペルー	P E	0.08
イタリア	I T	2.37	パキスタン	P K	0.08
ドイツ	D E	2.36	パラグアイ	P Y	0.07
フランス	F R	2.14	グルジア	G E	0.07
国際機関	9 9	1.90	フィンランド	F I	0.07
ルクセンブルグ	L U	1.76	モンゴル	M N	0.06
ベネズエラ	V E	1.49	ナイジェリア	N G	0.06
メキシコ	M X	1.38	セネガル	S N	0.05
ブラジル	B R	0.99	ガーナ	G H	0.05
インドネシア	I D	0.99	セルビア	R S	0.05
トルコ	T R	0.82	ヨルダン	J O	0.04
オランダ	N L	0.73	スペイン	E S	0.04
ロシア	R U	0.73	オーストリア	A T	0.04
フィリピン	P H	0.68	ドミニカ共和国	D O	0.04
バミューダ	B M	0.63	インド	I N	0.03
コロンビア	C O	0.59	アイスランド	I S	0.02
ケイマン諸島	K Y	0.57	現金その他純資産		6.46
日本	J P	0.47			
アルゼンチン	A R	0.46			
アイルランド	I E	0.40			
エルサルバドル	S V	0.39	部門		純資産 比率 (%)
オーストラリア	A U	0.36	政府		46.72
ウクライナ	U A	0.26	金融		16.41
カザフスタン	K Z	0.25	電気通信サービス		5.65
ベトナム	V N	0.25	エネルギー		4.81
レバノン	L B	0.23	一般消費財 ・ サービス		4.49
ハンガリー	H U	0.22	公益事業		3.61
ウルグアイ	U Y	0.17	ヘルスケア		3.08
韓国	K R	0.16	資本財 ・ サービス		2.85
パナマ	P A	0.16	素材		2.63
ベルギー	B E	0.16	情報技術		2.35
スリランカ	L K	0.16	生活必需品		0.95
ベラルーシ	B Y	0.15	現金その他純資産		6.46
南アフリカ	Z A	0.12			
チリ	C L	0.11			
クロアチア	H R	0.11			
イラク	I Q	0.10			

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

投資明細表、地域別および部門別の純資産比率は、四捨五入されている。

[次へ](#)

Statement on Net Assets as at 30 September 2011

NAME	Combined	Emerging Market Debt Fund	US Dollar Monthly Income
CURRENCY	USD	USD	USD
ASSETS			
Investments in securities at market value	386,456,038	19,233	386,436,805
Cash at banks and brokers	21,807,689	24	21,807,665
Receivables on investments sold	10,231,811	135	10,231,676
Receivables on fund Units issued	2,426,096	-	2,426,096
Interest receivable	5,641,172	361	5,640,811
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	254,799	-	254,799
Unrealised gain on futures	5,490	-	5,490
Total Assets	426,823,095	19,753	426,803,342
LIABILITIES			
Payables on investments purchased	12,777,128	130	12,776,998
Expenses payable	554,095	65	554,030
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	228,094	-	228,094
Unrealised loss on futures	6,529	-	6,529
Other payables	1,111	-	1,111
Bank overdrafts	78,848	26	78,822
Total Liabilities	13,645,805	221	13,645,584
NET ASSETS as at 30.09.11	413,177,290	19,532	413,157,758
NET ASSETS as at 30.09.10	307,554,576	-	307,554,576
NET ASSETS as at 30.09.09	207,548,718	-	207,548,718
UNITS OUTSTANDING as at 30.09.11			
-A Units		-	10,221,740
-B Units		-	27,593,700
-CS-QDIST Units		1,000	-
-DB Units		1,000	-
NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.11			
-A Units		-	10.93
-B Units		-	10.92
-CS-QDIST Units		9.76	-
-DB Units		9.77	-
NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.10			
-A Units		-	11.06
-B Units		-	11.05
NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.09			
-A Units		-	10.40
-B Units		-	10.40
COST OF INVESTMENTS	383,069,157	20,014	383,049,143

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations and Changes in Net Assets
for the year ended 30 September 2011

NAME	Combined	Emerging Market Debt Fund	US Dollar Monthly Income
CURRENCY	USD	USD	USD
INVESTMENT INCOME			
Interest income	18,664,791	656	18,664,135
Net income	18,664,791	656	18,664,135
EXPENSES			
Investment management fees	3,904,543	47	3,904,496
Administration expenses	780,910	5	780,905
Custody fees	170,018	7	170,011
Legal and audit fees	153,441	5	153,436
Distribution fees	1,435,044	-	1,435,044
Government taxes	207,357	2	207,355
Japan agency fees	78,083	-	78,083
Other expenses	8,912	-	8,912
Total expenses	6,738,308	66	6,738,242
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	11,926,483	590	11,925,893
Net realised gain/(loss) on securities	10,014,487	267	10,014,220
Net realised gain/(loss) on foreign currencies	(140,665)	(6)	(140,659)
Net realised gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	74,630	-	74,630
Net realised gain/(loss) on futures	(46,025)	-	(46,025)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on securities	(14,841,596)	(781)	(14,840,815)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on foreign currencies	35,440	(538)	35,978
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign exchange contracts	(21,816)	-	(21,816)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on futures	(1,039)	-	(1,039)
RESULTS OF OPERATIONS	6,999,899	(468)	7,000,367
DIVIDENDS TO UNITHOLDERS	(11,823,167)	-	(11,823,167)
CAPITAL UNIT TRANSACTIONS			
Proceeds from fund Units issued	139,493,252	20,000	139,473,252
Payment for fund Units redeemed	(29,047,270)	-	(29,047,270)
Increase/(decrease) derived from capital Units transactions	110,445,982	20,000	110,425,982
NET INCREASE/(DECREASE)	105,622,714	19,532	105,603,182
NET ASSETS			
Beginning of year	307,554,576	-	307,554,576
End of year	413,177,290	19,532	413,157,758

CLASS A: UNITS IN ISSUE

Units outstanding - beginning of year	-	7,129,390
Units issued	-	4,284,200
Units redeemed	-	(1,191,850)
Net increase/(decrease) in Units	-	3,092,350
Units outstanding - end of year	-	10,221,740

CLASS B: UNITS IN ISSUE

Units outstanding - beginning of year	-	20,698,540
Units issued	-	8,312,750
Units redeemed	-	(1,417,590)
Net increase/(decrease) in Units	-	6,895,160
Units outstanding - end of year	-	27,593,700

CLASS CS-QDIST: UNITS IN ISSUE

Units outstanding - beginning of year	-	-
Units issued	1,000	-
Units redeemed	-	-
Net increase/(decrease) in Units	1,000	-
Units outstanding - end of year	1,000	-

CLASS DB: UNITS IN ISSUE

Units outstanding - beginning of year	-	-
Units issued	1,000	-
Units redeemed	-	-
Net increase/(decrease) in Units	1,000	-
Units outstanding - end of year	1,000	-

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements

30 September 2011

1. General

The Fund is a mutual investment fund (Fonds Commun de Placement), organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its securities. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the "Management Company"), a company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund is registered under Part II of the Luxembourg law of 17 December 2010 relating to Undertakings for Collective Investment.

Effective 1 July 2011, the Management Company is governed by Chapter 15 of the Luxembourg Law of 17 December 2010 relating to Undertakings for Collective Investment.

As at 27 June 2011, FIL Limited, in its capacity as Investment Manager of the Fund, has been replaced by FIL Fund Management Limited, a company registered in Bermuda and with registered office at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke HM 19, Bermuda.

Reference to the Fund shall, where appropriate in the context, mean the Management Company acting on behalf of the Fund.

As at 30 September 2011 the Fund consisted of two sub-funds, Emerging Market Debt Fund and US Dollar Monthly Income (the "sub-funds").

The following sub-fund was launched during the year ended 30 September 2011:

Sub-fund name	Class of shares	Date of launch
Emerging Market Debt Fund (USD)	Class CS-QDIST	05/04/2011
	Class DB	05/04/2011

The Board of the Management Company has adopted the ALFI Code of Conduct issued in September 2009, which sets out the principles of good governance, and considers that the Fund has been in compliance with it in all material respects throughout the financial period ended 30 September 2011. Any subsequent amendment to the ALFI Code of Conduct will be considered by the Board of the Management Company prior to adoption and necessary disclosure will be made in the Annual Report.

2. Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to undertakings for collective investments.

SECURITY VALUATION. Investments in securities traded on any stock exchange are valued at the last available price at the time when the valuation is carried out on the principal stock exchange on which such security is traded. Securities dealt on any over the counter market are valued in the same manner. The valuation of short-dated debt transferable securities and money market instruments not traded on a regulated exchange is determined by means of the amortised cost method. Under this method, amortised cost is determined by valuing the security at original cost and thereafter accreting (amortising) the discount (premium) to its nominal value at a constant rate until maturity. All other assets are valued in such manner as the Directors of the Management Company consider appropriate. All holdings owned by the Fund are quoted on an official stock exchange or on another regulated market, except where otherwise distinguished in the sub-fund's Schedule of Investments.

During the year under review, a change in the valuation policy of bond securities has taken place effective 25 October 2010. Under the new valuation policy, bond securities are priced using mid prices as opposed to bid prices. The effect of this change to the financial statements includes a one time adjustment to the performance of the US Dollar Monthly Income sub-fund, on the effective date of the policy change. This valuation change had no material impact on the sub-funds.

FAIR VALUE ADJUSTMENTS POLICY. Fair value adjustments may be implemented to protect the interests of the Fund's Unitholders against market timing practices. Accordingly if a sub-fund invests in markets that are closed for business at the time the sub-fund is valued, the Directors may, during periods of market volatility and by derogation from the provisions above under security valuation, allow for the securities included in a particular portfolio to be adjusted to reflect more accurately the fair value of the sub-fund's investments at the point of valuation. As at 30 September 2011, there were no securities within the sub-funds that have been materially fair valued.

CASH AT BANKS AND BROKERS. Cash at banks and brokers are carried at face value.

INVESTMENT SECURITY TRANSACTIONS. Investment security transactions are accounted for on the date securities are purchased or sold. The computation of the cost of sales of securities is made on the basis of average cost.

FUTURES. Futures are accounted for on the date of opening or closing of the contract. Subsequent payments are made or received by the portfolio each day, dependent on the daily fluctuations in the value of the underlying index or security which are recorded for financial reporting purposes as unrealised gains or losses by the portfolio. The unrealised gains or losses resulting from futures are included in the Statement of Net Assets and in the Schedule of Investments. The realised gain and loss is based on the First In – First Out method.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS. Forward foreign exchange contracts are valued on the basis of forward exchange rates prevailing at the closing date and applicable to the remaining period until the expiration date. The unrealised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are included in the Statement of Net Assets and in the Schedule of Investments.

FOREIGN EXCHANGE. The Fund's designated currency is US Dollar. As at 30 September 2011, assets and liabilities have been translated at the prevailing exchange rates on that date. The Directors of the Management Company determine the designated currency of each sub-fund. All transactions denominated in foreign currencies during the year are translated into the sub-fund's designated currency at the exchange rate prevailing on the day of transaction.

FUND UNIT TRANSACTIONS. The issue and redemption price per Unit of the sub-funds is the net asset value per Unit on the date of trade.

INCOME. Interest is accounted for on an accrual basis.

ZERO COUPON DISCLOSURE. Zero coupon bonds and zero coupon money market instruments are disclosed in the Schedule of Investments at a rate reflecting the actual return.

3. Transactions with the Management Company or its Affiliates

During the year ended 30 September 2011, the Management Company and its affiliated companies FIL (Luxembourg) S.A., FIL Limited, and FIL Fund Management Limited, provided certain services such as administrative services, valuation, record keeping or investment management to the Fund. For the services provided by the Investment Manager, the Management Company will pay to the Investment Manager a management fee out of the assets of the Fund, calculated and accrued daily in the currency of the sub-funds.

<u>Sub-fund name</u>	<u>Annual management fee</u>
Emerging Market Debt Fund	0.60%
US Dollar Monthly Income	1.00%

In addition to the annual management fee, US Dollar Monthly Income is subject to an agent company fee of 0.02% of the value of its net assets.

Class B Units are subject to an annual distribution fee of up to 0.50% of the net asset value of the relevant class. This fee is accrued daily and payable monthly to the General Distributor. For the year ended 30 September 2011, the total distribution fee amounted to USD 1,435,044.

4. Taxation

The Fund is not liable to any Luxembourg taxes on income or on realised or unrealised capital gains, or to any Luxembourg withholding tax. Classes A and B Units are subject to a subscription tax at an annual rate of 0.05% on their net assets, and classes CS-QDIST and DB Units are subject to a subscription tax at an annual rate of 0.01% on their net assets, calculated and payable quarterly on the net assets of the sub-funds on the last day of each calendar quarter. Capital gains and interest may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin concerned and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

5. Statement of Changes in Investments

A list specifying for each investment the total purchases and sales which occurred during the year under review, may be obtained free of charge from the Registered Office of the Management Company or from any of the companies registered as Distributors of the Fund.

6. Dividend Payments

The following dividend payments were made during the year ended 30 September 2011:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0362	01 / 10 / 2010
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0317	01 / 10 / 2010
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0320	01 / 11 / 2010
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0272	01 / 11 / 2010
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0306	01 / 12 / 2010
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0260	01 / 12 / 2010
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0295	03 / 01 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0249	03 / 01 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0297	01 / 02 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0250	01 / 02 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0305	01 / 03 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0263	01 / 03 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0338	01 / 04 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0291	01 / 04 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0308	02 / 05 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0264	02 / 05 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0326	01 / 06 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0279	01 / 06 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0320	01 / 07 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0274	01 / 07 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0311	01 / 08 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0263	01 / 08 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0318	01 / 09 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0270	01 / 09 / 2011

7. Cash Balances held at Brokers

As at 30 September 2011, there were outstanding futures collateral amounts in the US Dollar Monthly Income sub-fund, in the form of cash balances held at brokers which have been included in the Cash at banks and brokers amount shown in the Statement of Net Assets. Such cash amounts held at brokers as at 30 September 2011 amounted to USD 71,473.

8. Subsequent Events

The following dividend payments were made after the year ended 30 September 2011:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0331	03 / 10 / 2011
US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0285	03 / 10 / 2011

9. Rates of Exchange

The USD exchange rates as at 30 September 2011 were:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
Brazilian real (BRL)	1.853	Japanese yen (JPY)	77.04
Canadian dollar (CAD)	1.0391	Korean won (KRW)	1,181.1
Chinese yuan (CNY)	6.383	Mexican peso (MXN)	13.7725
Euro (EUR)	0.74357735	Nigerian naira (NGN)	159.95
Ghanaian cedi (GHS)	1.6025	Pound sterling (GBP)	0.64010242
Indian rupee (INR)	49.075	Russian ruble (RUB)	32.1906
Indonesian rupiah (IDR)	8,790	Turkish lira (TRY)	1.8543

US Dollar Monthly Income

Schedule of Investments as at 30 September 2011

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
SECURITIES LISTED ON AN OFFICIAL STOCK EXCHANGE OR DEALT ON OTHER REGULATED MARKETS					
US Treasury 0.625% 15/07/2014	US	USD	13,395,000	13,475,056	3.26
US Treasury 1.50% 31/08/2018	US	USD	11,679,000	11,728,727	2.84
US Treasury 0.375% 30/06/2013	US	USD	9,528,000	9,548,842	2.31
US Treasury 4.375% 15/05/2041	US	USD	7,080,000	9,046,359	2.19
UK Treasury 3.75% 07/09/2020	GB	GBP	3,200,000	5,598,467	1.36
France 4.00% 25/04/2018	FR	EUR	3,500,000	5,256,457	1.27
US Treasury 1.75% 15/04/2013	US	USD	5,070,000	5,185,659	1.26
Canada 2.00% 01/06/2016	CA	CAD	5,200,000	5,151,008	1.25
US Treasury 0.125% 31/08/2013	US	USD	4,700,000	4,688,617	1.13
US Treasury 1.50% 31/07/2016	US	USD	4,255,000	4,368,190	1.06
Germany 1.25% 14/10/2016	DE	EUR	3,190,000	4,307,983	1.04
European Investment Bank 1.40% 20/06/2017	99	JPY	310,000,000	4,219,786	1.02
CIT Group 7.00% 02/05/2017 144A	US	USD	4,215,000	3,993,712	0.97
US Treasury 3.125% 31/10/2016	US	USD	3,249,000	3,591,160	0.87
UK Treasury 4.25% 07/12/2040	GB	GBP	1,985,000	3,495,153	0.85
US Treasury 1.00% 30/09/2016	US	USD	3,406,000	3,410,124	0.83
US Treasury 1.00% 30/04/2012	US	USD	3,317,000	3,334,103	0.81
US Treasury 5.25% 15/02/2029	US	USD	2,427,000	3,302,047	0.80
US Treasury 0.50% 31/05/2013	US	USD	3,013,000	3,025,946	0.73
Canada 3.25% 01/06/2021	CA	CAD	2,800,000	2,946,696	0.71
Italy 4.25% 01/07/2014	IT	EUR	2,200,000	2,935,999	0.71
US Treasury 3.125% 15/05/2021	US	USD	2,463,000	2,728,927	0.66
Freddie Mac 1.00% 27/08/2014	US	USD	2,655,000	2,681,099	0.65
US Treasury 1.125% 15/06/2013	US	USD	2,500,000	2,535,352	0.61
HCA Holdings 7.75% 15/05/2021 144A	US	USD	2,550,000	2,365,125	0.57
Sprint Capital 6.90% 01/05/2019	US	USD	2,635,000	2,266,601	0.55
US Treasury 6.25% 15/08/2023	US	USD	1,570,000	2,233,325	0.54
US Treasury 0.50% 15/08/2014	US	USD	2,217,000	2,222,369	0.54
Italy 5.00% 01/03/2022	IT	EUR	1,745,000	2,210,988	0.54
US Treasury 6.125% 15/08/2029	US	USD	1,386,000	2,069,796	0.50
Nextel Communications 6.875% 31/10/2013	US	USD	2,055,000	2,003,625	0.48
US Treasury 5.125% 15/05/2016	US	USD	1,639,000	1,955,916	0.47
Japan Organization for Municipalities 2.00% 09/05/2016	JP	JPY	140,000,000	1,946,262	0.47
Ally Financial (Guaranted) 8.00% 01/11/2031	US	USD	2,081,000	1,824,350	0.44
France 3.25% 25/10/2021	FR	EUR	1,270,000	1,804,240	0.44
Italy 4.25% 01/03/2020	IT	EUR	1,400,000	1,735,506	0.42
US Treasury 1.875% 30/06/2015	US	USD	1,656,000	1,732,202	0.42
Italy 3.75% 01/08/2016	IT	EUR	1,300,000	1,669,537	0.40
US Treasury 2.75% 30/11/2016	US	USD	1,520,000	1,653,475	0.40
Russia Foreign Bond 7.50% 31/03/2030 Reg S	RU	USD	1,464,950	1,648,801	0.40
European Union 3.25% 04/04/2018 EMTN	99	EUR	1,150,000	1,630,228	0.39
Clearwire Communications A 12.00% 01/12/2015 144A	US	USD	1,840,000	1,582,400	0.38
NCUA Guaranteed Notes 2.35% 12/06/2017	US	USD	1,520,000	1,577,570	0.38
Alcatel-Lucent (USA) 6.45% 15/03/2029	US	USD	1,856,000	1,572,867	0.38
Germany 3.25% 04/07/2021	DE	EUR	1,030,000	1,554,960	0.38

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
US Treasury 3.125% 31/01/2017	US	USD	1,385,000	1,533,563	0.37
Ally Financial 8.00% 31/12/2018	US	USD	1,655,000	1,526,738	0.37
Reynolds Group Issuer 6.875% 15/02/2021 144A	US	USD	1,635,000	1,508,288	0.37
Venezuela 7.00% 31/03/2038 Reg S	VE	USD	2,774,100	1,470,412	0.36
Banco Nacional de Desenvolv. 5.50% 12/07/2020 144A	BR	USD	1,384,551	1,439,933	0.35
US Treasury 2.75% 31/05/2017	US	USD	1,300,000	1,414,867	0.34
Energy Future Intermediate Holding 10.00% 01/12/2020	US	USD	1,434,000	1,401,735	0.34
US Treasury 4.75% 31/05/2012	US	USD	1,350,000	1,391,027	0.34
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 144A	BM	USD	1,425,000	1,364,438	0.33
Calpine 7.875% 15/01/2023 144A	US	USD	1,360,000	1,339,600	0.32
US Treasury 2.125% 15/08/2021	US	USD	1,300,000	1,320,770	0.32
NCUA Guaranteed Notes 3.45% 12/06/2021	US	USD	1,200,000	1,298,262	0.31
US Treasury 2.375% 31/10/2014	US	USD	1,210,000	1,280,615	0.31
Citibank 1.875% 07/05/2012	US	USD	1,250,000	1,262,475	0.31
HCA 6.50% 15/02/2020	US	USD	1,290,000	1,256,138	0.30
Time Warner Cable 8.25% 01/04/2019	US	USD	1,000,000	1,251,210	0.30
Italy 5.00% 01/09/2040	IT	EUR	1,105,000	1,222,749	0.30
Canada 5.00% 01/06/2037	CA	CAD	900,000	1,204,481	0.29
KfW 2.60% 20/06/2037	DE	JPY	80,000,000	1,190,358	0.29
CCO Holdings Capital 7.00% 15/01/2019	US	USD	1,200,000	1,182,000	0.29
Avaya 7.00% 01/04/2019 144A	US	USD	1,375,000	1,175,625	0.28
Argentina 7.00% 03/10/2015	AR	USD	1,384,551	1,159,561	0.28
UK Treasury 2.00% 22/01/2016	GB	GBP	700,000	1,128,370	0.27
Energy Future Holdings 10.00% 15/01/2020	US	USD	1,135,000	1,100,950	0.27
US Treasury 2.625% 30/04/2016	US	USD	1,008,000	1,087,774	0.26
Petrohawk Energy 7.25% 15/08/2018	US	USD	950,000	1,087,750	0.26
Intelsat Jackson Holdings 7.25% 01/04/2019 144A	LU	USD	1,110,000	1,053,806	0.26
US Treasury 0.75% 31/05/2012	US	USD	1,041,000	1,045,310	0.25
US Treasury 0.75% 15/06/2014	US	USD	1,027,000	1,036,949	0.25
Philippines 10.625% 16/03/2025	PH	USD	684,778	1,035,583	0.25
MGM Resorts International 13.00% 15/11/2013	US	USD	900,000	1,022,206	0.25
Puget Energy 6.50% 15/12/2020	US	USD	1,000,000	1,015,245	0.25
Germany 3.25% 04/07/2042	DE	EUR	650,000	984,462	0.24
Ford Motor Credit 5.00% 15/05/2018	US	USD	1,010,000	979,700	0.24
FMG Resources 6.375% 01/02/2016 144A	AU	USD	1,010,000	965,510	0.23
US Treasury 6.875% 15/08/2025	US	USD	625,000	955,469	0.23
US Treasury Inflation Indexed Bonds 2.125% 15/02/2041	US	USD	720,000	950,615	0.23
MetroPCS Wireless 7.875% 01/09/2018	US	USD	995,000	950,225	0.23
Netherlands 3.25% 15/07/2021	NL	EUR	650,000	946,934	0.23
Ally Financial 4.50% 11/02/2014	US	USD	1,000,000	923,750	0.22
US Treasury 8.75% 15/05/2020	US	USD	584,000	914,827	0.22
CIT Group 7.00% 04/05/2015 144A	US	USD	920,000	914,250	0.22
US Treasury 0.875% 31/01/2012	US	USD	900,000	902,742	0.22
Ford Motor Credit 8.125% 15/01/2020	US	USD	785,000	894,574	0.22
Freescale Semiconductor 10.125% 15/03/2018 144A	US	USD	849,000	889,328	0.22
Petroleos de Venezuela 5.375% 12/04/2027	VE	USD	1,934,373	886,910	0.21
Petroleos de Venezuela 5.00% 28/10/2015	VE	USD	1,449,530	874,741	0.21
US Treasury 3.625% 15/02/2020	US	USD	756,000	871,349	0.21
Intelsat Jackson Holdings 11.25% 15/06/2016	LU	USD	840,000	854,700	0.21
US Treasury 2.375% 31/07/2017	US	USD	800,000	853,625	0.21
TransDigm 7.75% 15/12/2018	US	USD	835,000	850,656	0.21

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
France 4.50% 25/04/2041	FR	EUR	520,000	839,080	0.20
EH Holding 6.50% 15/06/2019 144A	US	USD	855,000	818,662	0.20
Windstream 7.75% 15/10/2020	US	USD	835,000	816,212	0.20
Calpine Construction Finance 8.00% 01/06/2016 144A	US	USD	790,000	815,675	0.20
UPCB Finance 6.625% 01/07/2020 144A	KY	USD	850,000	807,500	0.20
NII Capital 10.00% 15/08/2016	US	USD	725,000	803,844	0.19
Intelsat Jackson Holdings 9.50% 15/06/2016	LU	USD	790,000	803,825	0.19
Bill Barrett 7.625% 01/10/2019	US	USD	800,000	801,960	0.19
Rite Aid 7.50% 01/03/2017	US	USD	820,000	788,549	0.19
Petroleos de Venezuela 8.50% 02/11/2017 144A	VE	USD	1,204,609	787,423	0.19
International Lease Finance 5.625% 20/09/2013 MTN	US	USD	811,000	778,560	0.19
Tennessee Valley Authority 3.875% 15/02/2021	US	USD	680,000	764,269	0.18
GenOn Americas Generation 8.50% 01/10/2021	US	USD	870,000	756,900	0.18
CCH II Capital 13.50% 30/11/2016	US	USD	659,188	756,418	0.18
CEVA Group 8.375% 01/12/2017 144A	GB	USD	830,000	755,300	0.18
Clear Channel Worldwide 9.25% 15/12/2017	US	USD	740,000	754,800	0.18
Unicredit Luxembourg 5.188% 13/10/2015 144A	LU	USD	784,745	751,296	0.18
HCA 7.50% 15/02/2022	US	USD	800,000	750,876	0.18
Expro Finance Luxembourg 8.50% 15/12/2016 144A	LU	USD	840,000	747,600	0.18
Lebanon 4.00% 31/12/2017 EMTN	LB	USD	760,253	745,048	0.18
Germany 4.25% 04/07/2014	DE	EUR	500,000	737,598	0.18
First Data 8.875% 15/08/2020 144A	US	USD	770,000	735,350	0.18
US Treasury 0.25% 15/09/2014	US	USD	732,000	728,311	0.18
US Treasury 2.125% 30/11/2014	US	USD	686,000	721,211	0.17
McJunkin Red Man 9.50% 15/12/2016	US	USD	775,000	720,750	0.17
Petroleos Mexicanos 5.50% 21/01/2021 144A	MX	USD	683,778	720,405	0.17
Concho Resources 6.50% 15/01/2022	US	USD	725,000	717,750	0.17
Freddie Mac 1.75% 15/06/2012	US	USD	710,000	717,654	0.17
US Treasury 4.375% 15/08/2012	US	USD	682,000	706,829	0.17
Frontier Communications 8.75% 15/04/2022	US	USD	710,000	704,640	0.17
Southern Copper 6.75% 16/04/2040	US	USD	704,771	703,594	0.17
ATP Oil & Gas 11.875% 01/05/2015	US	USD	1,030,000	696,538	0.17
SLM 8.45% 15/06/2018 MTN	US	USD	660,000	689,575	0.17
Rite Aid 8.00% 15/08/2020	US	USD	660,000	686,347	0.17
US Treasury 2.125% 31/05/2015	US	USD	650,000	685,648	0.17
Wynn Las Vegas 7.875% 01/11/2017	US	USD	640,000	679,200	0.16
Entertainment Properties 7.75% 15/07/2020	US	USD	625,000	677,550	0.16
Belgium 2.75% 28/03/2016	BE	EUR	500,000	670,507	0.16
Citigroup Funding 1.875% 22/10/2012	US	USD	650,000	660,881	0.16
Calpine 7.50% 15/02/2021 144A	US	USD	665,000	651,700	0.16
Rite Aid 10.375% 15/07/2016	US	USD	635,000	650,875	0.16
CIT Group 7.00% 02/05/2016 144A	US	USD	680,000	647,700	0.16
Ford Motor Credit 8.00% 15/12/2016	US	USD	590,000	647,525	0.16
Brazil 5.625% 07/01/2041	BR	USD	594,807	642,392	0.16
Telemovil Finance 8.00% 01/10/2017 144A	SV	USD	659,786	636,694	0.15
Cellco Partnership 8.50% 15/11/2018	US	USD	475,000	634,754	0.15
Cia Saneamento Basico 6.25% 16/12/2020 144A	BR	USD	629,796	634,519	0.15
Valeant Pharmaceuticals 6.50% 15/07/2016 144A	US	USD	685,000	633,625	0.15
AbitibiBowater 10.25% 15/10/2018 144A	US	USD	596,000	622,820	0.15
Tenet Healthcare 8.875% 01/07/2019	US	USD	585,000	618,638	0.15
Turkey 6.75% 30/05/2040	TR	USD	579,812	607,353	0.15

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
US Treasury 3.00% 28/02/2017	US	USD	550,000	605,559	0.15
VTB Capital (VTB Bank) 2.95% 23/12/2013	LU	CNY	3,898,736	604,160	0.15
BanColombia 6.125% 26/07/2020	CO	USD	614,801	602,274	0.15
Ally Financial 1.75% 30/10/2012	US	USD	585,000	596,735	0.14
US Treasury 4.75% 15/08/2017	US	USD	494,000	594,498	0.14
Icahn Enterprises Finance 7.75% 15/01/2016	US	USD	595,000	593,512	0.14
Colombia 10.375% 28/01/2033	CO	USD	374,878	593,245	0.14
Icahn Enterprises Finance 8.00% 15/01/2018	US	USD	595,000	589,794	0.14
Uruguay 7.625% 21/03/2036	UY	USD	474,846	588,524	0.14
US Treasury 2.50% 30/04/2015	US	USD	548,000	585,076	0.14
El Salvador 7.75% 24/01/2023 Reg S	SV	USD	539,825	581,100	0.14
Turkiye Is Bankasi 5.10% 01/02/2016 144A	TR	USD	599,805	581,062	0.14
International Lease Finance 7.125% 01/09/2018 144A	US	USD	590,000	578,200	0.14
Intelsat Jackson Holdings 7.50% 01/04/2021 144A	LU	USD	610,000	577,944	0.14
Power Sector A&L Management 7.39% 02/12/2024 144A	PH	USD	499,838	576,063	0.14
Nielsen Finance 7.75% 15/10/2018	US	USD	555,000	574,397	0.14
Export-Import Bank of Korea 5.10% 29/10/2013 144A	KR	INR	28,190,857	574,157	0.14
European Union 3.375% 10/05/2019 EMTN	99	EUR	400,000	571,352	0.14
Toys R Us 7.875% 15/04/2013	US	USD	580,000	571,300	0.14
US Treasury 4.375% 15/02/2038	US	USD	450,000	569,180	0.14
Russia Foreign Bond 12.75% 24/06/2028 Reg S	RU	USD	339,890	567,998	0.14
Sanmina-SCI 7.00% 15/05/2019 144A	US	USD	615,000	564,785	0.14
Intergen 9.00% 30/06/2017 Reg S	NL	USD	550,000	562,719	0.14
General Motors Financial 6.75% 01/06/2018 144A	US	USD	580,000	556,800	0.13
Wind Acquisition Finance 11.75% 15/07/2017 144A	LU	USD	675,000	555,188	0.13
Nextel Communications 7.375% 01/08/2015	US	USD	590,000	554,600	0.13
Panama 6.70% 26/01/2036	PA	USD	449,854	546,573	0.13
Indonesia 8.50% 12/10/2035 144A	ID	USD	399,870	541,824	0.13
Kansas City Southern Mexico 8.00% 01/02/2018	MX	USD	500,000	541,250	0.13
PTA Bank 6.875% 09/01/2016	99	USD	599,805	539,474	0.13
Power Sector A&L Management 7.25% 27/05/2019 144A	PH	USD	469,848	537,976	0.13
US Treasury 2.50% 30/06/2017	US	USD	500,000	537,148	0.13
Colombia 7.375% 18/09/2037	CO	USD	409,867	535,737	0.13
Morgan Stanley 10.09% 03/05/2017	US	BRL	1,049,660	531,061	0.13
US Treasury 3.00% 30/09/2016	US	USD	482,000	529,673	0.13
Vietnam 1.317% VRN 12/03/2016	VN	USD	586,766	525,234	0.13
Digicel Group 8.875% 15/01/2015 Reg S	BM	USD	540,000	522,112	0.13
NII Capital 7.625% 01/04/2021	US	USD	520,000	519,714	0.13
Mexico 5.75% 12/10/2110	MX	USD	523,830	513,029	0.12
Sprint Capital 6.875% 15/11/2028	US	USD	655,000	505,169	0.12
CCO Holdings Capital 6.50% 30/04/2021	US	USD	530,000	504,825	0.12
NII Capital 8.875% 15/12/2019	US	USD	474,951	504,042	0.12
VIP Finance (Vimpel Comm.)9.125% 30/04/2018 Reg S	IE	USD	524,830	503,915	0.12
Petroleos de Venezuela 8.00% 17/11/2013	VE	USD	564,817	502,334	0.12
Ally Financial (Guaranted) 6.625% 15/05/2012	US	USD	495,000	499,970	0.12
Brazil 8.25% 20/01/2034	BR	USD	354,885	499,944	0.12
US Treasury 7.50% 15/11/2016	US	USD	375,000	497,109	0.12
US Treasury 1.375% 15/02/2013	US	USD	484,000	491,411	0.12
Petroleos de Venezuela 4.90% 28/10/2014	VE	USD	714,768	490,270	0.12
AmeriGas Finance 6.50% 20/05/2021	US	USD	500,000	485,000	0.12
Petroleos Mexicanos 6.00% 05/03/2020	MX	USD	439,857	480,414	0.12

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
International Lease Finance 8.625% 15/09/2015	US	USD	480,000	478,776	0.12
Russia Foreign Bond 5.00% 29/04/2020 144A	RU	USD	484,843	475,752	0.12
Ford Motor Credit 12.00% 15/05/2015	US	USD	395,000	475,420	0.12
DaVita 6.625% 01/11/2020	US	USD	494,000	473,376	0.11
Valeant Pharmaceuticals 6.75% 15/08/2021 144A	US	USD	545,000	472,788	0.11
Fannie Mae 0.375% 28/12/2012	US	USD	470,000	470,291	0.11
Sigma Alimentos 5.625% 14/04/2018 144A	MX	USD	474,846	469,981	0.11
Sri Lanka 6.25% 04/10/2020 144A	LK	USD	479,844	469,648	0.11
International Lease Finance 5.875% 01/05/2013	US	USD	485,000	469,485	0.11
IASIS Healthcare 8.375% 15/05/2019 144A	US	USD	565,000	464,712	0.11
Alcatel-Lucent (USA) 6.50% 15/01/2028	US	USD	550,000	456,500	0.11
Mexico 6.05% 11/01/2040	MX	USD	399,870	452,713	0.11
GenOn Energy 9.875% 15/10/2020	US	USD	460,000	450,512	0.11
Mexico 8.00% 24/09/2022	MX	USD	324,895	448,355	0.11
US Treasury 6.375% 15/08/2027	US	USD	293,000	439,408	0.11
SPV Credit Finance (PrivatBank) 8.00% 06/02/2012 Reg S	GB	USD	449,854	436,077	0.11
Standard Pacific 8.375% 15/01/2021	US	USD	525,000	433,125	0.10
Petroleos Mexicanos 5.50% 21/01/2021	MX	USD	409,867	431,719	0.10
Turkey 7.375% 05/02/2025	TR	USD	374,878	430,792	0.10
DISH DBS 6.625% 01/10/2014	US	USD	425,000	429,250	0.10
Freescale Semiconductor 8.05% 01/02/2020	US	USD	460,000	425,477	0.10
Fannie Mae 0.50% 09/08/2013	US	USD	424,000	424,617	0.10
Toys R Us Property 10.75% 15/07/2017	US	USD	395,000	422,630	0.10
Zhaikunai 10.50% 19/10/2015 144A	KZ	USD	474,846	419,526	0.10
Kinder Morgan Finance 6.00% 15/01/2018 144A	US	USD	420,000	418,950	0.10
FMG Resources 6.875% 01/02/2018 144A	AU	USD	410,000	414,100	0.10
Philippines 6.375% 23/10/2034	PH	USD	359,883	412,480	0.10
Argentina 8.28% 31/12/2033	AR	USD	599,167	409,935	0.10
Felcor Lodging 6.75% 01/06/2019 144A	US	USD	465,000	409,200	0.10
Indonesia 8.375% 15/09/2026	ID	IDR	3,258,943,060	408,526	0.10
AES 7.75% 15/10/2015	US	USD	400,000	407,482	0.10
International Lease Finance 6.625% 15/11/2013 MTN	US	USD	422,000	406,175	0.10
Edgen Murray 12.25% 15/01/2015	US	USD	445,000	402,703	0.10
Iraq 5.80% 15/01/2028 Reg S	IQ	USD	499,838	400,705	0.10
Vietnam 4.00% 12/03/2028	VN	USD	419,864	400,357	0.10
Clayton Williams Energy 7.75% 01/04/2019 144A	US	USD	460,000	400,200	0.10
BP Capital Markets 4.325% 10/12/2018 Reg S	GB	GBP	250,000	399,924	0.10
US Treasury 4.75% 15/02/2037	US	USD	300,000	399,070	0.10
Hungary 6.375% 29/03/2021	HU	USD	409,867	396,280	0.10
Rearden G Holdings EINS 7.875% 30/03/2020 144A	DE	USD	399,870	395,872	0.10
Basell Finance 8.10% 15/03/2027 144A	NL	USD	350,000	393,810	0.10
Dolphin Subsidiary II 7.25% 15/10/2021 144A	US	USD	390,000	391,950	0.09
Pertamina Persero 5.25% 23/05/2021 144A	ID	USD	399,870	391,873	0.09
Frontier Communications 8.125% 01/10/2018	US	USD	380,000	387,292	0.09
Turkey 8.524% 20/02/2013	TR	TRY	799,741	385,467	0.09
Ceridian 11.25% 15/11/2015	US	USD	470,000	385,400	0.09
Congo 3.00% 30/06/2029	CG	USD	574,564	384,239	0.09
Lyondell Chemical 11.00% 01/05/2018	US	USD	355,000	383,400	0.09
Eskom Holdings 5.75% 26/01/2021 Reg S	ZA	USD	374,878	382,189	0.09
Pemex Project Funding MT 6.625% 15/06/2035	US	USD	354,885	380,747	0.09

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Windstream 7.50% 01/04/2023	US	USD	405,000	380,700	0.09
DISH DBS 6.75% 01/06/2021 144A	US	USD	395,000	379,200	0.09
Graphic Packaging International 9.50% 15/06/2017	US	USD	355,000	378,962	0.09
ARAMARK 8.50% 01/02/2015	US	USD	370,000	377,400	0.09
US Treasury 2.375% 30/09/2014	US	USD	356,000	376,359	0.09
CIT Group 6.625% 01/04/2018 144A	US	USD	380,000	373,350	0.09
Alestra 11.75% 11/08/2014	MX	USD	339,890	373,100	0.09
Tenet Healthcare 10.00% 01/05/2018	US	USD	340,000	370,600	0.09
International Bank for Reconstr. & Development 8.00% 20/06/2013 EMTN	99	NGN	58,481,033	363,427	0.09
Turkey 7.25% 05/03/2038	TR	USD	324,895	361,705	0.09
Owens-Brockway 7.375% 15/05/2016	US	USD	345,000	357,938	0.09
HCA 7.25% 15/09/2020	US	USD	355,000	357,662	0.09
Energy Transfer Equity 7.50% 15/10/2020	US	USD	345,000	351,900	0.09
Standard Bank (Privatbank) 5.799% VRN 09/02/2016	GB	USD	489,841	350,236	0.08
RusHydro Finance (RusHydro) 7.875% 28/10/2015 EMTN	IE	RUB	11,996,109	348,384	0.08
International Paper 9.375% 15/05/2019	US	USD	280,000	347,810	0.08
Barclays Bank Placing 4.67% 18/03/2013 144A	GB	USD	369,880	345,930	0.08
Peru 5.625% 18/11/2050	PE	USD	344,888	344,026	0.08
First Data 7.375% 15/06/2019 144A	US	USD	365,000	342,644	0.08
Colombia 6.125% 18/01/2041	CO	USD	299,903	341,189	0.08
CSFB (EXIM of Ukraine) 5.793% VRN 09/02/2016	GB	USD	454,852	338,865	0.08
Inergy Finance 6.875% 01/08/2021	US	USD	370,000	336,700	0.08
Sally 9.25% 15/11/2014	US	USD	330,000	336,600	0.08
Belarus 8.75% 03/08/2015	BY	USD	454,852	333,748	0.08
Venezuela 11.95% 05/08/2031 Reg S	VE	USD	449,854	332,836	0.08
Vedanta Resources 6.75% 07/06/2016 144A	GB	USD	399,870	331,892	0.08
Linn Energy 7.75% 01/02/2021	US	USD	325,000	331,484	0.08
SLM 8.00% 25/03/2020 MTN	US	USD	335,000	330,812	0.08
Pretium Packaging 11.50% 01/04/2016 144A	US	USD	335,000	329,975	0.08
MPT Operating Partnership 6.875% 01/05/2021 144A	US	USD	340,000	328,950	0.08
Corrections Corp of America 7.75% 01/06/2017	US	USD	310,000	328,600	0.08
Brazil 8.875% 15/04/2024	BR	USD	229,925	328,529	0.08
Realogy 11.50% 15/04/2017	US	USD	490,000	328,276	0.08
Virgolino De Oliveira Finance 10.50% 28/01/2018 144A	KY	USD	349,887	328,237	0.08
Tenet Healthcare 8.00% 01/08/2020	US	USD	345,000	321,712	0.08
Key Energy Services 6.75% 01/03/2021	US	USD	335,000	321,600	0.08
Alliance Bank 10.50% 25/03/2017 144A	KZ	USD	479,844	321,496	0.08
Turkey 6.875% 17/03/2036	TR	USD	299,903	320,334	0.08
Pakistan 7.125% 31/03/2016 144A	PK	USD	399,870	320,146	0.08
Nextel Communications 5.95% 15/03/2014	US	USD	340,000	319,600	0.08
Chesapeake Energy 6.125% 15/02/2021	US	USD	320,000	318,400	0.08
Cequel Communications 8.625% 15/11/2017 144A	US	USD	320,000	318,400	0.08
CSC Holdings 8.625% 15/02/2019	US	USD	290,000	318,275	0.08
International Lease Finance 5.65% 01/06/2014 MTN	US	USD	345,000	318,262	0.08
Chile 3.875% 05/08/2020	CL	USD	299,903	314,907	0.08
Linn Energy 8.625% 15/04/2020	US	USD	305,000	312,625	0.08
BTA Bank 10.75% 01/07/2018 144A	KZ	USD	654,788	311,024	0.08
International Lease Finance 8.25% 15/12/2020	US	USD	315,000	308,815	0.07
Alpha Natural Resources 6.00% 01/06/2019	US	USD	325,000	308,141	0.07
Digicel 12.00% 01/04/2014 144A	BM	USD	280,000	307,986	0.07

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Ally Financial 7.50% 15/09/2020	US	USD	330,000	304,838	0.07
Avis Budget Car Rental 2.786% FRN 15/05/2014	US	USD	350,000	304,500	0.07
Severstal Columbus 10.25% 15/02/2018	US	USD	290,000	303,992	0.07
International Lease Finance 6.25% 15/05/2019	US	USD	340,000	302,867	0.07
American Airlines 2011-2 Class A 8.625% 15/10/2021	US	USD	305,000	302,712	0.07
Belarus 8.95% 26/01/2018	BY	USD	419,864	299,153	0.07
Ameristar Casinos 7.50% 15/04/2021 144A	US	USD	310,000	299,134	0.07
Clearwire Communications B 12.00% 01/12/2015 144A	US	USD	350,000	297,500	0.07
Reynolds Group Issuer 9.00% 15/05/2018 144A	US	USD	340,000	295,800	0.07
Wynn Las Vegas 7.75% 15/08/2020	US	USD	280,000	295,400	0.07
Navistar International 8.25% 01/11/2021	US	USD	285,000	295,058	0.07
TransUnion 11.375% 15/06/2018	US	USD	270,000	294,975	0.07
El Salvador 7.625% 01/02/2041 144A	SV	USD	299,903	294,280	0.07
United Surgical Partners 8.875% 01/05/2017	US	USD	290,000	292,900	0.07
MGM Resorts International 6.625% 15/07/2015	US	USD	340,000	292,400	0.07
Hungary 6.25% 29/01/2020	HU	USD	299,903	291,655	0.07
Ally Financial 6.75% 01/12/2014	US	USD	305,000	291,278	0.07
BBVA Paraguay 9.75% 11/02/2016 144A	PY	USD	274,911	290,031	0.07
Frontier Communications 8.50% 15/04/2020	US	USD	285,000	289,718	0.07
Georgia 6.875% 12/04/2021 144A	GE	USD	299,903	289,406	0.07
Ukraine 7.65% 11/06/2013 144A	UA	USD	299,903	289,174	0.07
Mexico 6.50% 10/06/2021	MX	MXN	3,998,703	288,951	0.07
US Treasury 3.625% 15/08/2019	US	USD	250,000	287,305	0.07
Credit Agricole Home Loan 4.50% 29/01/2016 EMTN	FR	EUR	200,000	286,886	0.07
Rite Aid 9.75% 12/06/2016	US	USD	265,000	286,531	0.07
Frontier Communications 8.25% 15/04/2017	US	USD	285,000	284,050	0.07
European Investment Bank 22.00% 14/10/2011 EMTN	99	GHS	454,852	283,172	0.07
NV Energy 6.25% 15/11/2020	US	USD	270,000	281,849	0.07
Antero Resources Finance 9.375% 01/12/2017	US	USD	265,000	280,900	0.07
HCA 6.50% 15/02/2016	US	USD	290,000	280,575	0.07
Coelba 11.75% 27/04/2016 144A	BR	BRL	499,838	279,861	0.07
Level 3 Escrow 8.125% 01/07/2019 144A	US	USD	310,000	275,900	0.07
Citigroup Funding 2.125% 12/07/2012	US	USD	270,000	275,257	0.07
Swift Services Holdings 10.00% 15/11/2018	US	USD	305,000	275,247	0.07
MGM Resorts International 11.125% 15/11/2017	US	USD	250,000	275,000	0.07
Host Hotels & Resorts 5.875% 15/06/2019 144A	US	USD	280,000	273,700	0.07
Denbury Resources 6.375% 15/08/2021	US	USD	285,000	273,600	0.07
Ford Motor Credit 5.75% 01/02/2021	US	USD	275,000	272,938	0.07
Quicksilver Resources 8.25% 01/08/2015	US	USD	275,000	272,250	0.07
Nordea Bank (Finland) 2.25% 16/11/2015	FI	EUR	200,000	269,296	0.07
Reddy Ice 11.25% 15/03/2015	US	USD	290,000	267,525	0.06
Petroleos de Venezuela 8.00% 17/11/2013 Reg S	VE	USD	299,903	267,431	0.06
CCO Holdings Capital 7.25% 30/10/2017	US	USD	265,000	265,994	0.06
MGM Resorts International 10.375% 15/05/2014	US	USD	240,000	261,600	0.06
France 4.00% 25/04/2055	FR	EUR	175,000	261,578	0.06
Freescale Semiconductor 9.25% 15/04/2018 144A	US	USD	255,000	261,375	0.06
T & D Bank of Mongolia 8.50% 25/10/2013 Reg S	MN	USD	264,914	260,444	0.06
Kansas City Southern Mexico 6.625% 15/12/2020	MX	USD	249,919	258,041	0.06
Chemtura 7.875% 01/09/2018	US	USD	260,000	256,750	0.06
RSHB (Russian Agri. Bank) 6.00% VRN 03/06/2021 144A	LU	USD	299,903	255,726	0.06
Hanesbrands 6.375% 15/12/2020	US	USD	260,000	253,796	0.06

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Charter Communications 8.00% 30/04/2012 144A	US	USD	245,000	249,594	0.06
International Bank for Reconstr. & Development 8.20% 12/12/2012	99	NGN	39,987,031	248,572	0.06
Nigeria 6.75% 28/01/2021 144A	NG	USD	249,919	244,608	0.06
Croatia 6.625% 14/07/2020 144A	HR	USD	259,916	244,321	0.06
Sprint Capital 8.375% 15/03/2012	US	USD	240,000	243,900	0.06
Majapahit Holding 7.25% 28/06/2017 Reg S	NL	USD	224,927	242,921	0.06
Indonesia 6.625% 17/02/2037 144A	ID	USD	214,930	242,871	0.06
Offshore Group Investments 11.50% 01/08/2015	KY	USD	230,000	242,650	0.06
Targa Resources Partners 6.875% 01/02/2021 144A	US	USD	250,000	242,500	0.06
Mexico 8.30% 15/08/2031 MTN	MX	USD	169,945	242,295	0.06
Clean Harbors 7.625% 15/08/2016	US	USD	230,000	241,788	0.06
Tenneco 6.875% 15/12/2020	US	USD	240,000	238,800	0.06
HCA 8.50% 15/04/2019	US	USD	225,000	238,500	0.06
CDRT Merger Sub 8.125% 01/06/2019 144A	US	USD	255,000	237,788	0.06
Mylan 7.875% 15/07/2020 144A	US	USD	225,000	234,562	0.06
MGM Resorts International 5.875% 27/02/2014	US	USD	255,000	233,857	0.06
Rhodia 6.875% 15/09/2020 144A	FR	USD	200,000	233,380	0.06
Puget Energy 6.00% 01/09/2021	US	USD	235,000	233,091	0.06
Unitymedia Hessen 8.125% 01/12/2017 144A	DE	USD	230,000	232,737	0.06
MarkWest Energy 6.50% 15/08/2021	US	USD	230,000	232,300	0.06
Ally Financial 8.30% 12/02/2015	US	USD	235,000	232,062	0.06
NXP 2.999% FRN 15/10/2013	NL	USD	239,000	231,830	0.06
CB Richard Ellis Services 11.625% 15/06/2017	US	USD	205,000	231,650	0.06
Ukraine 7.95% 23/02/2021 144A	UA	USD	249,919	229,988	0.06
CCO Holdings Capital 8.125% 30/04/2020	US	USD	220,000	229,900	0.06
Videotron Ltee 9.125% 15/04/2018	CA	USD	210,000	229,425	0.06
VTB Capital (VTB Bank) 6.551% 13/10/2020 144A	LU	USD	249,919	229,199	0.06
Regency Energy 6.875% 01/12/2018	US	USD	220,000	229,075	0.06
Power Sector A&L Management 6.875% 02/11/2016 144A	PH	USD	199,935	226,801	0.05
Healthsouth 7.75% 15/09/2022	US	USD	245,000	224,481	0.05
Consol Energy 6.375% 01/03/2021 144A	US	USD	230,000	223,088	0.05
Drummond 9.00% 15/10/2014 144A	US	USD	214,951	221,400	0.05
Oshkosh 8.50% 01/03/2020	US	USD	225,000	220,500	0.05
Healthsouth 8.125% 15/02/2020	US	USD	235,000	219,138	0.05
Ply Gem Industries 8.25% 15/02/2018	US	USD	265,000	218,625	0.05
Provincia de Buenos Aires 11.75% 05/10/2015 144A	AR	USD	249,919	216,691	0.05
US Treasury 2.50% 31/03/2015	US	USD	202,000	215,556	0.05
Crown Americas 6.25% 01/02/2021 144A	US	USD	215,000	214,462	0.05
Pemex Project Funding MT 6.625% 15/06/2038	US	USD	199,935	214,286	0.05
Sensata Technologies 6.50% 15/05/2019 144A	NL	USD	225,000	211,500	0.05
Michaels Stores 7.75% 01/11/2018	US	USD	225,000	211,500	0.05
DaVita 6.375% 01/11/2018	US	USD	220,000	209,550	0.05
Hungary 7.625% 29/03/2041	HU	USD	213,931	208,475	0.05
Ukraine 7.75% 23/09/2020 144A	UA	USD	229,925	207,940	0.05
Healthsouth 7.25% 01/10/2018	US	USD	215,000	206,927	0.05
Syniverse Holdings 9.125% 15/01/2019	US	USD	205,000	205,718	0.05
Lebanon 6.00% 20/05/2019 GMTN	LB	USD	199,935	205,683	0.05
International Lease Finance 5.25% 10/01/2013 MTN	US	USD	212,000	205,640	0.05
Turkey 5.625% 30/03/2021	TR	USD	199,935	205,373	0.05
Colombia 4.375% 12/07/2021	CO	USD	199,935	204,899	0.05

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Digicel Group 10.50% 15/04/2018 144A	BM	USD	205,000	202,950	0.05
Western Express 12.50% 15/04/2015 144A	US	USD	305,000	202,825	0.05
Indonesia 4.875% 05/05/2021 144A	ID	USD	199,935	202,309	0.05
Lyondell Chemical 8.00% 01/11/2017 144A	US	USD	182,000	201,562	0.05
Ally Financial (Guaranteed) 6.00% 15/12/2011	US	USD	200,000	201,000	0.05
Tenet Healthcare 9.875% 01/07/2014	US	USD	190,000	199,975	0.05
Duquesne Light Holdings 5.90% 01/12/2021 144A	US	USD	196,000	198,559	0.05
Giant Funding 8.25% 01/02/2018 144A	US	USD	200,000	198,500	0.05
Croatia 6.375% 24/03/2021 144A	HR	USD	214,930	197,247	0.05
MGM Resorts International 7.50% 01/06/2016	US	USD	225,000	195,750	0.05
Windstream 8.125% 01/09/2018	US	USD	190,000	195,700	0.05
Venezuela 12.75% 23/08/2022 Reg S	VE	USD	244,921	195,532	0.05
Pertamina Persero 6.50% 27/05/2041 144A	ID	USD	199,935	195,427	0.05
Sri Lanka 6.25% 27/07/2021 144A	LK	USD	199,935	194,937	0.05
Senegal 8.75% 13/05/2021 144A	SN	USD	199,935	194,577	0.05
Turkey 8.00% 14/02/2034	TR	USD	159,948	193,045	0.05
Linn Energy 6.50% 15/05/2019 144A	US	USD	205,000	192,700	0.05
Freddie Mac 1.00% 30/07/2014	US	USD	190,000	191,919	0.05
Delphi 5.875% 15/05/2019 144A	US	USD	205,000	191,675	0.05
US Treasury 2.625% 31/07/2014	US	USD	180,000	191,123	0.05
Afren 11.50% 01/02/2016 144A	GB	USD	199,935	190,889	0.05
Turkey 6.00% 14/01/2041	TR	USD	199,935	190,338	0.05
Teleflex 6.875% 01/06/2019	US	USD	190,000	189,525	0.05
Ghana 15.65% 03/06/2013	GH	GHS	289,906	188,220	0.05
Charter Communications 10.875% 15/09/2014 144A	US	USD	175,000	188,125	0.05
EV Energy 8.00% 15/04/2019 144A	US	USD	190,000	187,625	0.05
International Lease Finance 6.75% 01/09/2016 144A	US	USD	190,000	187,150	0.05
Covanta Holding 7.25% 01/12/2020	US	USD	180,000	186,525	0.05
Serbia 7.25% 28/09/2021 144A	RS	USD	199,935	185,940	0.05
Braskem America Finance 7.125% 22/07/2041 144A	US	USD	199,935	185,940	0.05
International Lease Finance 5.75% 15/05/2016	US	USD	205,000	185,650	0.04
Jordania 3.875% 12/11/2015 Reg S	JO	USD	199,935	185,565	0.04
Headwaters 7.625% 01/04/2019	US	USD	240,000	184,800	0.04
Ford Motor Credit 6.625% 15/08/2017	US	USD	175,000	184,660	0.04
Braskem Finance 5.75% 15/04/2021 144A	KY	USD	199,935	183,940	0.04
Drummond 7.375% 15/02/2016	US	USD	180,000	182,700	0.04
CC Holdings GS V 7.75% 01/05/2017 144A	US	USD	170,000	182,112	0.04
Kinove German Bondco 9.625% 15/06/2018 144A	DE	USD	200,000	182,000	0.04
Ardagh Packaging Finance 9.125% 15/10/2020 144A	IE	USD	200,000	182,000	0.04
Fannie Mae 0.625% 30/10/2014	US	USD	182,000	181,711	0.04
Ally Financial 7.00% 01/02/2012	US	USD	180,000	181,035	0.04
Reynolds American 7.30% 15/07/2015	US	USD	155,000	180,809	0.04
Ukraine 6.25% 17/06/2016 144A	UA	USD	199,935	179,067	0.04
Sino-Forest 6.25% 21/10/2017 144A	CA	USD	699,773	178,005	0.04
AES 7.375% 01/07/2021 144A	US	USD	180,000	177,975	0.04
Ford Motor 6.625% 15/02/2028	US	USD	180,000	177,384	0.04
Delphi 6.125% 15/05/2021 144A	US	USD	190,000	177,175	0.04
Calcipar 6.875% 01/05/2018 144A	LU	USD	200,000	177,000	0.04
NBTY 9.00% 01/10/2018	US	USD	170,000	176,800	0.04
Sheridan Group 12.50% 15/04/2014	US	USD	205,000	176,300	0.04
Alpha Natural Resources 6.25% 01/06/2021	US	USD	185,000	176,212	0.04

[次へ](#)

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Cenveo 10.50% 15/08/2016 144A	US	USD	220,000	176,000	0.04
Audatex North America 6.75% 15/06/2018 144A	US	USD	180,000	175,950	0.04
Mexichem 8.75% 06/11/2019 144A	MX	USD	149,951	175,443	0.04
SCF Capital 5.375% 27/10/2017 144A	IE	USD	199,935	175,443	0.04
BP Capital Markets 3.83% 06/10/2017 EMTN	GB	EUR	125,000	173,199	0.04
Wind Acquisition Finance 7.25% 15/02/2018 144A	LU	USD	200,000	173,000	0.04
Steel Capital (Severstal JSC) 6.25% 26/07/2016 144A	RU	USD	199,935	172,944	0.04
Lennar 5.60% 31/05/2015	US	USD	190,000	172,900	0.04
NCUA Guaranteed Notes 1.40% 12/06/2015	US	USD	170,000	172,526	0.04
Sappi Papier Holding 6.625% 15/04/2021 144A	AT	USD	200,000	171,250	0.04
Energy Transfer Partners 9.00% 15/04/2019	US	USD	140,000	169,274	0.04
Basic Energy Services 7.75% 15/02/2019 144A	US	USD	180,000	169,200	0.04
Clear Channel Communications 5.00% 15/03/2012	US	USD	170,000	167,450	0.04
Omega Healthcare Investors 6.75% 15/10/2022	US	USD	175,000	167,125	0.04
Eastman Kodak 9.75% 01/03/2018 144A	US	USD	240,000	166,800	0.04
Dynegy Holdings 7.50% 01/06/2015	US	USD	255,000	165,750	0.04
Petroleos de Venezuela 8.00% 17/11/2013 144A	VE	USD	184,940	164,916	0.04
Dominican Republic 7.50% 06/05/2021 144A	DO	USD	164,947	162,860	0.04
SunGard Data Systems 4.875% 15/01/2014	US	USD	165,000	162,525	0.04
VimpelCom Holdings 7.504% 01/03/2022 144A	NL	USD	199,935	161,198	0.04
Ally Financial (Unsecured) 8.00% 01/11/2031	US	USD	180,000	158,794	0.04
National CineMedia 7.875% 15/07/2021	US	USD	160,000	158,392	0.04
Chesapeake Energy 6.875% 15/11/2020	US	USD	150,000	158,250	0.04
Indonesia 7.75% 17/01/2038 144A	ID	USD	124,959	158,178	0.04
Forbes Energy Services 9.00% 15/06/2019 144A	US	USD	155,000	158,003	0.04
Reynolds Group Issuer 7.875% 15/08/2019 144A	US	USD	160,000	157,600	0.04
SSB no. 1 (Oschadbank) 8.25% 10/03/2016	GB	USD	199,935	157,574	0.04
Oil States International 6.50% 01/06/2019 144A	US	USD	160,000	157,400	0.04
BFF International 7.25% 28/01/2020 144A	BR	USD	149,951	156,699	0.04
Fresenius US Finance II 9.00% 15/07/2015 144A	US	USD	140,000	155,400	0.04
Calpine 7.875% 31/07/2020 144A	US	USD	155,000	154,605	0.04
Codelco 5.625% 21/09/2035 144A	CL	USD	134,956	153,992	0.04
Colombia 11.75% 25/02/2020	CO	USD	99,968	153,625	0.04
US Treasury 3.75% 15/08/2041	US	USD	133,000	153,314	0.04
Russia Foreign Bond 7.85% 10/03/2018 144A	RU	RUB	4,998,379	153,177	0.04
Omega Healthcare Investors 7.00% 15/01/2016	US	USD	150,000	153,000	0.04
Clear Channel Communications 5.50% 15/09/2014	US	USD	255,000	153,000	0.04
Chesapeake Energy 9.50% 15/02/2015	US	USD	135,000	152,381	0.04
Lithuania 5.125% 14/09/2017 144A	LT	USD	154,950	152,044	0.04
Omega Healthcare Investors 7.50% 15/02/2020	US	USD	150,000	151,875	0.04
Petrobras International Finance 5.375% 27/01/2021	KY	USD	149,951	151,390	0.04
Dycom Investments 7.125% 15/01/2021	US	USD	155,000	150,350	0.04
Ally Financial 6.25% 01/12/2017	US	USD	170,000	150,131	0.04
Financing of IPSE 8.375% 03/11/2017 144A	UA	USD	159,948	147,652	0.04
BE Aerospace 6.875% 01/10/2020	US	USD	140,000	146,650	0.04
Grupo Famsa 11.00% 20/07/2015 Reg S	MX	USD	149,951	146,353	0.04
Kabel BW 7.50% 15/03/2019 144A	DE	USD	150,000	146,250	0.04
Steel Dynamics 7.375% 01/11/2012	US	USD	140,000	144,550	0.03
Vanguard Health Holding 7.75% 01/02/2019	US	USD	160,000	143,600	0.03
Precision Drilling 6.625% 15/11/2020	CA	USD	145,000	143,550	0.03
Toys R Us Delaware 7.375% 01/09/2016 144A	US	USD	150,000	143,250	0.03

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Crown Castle International 9.00% 15/01/2015	US	USD	135,000	142,931	0.03
Navios Maritime 8.125% 15/02/2019	MH	USD	170,000	142,928	0.03
CM-CIC Home Loan 4.375% 17/03/2021 Reg S	FR	EUR	100,000	142,789	0.03
Quicksilver Resources 9.125% 15/08/2019	US	USD	145,000	139,925	0.03
Ferrellgas 6.50% 01/05/2021	US	USD	160,000	138,392	0.03
Imperial Tobacco Finance 4.50% 05/07/2018 EMTN	GB	EUR	100,000	137,785	0.03
Continental Airlines 2004-ERJ 1 9.558% 01/09/2019	US	USD	135,921	137,280	0.03
CCO Holdings Capital 7.00% 15/01/2019 144A	US	USD	140,000	137,200	0.03
CPI International 8.00% 15/02/2018	US	USD	155,000	137,167	0.03
Pride International 8.50% 15/06/2019	US	USD	110,000	137,017	0.03
Fidelity National Information Services 7.875% 15/07/2020	US	USD	130,000	135,850	0.03
American Casino & Entertainment 11.00% 15/06/2014	US	USD	138,000	134,895	0.03
Helix Energy Solutions Group 9.50% 15/01/2016 144A	US	USD	130,000	134,875	0.03
Petrohawk Energy 7.875% 01/06/2015	US	USD	125,000	133,125	0.03
Ford Motor 6.625% 01/10/2028	US	USD	135,000	132,276	0.03
Energy Future Holdings 6.50% 15/11/2024	US	USD	332,000	131,555	0.03
APERAM 7.375% 01/04/2016 144A	LU	USD	150,000	131,250	0.03
Valeant Pharmaceuticals 7.00% 01/10/2020 144A	US	USD	145,000	131,218	0.03
Reynolds Group Issuer 8.25% 15/02/2021 144A	US	USD	160,000	131,200	0.03
Mylan 7.625% 15/07/2017 144A	US	USD	125,000	129,844	0.03
VEB Finance (Vnesheconombank) 5.45% 22/11/2017 144A	IE	USD	134,956	129,811	0.03
EXIM Bank of India 0.693% FRN 07/06/2012	IN	JPY	10,000,000	129,191	0.03
Freddie Mac 0.375% 30/11/2012	US	USD	129,000	129,092	0.03
APERAM 7.75% 01/04/2018 144A	LU	USD	150,000	129,000	0.03
VEB Finance (Vnesheconombank) 6.80% 22/11/2025 144A	IE	USD	134,956	128,601	0.03
Coleman Cable 9.00% 15/02/2018	US	USD	130,000	128,368	0.03
Aviv Healthcare Properties 7.75% 15/02/2019	US	USD	135,000	128,334	0.03
Brazil 7.125% 20/01/2037	BR	USD	99,968	128,211	0.03
Univision Communications 7.875% 01/11/2020 144A	US	USD	140,000	128,100	0.03
Revlon Consumer Products 9.75% 15/11/2015	US	USD	120,000	127,794	0.03
Federal Home Loan Banks 0.50% 28/08/2013	US	USD	125,000	125,170	0.03
DISH DBS 7.75% 31/05/2015	US	USD	120,000	124,800	0.03
Denbury Resources 8.25% 15/02/2020	US	USD	119,000	124,355	0.03
Pride International 6.875% 15/08/2020	US	USD	105,000	122,773	0.03
Nielsen Finance 11.50% 01/05/2016	US	USD	107,000	121,712	0.03
Energy Future Holdings 6.55% 15/11/2034	US	USD	310,000	121,094	0.03
MCE Finance 10.25% 15/05/2018	KY	USD	115,000	120,175	0.03
Ipalco Enterprises 7.25% 01/04/2016 144A	US	USD	115,000	119,744	0.03
AES 9.75% 15/04/2016	US	USD	110,000	119,482	0.03
Tenneco 8.125% 15/11/2015	US	USD	115,000	117,875	0.03
JDA Software Group 8.00% 15/12/2014	US	USD	110,000	116,600	0.03
OXEA Finance 9.50% 15/07/2017 144A	LU	USD	119,000	116,025	0.03
Argentina 2.50% 31/12/2038	AR	USD	339,890	114,713	0.03
MGM Resorts International 9.00% 15/03/2020	US	USD	110,000	114,125	0.03
NXP 9.75% 01/08/2018 144A	NL	USD	110,000	113,850	0.03
JMC Steel Group 8.25% 15/03/2018 144A	US	USD	125,000	113,125	0.03
Lamar Media 6.625% 15/08/2015 C	US	USD	115,000	112,988	0.03
Continental Airlines 2005-ERJ 1 9.798% 01/04/2021	US	USD	113,176	112,610	0.03
Majapahit Holding 8.00% 07/08/2019 144A	NL	USD	99,968	112,464	0.03
Turkey 7.00% 11/03/2019	TR	USD	99,968	112,346	0.03

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Roadhouse Financing 10.75% 15/10/2017	US	USD	120,000	112,050	0.03
Panama 5.20% 30/01/2020	PA	USD	99,968	109,868	0.03
South Africa 5.50% 09/03/2020	ZA	USD	99,968	109,261	0.03
Mercer International 9.50% 01/12/2017	US	USD	110,000	109,170	0.03
NAI Entertainment Holdings 8.25% 15/12/2017 144A	US	USD	105,000	108,801	0.03
Lithuania 7.375% 11/02/2020 144A	LT	USD	99,968	108,125	0.03
Petroleum Development 12.00% 15/02/2018	US	USD	100,000	108,000	0.03
El Salvador 7.375% 01/12/2019 144A	SV	USD	99,968	107,778	0.03
Korea 4.00% 10/06/2012	KR	KRW	124,959,473	107,511	0.03
South East Water Finance 5.583% 29/03/2029	KY	GBP	65,000	106,777	0.03
DigitalGlobe 10.50% 01/05/2014	US	USD	95,000	105,683	0.03
Tenet Healthcare 9.25% 01/02/2015	US	USD	105,000	104,738	0.03
Kansas City Southern Mexico 6.125% 15/06/2021	MX	USD	105,000	104,738	0.03
Ono Finance II 10.875% 15/07/2019 144A	IE	USD	150,000	103,778	0.03
Fannie Mae 1.125% 27/06/2014	US	USD	102,000	103,381	0.03
Spanion 7.875% 15/11/2017 144A	US	USD	105,000	102,370	0.02
Petroleos de Venezuela 12.75% 17/02/2022 144A	VE	USD	139,955	102,342	0.02
Mac-Gray 7.625% 15/08/2015	US	USD	100,000	101,745	0.02
Ford Motor 6.375% 01/02/2029	US	USD	105,000	101,600	0.02
Continental Airlines 8.75% 01/12/2011	US	USD	100,000	101,595	0.02
Oshkosh 8.25% 01/03/2017	US	USD	100,000	100,750	0.02
MTS Internation Funding 8.625% 22/06/2020 144A	IE	USD	99,968	100,267	0.02
Uruguay 6.875% 28/09/2025	UY	USD	84,972	100,267	0.02
DISH DBS 6.375% 01/10/2011	US	USD	100,000	100,188	0.02
Boise Paper Holdings 9.00% 01/11/2017	US	USD	95,000	99,512	0.02
Vietnam 6.875% 15/01/2016 144A	VN	USD	99,968	98,968	0.02
Ineos Finance 9.00% 15/05/2015 144A	GB	USD	100,000	98,875	0.02
Fidelity National Information Services 7.625% 15/07/2017	US	USD	95,000	98,800	0.02
Lithuania 6.125% 09/03/2021 144A	LT	USD	99,968	98,663	0.02
RSHB (Russian Agri. Bank) 6.299% 15/05/2017 144A	LU	USD	99,968	98,573	0.02
Jabil Circuit 5.625% 15/12/2020	US	USD	100,000	98,500	0.02
Graphic Packaging International 7.875% 01/10/2018	US	USD	95,000	97,138	0.02
Iceland 4.875% 16/06/2016 144A	IS	USD	99,968	96,469	0.02
Digicel 8.25% 01/09/2017 144A	BM	USD	100,000	95,495	0.02
Chesapeake Midstream 5.875% 15/04/2021 144A	US	USD	100,000	95,000	0.02
Reynolds Group Issuer 7.125% 15/04/2019 144A	US	USD	100,000	93,750	0.02
Lamar Media 6.625% 15/08/2015	US	USD	95,000	93,575	0.02
CCO Holdings Capital 7.875% 30/04/2018	US	USD	90,000	91,800	0.02
Star Gas Partners 8.875% 01/12/2017	US	USD	90,000	91,575	0.02
Briggs & Stratton 6.875% 15/12/2020	US	USD	90,000	91,570	0.02
Interpublic Group 10.00% 15/07/2017	US	USD	80,000	91,200	0.02
Petroleos de Venezuela 5.50% 12/04/2037 Reg S	VE	USD	199,935	90,304	0.02
Lamar Media 7.875% 15/04/2018	US	USD	90,000	90,225	0.02
Ally Financial (Unsecured) 6.625% 15/05/2012	US	USD	90,000	89,775	0.02
Boart Longyear Management 7.00% 01/04/2021 144A	AU	USD	90,000	87,806	0.02
Fresenius Medicale Care 6.50% 15/09/2018 144A	US	USD	85,000	86,806	0.02
Kansas City Southern Railway 8.00% 01/06/2015	US	USD	80,000	85,900	0.02
Continental Resources 7.125% 01/04/2021	US	USD	85,000	85,850	0.02
Calumet Finance (Unsecured) 9.375% 01/05/2019 144A	US	USD	90,000	84,488	0.02
Rotech Healthcare 10.50% 15/03/2018	US	USD	105,000	84,000	0.02

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Berry Petroleum 10.25% 01/06/2014	US	USD	75,000	83,625	0.02
USI Holdings 4.161% FRN 15/11/2014 144A	US	USD	95,000	83,125	0.02
Affinia Group 9.00% 30/11/2014	US	USD	85,000	82,450	0.02
Frac Tech 7.125% 15/11/2018 144A	US	USD	80,000	80,000	0.02
Exide Technologies 8.625% 01/02/2018	US	USD	85,000	79,475	0.02
Cinemark USA 7.375% 15/06/2021	US	USD	80,000	79,196	0.02
Carrizo Oil & Gas 8.625% 15/10/2018	US	USD	80,000	78,400	0.02
Navios Maritime 8.875% 01/11/2017	MH	USD	80,000	78,036	0.02
Navios Maritime Acquisition 8.625% 01/11/2017	MH	USD	90,000	77,569	0.02
Texas Petrochemical 8.25% 01/10/2017 144A	US	USD	75,000	75,375	0.02
Offshore Group Investments 11.50% 01/08/2015 144A	KY	USD	70,000	73,500	0.02
Solutia 7.875% 15/03/2020	US	USD	70,000	72,625	0.02
CB Richard Ellis Services 6.625% 15/10/2020	US	USD	75,000	72,375	0.02
Rezam 4.375% 15/03/2013 EMTN	GB	EUR	50,000	68,914	0.02
Energy Partners 8.25% 15/02/2018	US	USD	75,000	68,766	0.02
GEO Group 6.625% 15/02/2021	US	USD	70,000	67,900	0.02
Sonic Automotive 9.00% 15/03/2018	US	USD	65,000	66,625	0.02
Calumet Finance (Guaranteed) 9.375% 01/05/2019 144A	US	USD	70,000	66,456	0.02
MarkWest Energy 6.75% 01/11/2020	US	USD	65,000	66,300	0.02
PolyOne 7.375% 15/09/2020	US	USD	65,000	66,138	0.02
Elizabeth Arden 7.375% 15/03/2021	US	USD	65,000	65,000	0.02
Polymer Group 7.75% 01/02/2019 144A	US	USD	65,000	64,997	0.02
HCA 6.375% 15/01/2015	US	USD	65,000	63,212	0.02
US Bank NA 4.375% VRN 28/02/2017 EMTN	US	EUR	50,000	61,891	0.01
Aircastle 9.75% 01/08/2018	BM	USD	60,000	60,900	0.01
Gray Television 10.50% 29/06/2015	US	USD	65,000	60,772	0.01
WMG Acquisition 9.50% 15/06/2016 144A	US	USD	60,000	60,600	0.01
Trinidad Drilling 7.875% 15/01/2019 144A	CA	USD	60,000	60,300	0.01
Reynolds Group Issuer 9.00% 15/04/2019 144A	US	USD	70,000	59,719	0.01
Kansas City Southern Railway 13.00% 15/12/2013	US	USD	52,000	59,670	0.01
Nielsen Finance 11.625% 01/02/2014	US	USD	52,000	59,280	0.01
Sabra Health Care 8.125% 01/11/2018	US	USD	60,000	56,850	0.01
Satmex Escrow 9.50% 15/05/2017 144A	MX	USD	55,000	54,175	0.01
Seagate Technology 10.00% 01/05/2014 144A	KY	USD	48,000	54,000	0.01
Associated Materials 9.125% 01/11/2017	US	USD	65,000	53,625	0.01
Casella Waste Systems 11.00% 15/07/2014	US	USD	50,000	53,375	0.01
SunCoke Energy 7.625% 01/08/2019 144A	US	USD	55,000	52,797	0.01
Berry Petroleum 6.75% 01/11/2020	US	USD	55,000	51,975	0.01
NCL 9.50% 15/11/2018 144A	BM	USD	50,000	51,312	0.01
Verso Paper Holdings 4.004% FRN 01/08/2014	US	USD	65,000	50,700	0.01
Navios Logistics 9.25% 15/04/2019 144A	MH	USD	55,000	49,019	0.01
NXP 10.00% 15/07/2013 144A	NL	USD	45,000	48,712	0.01
Asbury Automotive Group 8.375% 15/11/2020	US	USD	50,000	48,250	0.01
Tennessee Gas Pipeline 8.00% 01/02/2016	US	USD	40,000	47,880	0.01
Easton-Bell Sports 9.75% 01/12/2016	US	USD	45,000	47,250	0.01
Landry's Restaurants 11.625% 01/12/2015	US	USD	45,000	46,800	0.01
GEO Group 7.75% 15/10/2017	US	USD	45,000	46,685	0.01
Delta Air Lines 9.50% 15/09/2014 144A	US	USD	44,000	45,760	0.01
Ally Financial (Unsecured) 6.00% 15/12/2011	US	USD	45,000	45,225	0.01
Viasat 8.875% 15/09/2016	US	USD	40,000	41,198	0.01
AMC Networks 7.75% 15/07/2021 144A	US	USD	40,000	41,100	0.01

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Precision Drilling 6.50% 15/12/2021 144A	CA	USD	40,000	39,600	0.01
Clearwater Paper 7.125% 01/11/2018	US	USD	40,000	39,600	0.01
Ventas Realty 6.50% 01/06/2016	US	USD	35,000	36,138	0.01
Federal Home Loan Banks 0.875% 27/12/2013	US	USD	35,000	35,309	0.01
Ford Motor 7.45% 16/07/2031	US	USD	30,000	33,486	0.01
K Hovnanian Enterprises 11.875% 15/10/2015	US	USD	70,000	32,725	0.01
HSBC Bank 5.75% VRN 27/06/2017 EMTN	GB	GBP	20,000	31,368	0.01
Plains Exploration & Production 7.625% 01/06/2018	US	USD	30,000	30,300	0.01
General Cable 7.125% 01/04/2017	US	USD	30,000	30,150	0.01
Dignity Finance 8.151% 31/12/2030 B	GB	GBP	15,000	29,778	0.01
Nexstar Broadcasting 7.00% 15/01/2014	US	USD	31,000	29,295	0.01
Tenet Healthcare 9.00% 01/05/2015	US	USD	25,000	26,312	0.01
Seven Seas Cruises 9.125% 15/05/2019 144A	PA	USD	25,000	25,000	0.01
Sugarhouse HSP Gaming 8.625% 15/04/2016 144A	US	USD	25,000	24,750	0.01
Univision Communications 6.875% 15/05/2019 144A	US	USD	20,000	17,999	0.00
International Lease Finance 6.375% 25/03/2013	US	USD	16,000	15,480	0.00
Edison Mission Energy 7.00% 15/05/2017	US	USD	25,000	15,364	0.00
MGM Resorts International 6.75% 01/04/2013	US	USD	5,000	4,850	0.00
Bank of America 7.625% 01/06/2019	US	USD	3,000	3,093	0.00
General Motors Warrants 10/07/2016	US	USD	145	1,727	0.00
General Motors Warrants 10/07/2019	US	USD	145	1,185	0.00
Bank of America 7.375% 15/05/2014	US	USD	1,000	1,033	0.00
Motors Liquidation 7.20% 15/01/2011 (Defaulted) *	US	USD	40,000	436	0.00
				<u>378,088,186</u>	<u>91.51</u>
UNLISTED					
GS (Indonesia Loan) SLP 0.75% 14/12/2019 *	ID	USD	1,596,936	1,501,120	0.36
Canada Housing Trust 1.329% FRN 15/09/2016	CA	CAD	1,500,000	1,434,939	0.35
Valeant Pharmaceuticals 7.25% 15/07/2022 144A	US	USD	865,000	761,200	0.18
Energy Future Intermediate 11.00% 01/10/2021 Reg S	US	USD	495,000	465,300	0.11
Citi (Indonesia Loan 1995) SLP 0.75% 14/12/2019 *	ID	USD	476,753	448,148	0.11
Building Materials 6.75% 01/05/2021 144A	US	USD	330,000	315,150	0.08
Petco Animal Supplies 9.25% 01/12/2018 144A	US	USD	310,000	313,100	0.08
RDS Ultra-Deepwater 11.875% 15/03/2017 144A	KY	USD	275,000	279,812	0.07
Multiplan 9.875% 01/09/2018 144A	US	USD	265,000	261,025	0.06
Sequa 11.75% 01/12/2015 144A	US	USD	230,000	241,500	0.06
North American Energy 10.875% 01/06/2016 144A	US	USD	185,000	192,862	0.05
Georgia Gulf 9.00% 15/01/2017 144A	US	USD	185,000	187,775	0.05
Tower Automotive Holdings 10.625% 01/09/2017 144A	US	USD	186,000	186,000	0.05
Barclays Credit Linked (Ghana) 4.78% 29/07/2013 Reg S	GB	USD	199,935	183,550	0.04
International Automotive 9.125% 01/06/2018 144A	ES	USD	185,000	173,900	0.04
Eastman Kodak 10.625% 15/03/2019 144A	US	USD	205,000	143,500	0.03
Viasystems 12.00% 15/01/2015 144A	US	USD	130,000	140,725	0.03
Rural/Metro 10.125% 15/07/2019 144A	US	USD	140,000	131,600	0.03
Rain CII Carbon 8.00% 01/12/2018 144A	US	USD	130,000	130,650	0.03
Calfrac Holdings 7.50% 01/12/2020 144A	US	USD	135,000	128,925	0.03
AMGH Merger Sub 9.25% 01/11/2018 144A	US	USD	115,000	116,725	0.03
NSG Holdings 7.75% 15/12/2025 Reg S	US	USD	100,000	97,500	0.02
Crestwood Midstream 7.75% 01/04/2019 144A	US	USD	95,000	90,903	0.02
Penson Worldwide 12.50% 15/05/2017 144A	US	USD	115,000	85,669	0.02
Bresnan Broadband Holdings 8.00% 15/12/2018 144A	US	USD	85,000	84,575	0.02

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Country Code	Currency	Nominal	Market Value USD	% Net Assets
Academy / Academy Finance 9.25% 01/08/2019 144A	US	USD	80,000	73,200	0.02
United Airlines 9.875% 01/08/2013 144A	US	USD	58,000	60,320	0.01
Masonite International 8.25% 15/04/2021 144A	CA	USD	65,000	59,150	0.01
Shingle Springs Tribal G.A. 9.375% 15/06/2015 Reg S	US	USD	50,000	32,438	0.01
Waterford Gaming 8.625% 15/09/2014 Reg S*	US	USD	49,728	27,350	0.01
				<u>8,348,611</u>	<u>2.02</u>
Fractions				8	0.00
Total Investments (Cost USD 383,049,143)				<u>386,436,805</u>	<u>93.53</u>

* Security with price determined by the Directors.

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Underlying Exposure USD	Unrealised gain / (loss) USD	% Net Assets
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS			
Bought USD Sold EUR at 1.42441 18/11/2011	1,351,172	80,355	0.02
Bought USD Sold CAD at 1.01090 18/11/2011	708,501	36,532	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.41222 18/11/2011	606,347	30,564	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.43895 18/11/2011	364,346	25,610	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.36316 18/11/2011	1,617,373	22,512	0.01
Bought USD Sold CAD at 1.02129 18/11/2011	338,388	21,106	0.01
Bought USD Sold EUR at 1.42791 18/11/2011	299,812	18,612	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.37985 18/11/2011	217,801	5,734	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.37679 18/11/2011	207,045	4,980	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01313 18/11/2011	203,812	2,139	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.35987 18/11/2011	174,779	2,004	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01308 18/11/2011	205,864	1,400	0.00
Bought USD Sold EUR at 1.34617 18/11/2011	988,171	1,261	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.57043 18/11/2011	195,191	1,113	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.74470 18/11/2011	263,193	319	0.00
Bought CAD Sold USD at 1.04221 18/11/2011	158,318	302	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.74477 18/11/2011	196,034	256	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.01298 18/11/2011	425,873	(158)	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.55770 18/11/2011	237,352	(581)	0.00
Bought JPY Sold USD at 76.74420 18/11/2011	194,008	(626)	0.00
Bought JPY Sold USD at 76.29000 18/11/2011	203,356	(1,855)	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.63281 18/11/2011	189,629	(2,246)	0.00
Bought USD Sold GBP at 1.54090 18/11/2011	454,404	(6,002)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.73345 18/11/2011	459,474	(6,395)	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.98983 18/11/2011	302,074	(14,636)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.71185 18/11/2011	349,795	(15,027)	0.00
Bought CAD Sold USD at 0.97971 18/11/2011	286,820	(16,686)	0.00
Bought GBP Sold USD at 0.61433 18/11/2011	432,995	(17,629)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70060 18/11/2011	316,870	(18,402)	0.00
Bought EUR Sold USD at 0.70186 18/11/2011	357,622	(20,165)	0.00
Bought JPY Sold USD at 76.47500 18/11/2011	3,367,636	(22,635)	(0.01)
Bought EUR Sold USD at 0.73652 18/11/2011	3,167,584	(30,982)	(0.01)
Bought EUR Sold USD at 0.71178 18/11/2011	1,256,007	(54,069)	(0.01)
		26,705	0.01

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

	Currency	Underlying Exposure	Unrealised gain / (loss) USD	% Nets Assets
FUTURES				
Euro-Bund Future 08/12/2011	EUR	1,228,410	3,252	0.00
Euro BOBL Future 08/12/2011	EUR	(977,040)	2,238	0.00
Japan 10 Years Bond Future 09/12/2011	JPY	284,480,000	(6,529)	0.00
			(1,039)	0.00
Other Assets and Liabilities			26,695,287	6.46
Net Assets			413,157,758	100.00

Schedule of Investments as at 30 September 2011 - continued

GEOGRAPHICAL SPLIT			Country	Country Code	% Net Assets
Country	Country Code	% Net Assets			
			Congo	CG	0.09
USA	US	61.38	Lithuania	LT	0.09
UK	GB	3.45	Marshall Islands	MH	0.08
Canada	CA	2.77	Peru	PE	0.08
Italy	IT	2.37	Pakistan	PK	0.08
Germany	DE	2.36	Paraguay	PY	0.07
France	FR	2.14	Georgia	GE	0.07
Supranational	99	1.90	Finland	FI	0.07
Luxembourg	LU	1.76	Mongolia	MN	0.06
Venezuela	VE	1.49	Nigeria	NG	0.06
Mexico	MX	1.38	Senegal	SN	0.05
Brazil	BR	0.99	Ghana	GH	0.05
Indonesia	ID	0.99	Serbia	RS	0.05
Turkey	TR	0.82	Jordan	JO	0.04
Netherlands	NL	0.73	Spain	ES	0.04
Russia	RU	0.73	Austria	AT	0.04
Philippines	PH	0.68	Dominican Republic	DO	0.04
Bermuda	BM	0.63	India	IN	0.03
Colombia	CO	0.59	Iceland	IS	0.02
Cayman Islands	KY	0.57	Cash and other net assets		6.46
Japan	JP	0.47			
Argentina	AR	0.46			
Ireland	IE	0.40			
El Salvador	SV	0.39			
Australia	AU	0.36			
Ukraine	UA	0.26			
Kazakhstan	KZ	0.25			
Vietnam	VN	0.25			
Lebanon	LB	0.23			
Hungary	HU	0.22			
Uruguay	UY	0.17			
Korea	KR	0.16			
Panama	PA	0.16			
Belgium	BE	0.16			
Sri Lanka	LK	0.16			
Belarus	BY	0.15			
South Africa	ZA	0.12			
Chile	CL	0.11			
Croatia	HR	0.11			
Iraq	IQ	0.10			
			SECTOR SPLIT		
			Sector		% Net Assets
			Government		46.72
			Financials		16.41
			Telecommunication Services		5.65
			Energy		4.81
			Consumer Discretionary		4.49
			Utilities		3.61
			Healthcare		3.08
			Industrials		2.85
			Materials		2.63
			Information Technology		2.35
			Consumer Staples		0.95
			Cash and other net assets		6.46

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

The percentage of net assets in the schedule of investments, the geographical split and the sector split is subject to rounding.

(2) 【2010年 9 月30日終了年度】

【貸借対照表】

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ

純資産計算書

2010年 9 月30日現在

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券時価評価額	275,544,158	21,046,063
銀行預金	27,085,021	2,068,754
投資有価証券売却未収金	1,419,556	108,426
受益証券発行未収金	4,914,745	375,388
未収利息	3,813,268	291,257
為替先渡契約未実現利益	128,377	9,805
資産合計	312,905,125	23,899,693
負債		
投資有価証券購入未払金	4,855,909	370,894
未払費用	414,455	31,656
為替先渡契約未実現損失	79,856	6,099
その他の未払金	329	25
負債合計	5,350,549	408,675
純資産2010年 9 月30日現在	307,554,576	23,491,019
純資産2009年 9 月30日現在	207,548,718	15,852,571
純資産2008年 9 月30日現在	153,332,828	11,711,561
受益証券発行残高、2010年 9 月30日現在		
- クラス A 受益証券	7,129,390口	
- クラス B 受益証券	20,698,540口	
受益証券 1 口当たり純資産価格、2010年 9 月30日現在		
- クラス A 受益証券	11.06米ドル	845円
- クラス B 受益証券	11.05米ドル	844円
受益証券 1 口当たり純資産価格、2009年 9 月30日現在		
- クラス A 受益証券	10.40米ドル	794円
- クラス B 受益証券	10.40米ドル	794円
受益証券 1 口当たり純資産価格、2008年 9 月30日現在		
- クラス A 受益証券	9.60米ドル	733円
- クラス B 受益証券	9.60米ドル	733円
投資有価証券取得原価	257,315,681	19,653,772

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用および純資産変動計算書
2010年9月30日に終了した年度フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ -
米ドル・マンスリー・インカム

	(米ドル)	(千円)
投資収益		
受取利息	13,900,083	1,061,688
純収益	13,900,083	1,061,688
費用		
投資運用報酬	2,506,307	191,432
業務提供会社関連費用	501,265	38,287
保管報酬	121,889	9,310
法務および監査報酬	166,328	12,704
販売報酬	942,970	72,024
国税	135,130	10,321
日本代行協会員報酬	50,122	3,828
その他の費用	14,609	1,116
費用合計	4,438,620	339,022
純投資(損)益	9,461,463	722,667
投資取引に係る実現純(損)益	8,257,406	630,701
外貨に係る実現純(損)益	8,205	627
為替先渡契約に係る実現純(損)益	108,724	8,304
先物に係る実現純(損)益	(46,527)	(3,554)
投資に係る未実現評価(損)益の純変動	8,268,349	631,536
外貨に係る未実現評価(損)益の純変動	35,311	2,697
為替先渡契約に係る未実現評価(損)益の純変動	40,261	3,075
先物に係る未実現評価(損)益の純変動	3,402	260
運用実績	26,136,594	1,996,313
受益者への分配金	(9,503,812)	(725,901)
資本取引		
受益証券発行手取金	102,683,203	7,842,943
受益証券買戻支払額	(19,310,127)	(1,474,908)
資本取引による増(減)	83,373,076	6,368,036
純増(減)額	100,005,858	7,638,447
純資産		
期首	207,548,718	15,852,571
期末	307,554,576	23,491,019

クラスA 受益証券：発行済受益証券数	(口)
発行済受益証券数 - 期首	4,410,530
発行済受益証券数	3,289,570
買戻受益証券数	(570,710)
受益証券の純増(減)	2,718,860
発行済受益証券数 - 期末	7,129,390

クラスB 受益証券：発行済受益証券数	(口)
発行済受益証券数 - 期首	15,548,790
発行済受益証券数	6,401,100
買戻受益証券数	(1,251,350)
受益証券の純増(減)	5,149,750
発行済受益証券数 - 期末	20,698,540

添付の財務書類に対する注記は、当財務書類の一部である。

フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ

財務書類に対する注記

2010年9月30日

1 . 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド (Fonds Commun de Placement) である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有している F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (「管理会社」) によって、共同所有者 (「受益者」) の利益のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの2002年12月20日の投資信託に関する法律のパート に基づき登録されている。

本書におけるファンドへの言及は、文脈上適切な場合、ファンドのために行為する管理会社を意味するものとする。

2010年9月30日現在、ファンドは一つのサブ・ファンド、すなわち米ドル・マンスリー・インカム (「サブ・ファンド」) から構成されていた。

2 . 重要な会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - 証券取引所で取引される有価証券への投資は、かかる証券が取引されている主要な証券取引所において評価が行われる時点で入手可能な直近の価格で評価されるものとする。店頭市場で取扱われる有価証券も、同様に評価される。規制された証券取引所で取引されない短期債務譲渡可能証券および短期金融商品の評価は、償却原価法により決定される。この方法に従って、償却原価は、原初原価で証券を評価し、その後満期まで定率で額面価額に対してディスカウントを付加する (またはプレミアムを償却する) ことによって算定される。その他の資産はすべて、管理会社の取締役が適切と判断する方法で評価される。サブ・ファンドの投資明細表に明記される場合を除き、ファンドが保有するものはすべて、公認の証券取引所またはその他の規制ある市場で値が付けられるものである。

公正価額調整方針 - 公正価額調整は、マーケット・タイミング取引に対してファンドの受益者の利益を保護するために行われる場合がある。したがって、サブ・ファンドが評価される時に取引が閉鎖されている市場にサブ・ファンドが投資する場合、取締役は、市場が不安定な期間中、有価証券評価に基づく上記規定から逸脱して、評価時点のサブ・ファンドの投資有価証券の公正価額をより正確に反映するための調整を特定ポートフォリオに含まれる証券について行うことができる。2010年9月30日現在、サブ・ファンドには実質的に公正価額調整を行っている有価証券は存在しない。

銀行預金 - 銀行預金はすべて、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - 投資有価証券取引は、有価証券を購入もしくは売却した日に会計処理される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

為替先渡契約 - 為替先渡契約は、クロージングの日付現在の実勢為替先渡レートに基づき評価され、満期までの残存期間に適用される。為替先渡契約による未実現損益は、純資産計算書および投資明細表に含まれている。

外国為替 - ファンドの指定通貨は米ドルである。2010年9月30日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。管理会社の取締役により各サブ・ファンドの指定通貨が決定される。当期中の外貨建取引はすべて、取引が行われた日の実勢為替レートでサブ・ファンドの指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - サブ・ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引が行われた日の受益証券1口当たり純資産価格である。

創立費 - ファンドの創立費は、設定から5年以内の期間にわたりファンドの資産に請求される。

収益 - 利息は、発生基準で会計処理される。

先物取引 - 先物取引は、契約の開始日または終了日に会計処理される。その後の支払は、ポートフォリオによる未実現損益として財務報告上記載される対象指数または対象証券の評価額の日々の変動に基づき、毎日ポートフォリオによって支払われるか受領される。先物取引から生じる未実現損益は、純資産計算書および

び投資明細表に計上される。実現損益は、運用および純資産変動計算書に計上される。

3．管理会社またはその関連会社との取引

管理会社ならびにその関連会社であるF I L（ルクセンブルグ）エス・エイおよびF I L・リミテッドは、ファンドに対して管理事務業務、評価、記録保持または投資運用等の一定の業務を提供している。

投資運用会社により提供される業務に関して、管理会社は、サブ・ファンドの通貨で日々計算され発生する運用報酬を、ファンドの資産から投資運用会社に対して支払う。サブ・ファンドの純資産額の1.00%の現在適用されている年間運用報酬に加えて、0.02%の代行協会員報酬が適用されている。

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産価額の1.00%を上限とする年間販売報酬が課せられる。当該報酬は日々発生し、総販売会社に対して毎月支払われる。2010年9月30日に終了した年度における販売報酬合計額は、942,970米ドルであった。

4．税金

ファンドは、利益もしくは実現・未実現キャピタル・ゲインに対していかなるルクセンブルグの税金も、またはいかなるルクセンブルグの源泉徴収税も課せられない。サブ・ファンドは、各暦四半期の最終日のサブ・ファンドの純資産に対し四半期毎に計算され支払われる、その純資産の年率0.05%の年次税を課せられる。

キャピタル・ゲインおよび利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

5．投資変動明細表

当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所またはファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。

6 . 分配金支払

2010年9月30日に終了した年度中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA受益証券	米ドル	0.0441	2009年10月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0399	2009年10月1日
クラスA受益証券	米ドル	0.0344	2009年11月2日
クラスB受益証券	米ドル	0.0301	2009年11月2日
クラスA受益証券	米ドル	0.0383	2009年12月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0341	2009年12月1日
クラスA受益証券	米ドル	0.0405	2010年1月4日
クラスB受益証券	米ドル	0.0361	2010年1月4日
クラスA受益証券	米ドル	0.0355	2010年2月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0311	2010年2月1日
クラスA受益証券	米ドル	0.0351	2010年3月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0311	2010年3月1日
クラスA受益証券	米ドル	0.0441	2010年4月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0396	2010年4月1日
クラスA受益証券	米ドル	0.0353	2010年5月3日
クラスB受益証券	米ドル	0.0309	2010年5月3日
クラスA受益証券	米ドル	0.0361	2010年6月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0317	2010年6月1日
クラスA受益証券	米ドル	0.0341	2010年7月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0298	2010年7月1日
クラスA受益証券	米ドル	0.0358	2010年8月2日
クラスB受益証券	米ドル	0.0312	2010年8月2日
クラスA受益証券	米ドル	0.0340	2010年9月1日
クラスB受益証券	米ドル	0.0294	2010年9月1日

7 . 為替レート

2010年9月30日現在の資産および負債の米ドル (U S D) への換算に用いられた為替レートは、以下のとおりであった。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
カナダ・ドル (C A D)	1.02935	ガーナ新セディ (G H S)	1.425
エジプト・ポンド (E G P)	5.693	英ポンド (G B P)	0.635566
ユーロ (E U R)	0.735267	ザンビア・クワチャ (Z M K)	4,845
日本円 (J P Y)	83.545		

8. 後発事象

2010年9月30日に終了した年度の後、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	通貨	1口当たり分配金	分配落ち日
フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム			
クラスA 受益証券	米ドル	0.0362	2010年10月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0317	2010年10月1日
クラスA 受益証券	米ドル	0.0320	2010年11月1日
クラスB 受益証券	米ドル	0.0272	2010年11月1日

[次へ](#)

Fidelity Global Bond Series

Statement of Net Assets as at 30 September 2010

	Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income USD
ASSETS	
Investments in securities at market value	275,544,158
Cash at banks	27,085,021
Receivables on investments sold	1,419,556
Receivables on fund Units issued	4,914,745
Interest receivable	3,813,268
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	128,377
Total Assets	312,905,125
LIABILITIES	
Payables on investments purchased	4,855,909
Expenses payable	414,455
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	79,856
Other payables	329
Total Liabilities	5,350,549
NET ASSETS as at 30.09.10	307,554,576
NET ASSETS as at 30.09.09	207,548,718
NET ASSETS as at 30.09.08	153,332,828
UNITS OUTSTANDING as at 30.09.10	
- A Units	7,129,390
- B Units	20,698,540
NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.10	
- A Units	11.06
- B Units	11.05
NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.09	
- A Units	10.40
- B Units	10.40
NET ASSET VALUE PER UNIT as at 30.09.08	
- A Units	9.60
- B Units	9.60
COST OF INVESTMENTS	257,315,681

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Fidelity Global Bond Series

Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year ended 30 September 2010

Fidelity Global Bond Series -
US Dollar Monthly Income
USD

INVESTMENT INCOME	
Interest Income	13,900,083
Net income	13,900,083
EXPENSES	
Investment management fees	2,506,307
Administration expenses	501,265
Custody fees	121,889
Legal and audit fees	166,328
Distribution fees	942,970
Government taxes	135,130
Japan agency fees	50,122
Other expenses	14,609
Total expenses	4,438,620
NET INVESTMENT INCOME/(LOSS)	9,461,463
Net realised gain/(loss) on investment transactions	8,257,406
Net realised gain/(loss) on foreign currencies	8,205
Net realised gain/(loss) on forward foreign exchange contracts	108,724
Net realised gain/(loss) on futures	(46,527)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) of investments	8,268,349
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on foreign currencies	35,311
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) forward foreign exchange contracts	40,261
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on futures	3,402
RESULTS OF OPERATIONS	26,136,594
DIVIDENDS TO UNITHOLDERS	(9,503,812)
FROM CAPITAL UNIT TRANSACTIONS	
Proceeds from fund Units issued	102,683,203
Payment for fund Units redeemed	(19,310,127)
Increase/(decrease) derived from capital Unit transactions	83,373,076
NET INCREASE/(DECREASE)	100,005,858
NET ASSETS	
Beginning of year	207,548,718
End of year	307,554,576
CLASS A: UNITS IN ISSUE	
Units outstanding - beginning of year	4,410,530
Units issued	3,289,570
Units redeemed	570,710
Net increase/(decrease) in Units	2,718,860
Units outstanding - end of year	7,129,390
CLASS B: UNITS IN ISSUE	
Units outstanding - beginning of year	15,548,790
Units issued	6,401,100
Units redeemed	1,251,350
Net increase/(decrease) in Units	5,149,750
Units outstanding - end of year	20,698,540

The accompanying notes to the financial statements form an integral part of these financial statements.

Fidelity Global Bond Series

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

30 September 2010

1. General

The Fund is a mutual investment fund (Fonds Commun de Placement), organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its securities. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the "Management Company"), a company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The Fund is registered under Part II of the Luxembourg law of 20 December 2002 relating to undertakings for collective investment.

Reference to the Fund shall, where appropriate in the context, mean the Management Company acting on behalf of the Fund.

As at 30 September 2010 the Fund consisted of one sub-fund, US Dollar Monthly Income (the "sub-fund").

2. Significant Accounting Policies

The financial statements are prepared in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to undertakings for collective investments.

SECURITY VALUATION. Investments in securities traded on any stock exchange are valued at the last available price at the time when the valuation is carried out on the principal stock exchange on which such security is traded. Securities dealt on any over the counter market are valued in the same manner. The valuation of short-dated debt transferable securities and money market instruments not traded on a regulated exchange is determined by means of the amortised cost method. Under this method, amortised cost is determined by valuing the security at original cost and thereafter accreting (amortising) the discount (premium) to its nominal value at a constant rate until maturity. All other assets are valued in such manner as the Directors of the Management Company consider appropriate. All holdings owned by the Fund are quoted on an official stock exchange or on another regulated market, except where otherwise distinguished in the sub-fund's Schedule of Investments.

FAIR VALUE ADJUSTMENTS POLICY. Fair value adjustments may be implemented to protect the interests of the Fund's Unitholders against market timing practices. Accordingly if a sub-fund invests in markets that are closed for business at the time the sub-fund is valued, the Directors may, during periods of market volatility and by derogation from the provisions above under security valuation, allow for the securities included in a particular portfolio to be adjusted to reflect more accurately the fair value of the sub-fund's investments at the point of valuation. As at 30 September 2010, there were no securities within the sub-fund that have been materially fair valued.

CASH AT BANKS. Cash at banks is carried at face value.

INVESTMENT SECURITY TRANSACTIONS. Investment security transactions are accounted for on the date securities are purchased or sold. The computation of the cost of sales of securities is made on the basis of average cost.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS. Forward foreign exchange contracts are valued on the basis of forward exchange rates prevailing at the closing date and applicable to the remaining period until the expiration date. The unrealised gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are included in the Statement of Net Assets and in the Schedule of Investments.

FOREIGN EXCHANGE. The Fund's designated currency is US Dollar. As at 30 September 2010, assets and liabilities have been translated at the prevailing exchange rates on that date. The Directors of the Management Company determine the designated currency of each sub-fund. All transactions denominated in foreign currencies during the year are translated into the sub-fund's designated currency at the exchange rate prevailing on the day of transaction.

FUND UNIT TRANSACTIONS. The issue and redemption price per Unit of the sub-fund is the net asset value per Unit on the date of trade.

ORGANISATION EXPENSES. The organisational expenses of the Fund will be charged to the assets of the Fund over a maximum period of five years from inception.

INCOME. Interest is accounted for on an accrual basis.

FUTURES. Futures are accounted for on the date of opening or closing of the contract. Subsequent payments are made or received by the portfolio each day, dependent on the daily fluctuations in the value of the underlying index or security which are recorded for financial reporting purposes as unrealised gains or losses by the portfolio. The unrealised gains or losses resulting from futures are included in the Statement of Net Assets and in the Schedule of Investments. The realised gains and losses are included in the Statement of Operations and Changes in Net Assets.

3. Transactions with the Management Company or its Affiliates

The Management Company and its affiliated companies FIL (Luxembourg) S.A. and FIL Limited provide certain services such as administrative services, valuation, record keeping or investment management to the Fund.

For the services provided by the Investment Manager, the Management Company will pay to the Investment Manager a management fee out of the assets of the Fund, calculated and accrued daily in the currency of the sub-fund. In addition to the annual management fee currently applied of 1.00% of the value of the net assets of the sub-fund, an agent company fee of 0.02% is applied. Class B Units are subject to an annual distribution fee of up to 1.00% of the net asset value of the relevant class. This fee is accrued daily and payable monthly to the General Distributor. For the year ended 30 September 2010, the total distribution fee amounted to USD 942,970.

4. Taxation

The Fund is not liable to any Luxembourg taxes on income or on realised or unrealised capital gains, or to any Luxembourg withholding tax. The sub-fund is subject to a subscription tax at an annual rate of 0.05% on its net assets, calculated and payable quarterly on the net assets of the sub-fund on the last day of each calendar quarter.

Capital gains and interest may be subject to withholding taxes imposed by the country of origin concerned and such taxes may not be recoverable by the Fund or its Unitholders.

5. Statement of Changes in Investments

A list specifying for each investment the total purchases and sales which occurred during the year under review, may be obtained free of charge from the Registered Office of the Management Company or from any of the companies registered as Distributors of the Fund.

6. Dividend Payments

The following dividend payments were made during the year ended 30 September 2010:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0441	01/10/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0399	01/10/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0344	02/11/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0301	02/11/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0383	01/12/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0341	01/12/2009
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0405	04/01/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0361	04/01/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0355	01/02/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0311	01/02/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0351	01/03/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0311	01/03/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0441	01/04/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0396	01/04/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0353	03/05/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0309	03/05/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0361	01/06/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0317	01/06/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0341	01/07/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0298	01/07/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0358	02/08/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0312	02/08/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0340	01/09/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0294	01/09/2010

7. Rates of Exchange

The rates of exchange used for the translation of assets and liabilities into USD as at 30 September 2010 were:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
Canadian Dollar (CAD)	1.02935	New Ghana Cedi (GHS)	1.425
Egyptian Pound (EGP)	5.693	Pound Sterling (GBP)	0.635566
Euro (EUR)	0.735267	Zambia Kwacha (ZMK)	4845
Japanese Yen (JPY)	83.545		

8. Subsequent Events

The following dividend payments were made after the year ended 30 September 2010:

Sub-fund name	Currency	Dividend per Unit	Ex-dividend date
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0362	01/10/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0317	01/10/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class A	USD	0.0320	01/11/2010
FGBS - US Dollar Monthly Income (USD) Class B	USD	0.0272	01/11/2010

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年1月31日現在)

		米ドル	円
資産総額		406,827,469.72	31,073,482,137
負債総額		3,827,346.68	292,332,739
		403,000,123.04	30,781,149,398
純資産総額(-)	クラスA 受益証券	106,789,140.77	8,156,554,572
	クラスB 受益証券	296,210,982.27	22,624,594,826
発行済口数	クラスA 受益証券	9,449,200口	
	クラスB 受益証券	26,223,740口	
1口当たり純資産価格(/)	クラスA 受益証券	11.30	863
	クラスB 受益証券	11.30	863

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は、以下のとおりである。

取扱機関 F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ

取扱場所 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受益者集会は開催されない。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者（米国人を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

第三部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

平成24年1月31日現在の資本金は、50万ユーロ（約5,025万円）で、平成24年1月31日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ（約100,490円）の記名株式500株を発行済である。

直近5年間において資本金の額の増減はない。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。取締役は株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まるが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任および/または更迭される。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出することができる。取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる役員1名ないし数名を随時任命し、その者に権限を委任することができる。より具体的には、2010年法の適用要件に従い、取締役は、「主導する者」（管理会社の株主または取締役であることを要しない。）として知られる最低2名の役員を任命するものとする。

取締役会の招集通知は、遅くとも開催日の24時間前に取締役全員に送付されるものとする。かかる通知は、ファックスもしくは電子メールまたはかかる通知を証拠付けることのできるその他の通信手段によって、書面により取締役に送付されるものとする。かかる通知は、ファックスもしくは電子メールまたはかかる同意を証拠付けることのできるその他の通信手段により、各取締役の書面による同意が得られた場合には、放棄することができ、取締役会において出席または代理委任状による代理人の代理出席した取締役によって放棄されたとみなされる。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催される個別の取締役会については、個別にかかる通知をする必要はない。

取締役は、書面により、またはファックスもしくは電子メール、もしくはかかる委任状を証拠付けることのできるその他の通信手段により、他の取締役を代理人として指名することができる。取締役は、電話またはビデオを使って取締役会に出席することができる。取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議しまたは行為することができる。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われる。欠席または代理委任状による代理人が代理出席していない取締役は、書面により、または電子メールもしくはファックス、もしくはかかる議決権行使を証拠付けることのできるその他の通信手段によって、議決権を行使できる。

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、2010年法第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。管理会社は、常に、少なくとも一つの譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託を管理・運用しなければならない。管理会社は、その目的を達成するために有効であるとみなされる一切の活動に従事するが、2010年法第101条第2項の制限に服し、かつこれが認める許容範囲を遵守しなければならない。

管理会社は、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイに委託しており、登録・名義書換事務および管理業務を登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社であるF I L（ルクセンブルグ）エス・エイに委託している。

平成24年1月31日現在、管理会社は、ファンドを含む4本のルクセンブルグ籍のアンブレラ型オープン・エンド契約型投資信託および1本のルクセンブルグ籍の変動資本を有するアンブレラ型オープン・エンド会社型投資信託を管理しており、その純資産額は88,847,865,042円および287,103,334,949米ドルの合計額である。

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成24年1月31日現在における株式会社三菱東京U F J銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 100.49円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

貸借対照表

2011年6月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2011年		2010年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権	2.2				
- 1年以内に期限の到来する 関係会社からの未収金	3	1,598,402	160,623	1,893,172	190,245
- 1年以内に期限の到来する その他の債権		27,890	2,803	23,031	2,314
		<u>1,626,292</u>	<u>163,426</u>	<u>1,916,203</u>	<u>192,559</u>
譲渡性証券					
- その他の譲渡性証券	2.3, 4	878,091	88,239	850,000	85,417
現金預金、郵便小切手用口座、 小切手および手許金		2,584	260	7,643	768
		<u>2,506,967</u>	<u>251,925</u>	<u>2,773,846</u>	<u>278,744</u>
負債					
資本金および準備金					
払込資本	5	500,000	50,245	500,000	50,245
準備金					
- 法定準備金	6	17,263	1,735	16,587	1,667
- その他の準備金	7	107,510	10,804	130,250	13,089
繰越利益	8	378,116	37,997	342,538	34,422
当期利益		13,155	1,322	13,514	1,358
		<u>1,016,044</u>	<u>102,102</u>	<u>1,002,889</u>	<u>100,780</u>
債務引当金					
納税引当金	9	8,914	896	30,209	3,036
その他の引当金		14,000	1,407	15,600	1,568
		<u>22,914</u>	<u>2,303</u>	<u>45,809</u>	<u>4,603</u>
債務					
1年以内に支払期限の到来する 関係会社に対する未払金	10	1,467,527	147,472	1,724,730	173,318
1年以内に支払期限の到来する その他の債務		482	48	418	42
		<u>1,468,009</u>	<u>147,520</u>	<u>1,725,148</u>	<u>173,360</u>
負債合計		<u>2,506,967</u>	<u>251,925</u>	<u>2,773,846</u>	<u>278,744</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2011年6月30日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2011年		2010年	
		（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用					
その他の営業費用					
- 販売報酬	11	5,199,634	522,511	7,082,456	711,716
- 管理事務報酬		418,165	42,021	287,287	28,869
- 専門家報酬		15,534	1,561	36,778	3,696
- 銀行手数料		1,339	135	1,047	105
- その他		140	14	-	
		<u>5,634,812</u>	<u>566,242</u>	<u>7,407,568</u>	<u>744,387</u>
為替差損		7,988	803	16,153	1,623
所得税		6,529	656	3,777	380
当期利益		<u>13,155</u>	<u>1,322</u>	<u>13,514</u>	<u>1,358</u>
費用合計		<u>5,662,484</u>	<u>569,023</u>	<u>7,441,012</u>	<u>747,747</u>
収益					
その他の営業収益	12	5,660,335	568,807	7,441,012	747,747
その他の未収利息および類似収益		2,149	216	-	-
収益合計		<u>5,662,484</u>	<u>569,023</u>	<u>7,441,012</u>	<u>747,747</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

財務書類に対する注記

2011年6月30日現在

注1 - 一般事項

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (「当社」) は、ルクセンブルグ大公国の法律に従って株式会社 (Soci é t é Anonyme) として2002年8月14日に設立された。

当社の当初の目的は、フィデリティ ・ ワールド ・ ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、またその分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。取締役会は、その後以下のとおり新たなファンドの設定を承認した。

- ・ 日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション (2002年12月13日)
- ・ フィデリティ ・ マルチマネジャー ・ ファンズ (2005年4月28日)
- ・ フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ (2006年8月23日)

2011年6月22日、当社の臨時株主総会において、当社の定款の改訂 (2011年7月1日発効) が承認された。主要な変更は、当社の目的を「投資信託に関する2010年12月17日法第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。」に修正することであった。

注2 - 会計方針

財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、法によって定められている以外は、取締役会によって決定され適用される。

2010年12月10日付の法律第4条に従って、取締役会は、財務書類の内容および表示ならびに関連する会計方針および評価規則に対して当該法によってもたらされる修正を、2011年6月30日終了事業年度に関しては適用しないことを決定している。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

2.1 - 外貨換算

ユーロ (EUR) 以外の通貨建収益および費用は、当該取引日現在の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建資産および負債は、年度末現在の為替レートでユーロに換算される。換算による為替差額は、当期の損益計算書に計上される。

実現為替利益および損失ならびに未実現為替損失は、損益計算書に計上される。未実現為替利益は記帳されない。

2.2 - 債権

債権は、額面価額で評価される。回収が危ぶまれる場合、評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合継続されない。

2.3 - その他の譲渡性証券

その他の譲渡性証券は、取得原価または時価のいずれか低い方で評価される。

2.4 - 債務引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

注3 - 関係会社からの未収金

当該残高は主として、ファンドの管理運用に関する費用の未収金から構成されており、当社に発生し、F I L ・ リミテッドに対して再請求される。

注4 - その他の譲渡性証券

当社は、現金残高の一部を機会をとらえて一時的にフィデリティ ・ インスティテューショナル ・ リクイデ

ティ・ファンド・ピーエルシー - ユーロ・クラスA・アキュミュレーション・ファンドに投資した。

注5 - 払込資本

当社の払込資本は、1株当たり額面金額1,000ユーロの全額払込済500株で表章される500,000ユーロである。

注6 - 法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低5%を法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10%に達すると必要でなくなる。法定準備金は、株主に分配することはできない。

注7 - その他の準備金：資産税（富裕税）

所得税法（L I R）第174bis条に基づいて、当社は、2010年6月30日終了年度の資産税に関して18,835ユーロを準備金に割り当て、資産税の減少金額の5倍に相当する107,510ユーロに準備金を減額して、もはや繰越利益への計上を要求されない41,575ユーロの金額を取り崩した。この準備金は、割当て後5年間分配することができない。

注8 - 繰越利益

2010年10月12日開催の当社の年次株主総会によって決定されたとおり、2010年6月30日終了年度の利益は、以下のように配分されている。

	(ユーロ)
2010年6月30日現在繰越利益	342,538
2010年6月30日終了年度の利益	13,514
法定準備金への割当て	(676)
資産税準備金への割当て	(18,835)
資産税準備金の取崩し	41,575
2011年6月30日現在繰越利益	378,116

注9 - 税金

当社は、ルクセンブルグにおいて適用される税法に服する。ルクセンブルグの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2009年までの年度に関する査定を発行している。

注10 - 関係会社に対する未払金

当該残高は、主としてファンドの受益証券の総販売会社として業務を行うF I L ・ ディストリビューターズに対し当社が支払うべき販売報酬から構成されている。

注11 - 販売報酬

当社は、ファンドの受益証券の総販売会社として業務を行う F I L ・ ディストリビューターズに対し販売報酬を支払う。

注12 - その他の営業収益

その他の営業収益は、費用に対応する報酬で、直接当社に発生するもの、および投資信託の管理運用に関連して提供されたサービスに関して F I L ・ リミテッドに再請求される確定マージンから構成されている。

注13 - 親会社

当社は、バミュータ、HM 19、ハミルトン、ペンブローク、クロウ・レーン42番地、ペンブローク・ホールに登録上の事務所を有する F I L ・ リミテッドの連結財務書類に含まれており、当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

注14 - 後発事象

2011年7月1日に、当社の直接的所有権は、F I L ・ リミテッドから、ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 a に登録上の事務所を有する F I L ・ ホールディングス (ルクセンブルグ) エス・エイ (「F H L U X」) に移譲された。最終的な親会社は、F I L ・ リミテッドのままである。

2011年7月1日以降、当社はルクセンブルグの「投資信託に関する2010年12月17日法」第15章に基づく管理会社としての資格を有しており、フィデリティ・アクティブ・ストラテジー・ファンドの管理運用に責任を負うこととなった。この追加責任により要求されることとなったより高い自己資本規制の当社による継続的順守を確保するために、F H L U X は当該日に50万ユーロの資本をさらに注入した。

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Balance sheet as at 30 June 2011

(expressed in euro)

	Note(s)	2011 EUR	2010 EUR
ASSETS			
Current assets			
Debtors			
	2.2		
- Amounts owed by affiliated undertakings becoming due and payable within one year	3	1,598,402	1,893,172
- Other debtors becoming due and payable within one year		27,890	23,031
		<u>1,626,292</u>	<u>1,916,203</u>
Transferable securities			
- Other transferable securities	2.3, 4	878,091	850,000
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques and cash in hand		2,584	7,643
		<u>2,506,967</u>	<u>2,773,846</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital			
	5	500,000	500,000
Reserves			
- Legal reserve	6	17,263	16,587
- Other reserves	7	107,510	130,250
Profit brought forward	8	378,116	342,538
Profit for the financial year		13,155	13,514
		<u>1,016,044</u>	<u>1,002,889</u>
Provisions for liabilities and charges			
Provision for taxation	2.4	8,914	30,209
Other provisions	9	14,000	15,600
		<u>22,914</u>	<u>45,809</u>
Creditors			
Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year	10	1,467,527	1,724,730
Other creditors becoming due and payable within one year		482	418
		<u>1,468,009</u>	<u>1,725,148</u>
Total Liabilities		<u>2,506,967</u>	<u>2,773,846</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Profit and loss account for year ending 30 June 2011

(expressed in euro)

	Note(s)	2011 EUR	2010 EUR
CHARGES			
Other operating charges			
- Distribution fees	11	5,199,634	7,082,456
- Administration fees		418,165	287,287
- Professional fees		15,534	36,778
- Bank charges		1,339	1,047
- Other		140	-
		<u>5,634,812</u>	<u>7,407,568</u>
Exchange loss		7,988	16,153
Income tax		6,529	3,777
Profit for the financial year		<u>13,155</u>	<u>13,514</u>
Total Charges		<u><u>5,662,484</u></u>	<u><u>7,441,012</u></u>
INCOME			
Other operating income	12	5,660,335	7,441,012
Other interest receivable and similar income		<u>2,149</u>	<u>-</u>
Total Income		<u><u>5,662,484</u></u>	<u><u>7,441,012</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Notes to the annual accounts as at 30 June 2011

Note 1 - General

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. (the "Company") was incorporated on 14 August 2002 as a Société Anonyme under the law of the Grand Duchy of Luxembourg.

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein.

The Board of Directors has since then approved the launch of further funds as follows:

- Fidelity Nikko Global Selection (13 December 2002);
- Fidelity Multi Manager Funds FCP (28 April 2005);
- Fidelity Global Bond Series FCP (23 August 2006).

On 22 June 2011 an Extraordinary Meeting of the Company's shareholders approved amendments to the Company's Articles of Association with effect from 1 July 2011. The principal change was to amend the purpose of the Company to "management within the meaning of article 101(2) of the Law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the "2010 Law"), including but not limited to the creation, administration, management, and marketing of undertakings for collective investment".

Note 2 - Accounting policies

The annual accounts have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the law, determined and applied by the Board of Directors.

According to article 4 of the law dated 10 December 2010, the Board of Directors has taken the decision not to apply for the financial year ending 30 June 2011, the modifications brought by this law to the contents and the presentation of the financial statements, as well as to the relative accounting principles and evaluation rules.

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

2.1 Foreign currency translation

Income and expenses expressed in currencies other than Euro ("EUR") are translated into EUR at exchange rates prevailing at the date of the transaction.

Assets and liabilities expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at year-end exchange rates. Exchange differences arising are accounted for in the profit and loss account for the year.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are recorded in the profit and loss account. Unrealised exchange gains are not recorded.

2.2 Debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their

recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 Other transferable securities

Other transferable securities are valued at lower of cost or market value.

2.4 Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Note 3 - Amounts owed by affiliated undertakings

This balance is mainly made up of receivables for expenses, relating to the management of the Funds, incurred by the Company and recharged to FIL Limited.

Note 4 - Other transferable securities

The Company has taken the opportunity to invest part of its cash balances in a Fidelity Institutional Liquidity Fund PLC- Euro Class A Accumulation fund on a temporary basis.

Note 5 - Subscribed capital

The subscribed capital of the Company is equal to EUR 500,000 represented by 500 fully paid up shares with a par value of EUR 1,000.

Note 6 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to the shareholders.

Note 7 - Other reserves: Net Wealth Tax

In conformity with article 174bis LIR (income tax law), the Company allocated EUR 18,835 relating to Net Wealth Tax for the year ended 30 June 2010 to the reserve and released an amount of EUR 41,575 no longer required to Profit brought forward, decreasing the reserve to EUR 107,510 corresponding to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is unavailable for distribution for five years after its allocation.

Note 8 - Profit brought forward

As decided by the Annual General Meeting of shareholders of the Company held on 12 October 2010, the profit for the year ended 30 June 2010 has been allocated as follows:

	EUR
Profit brought forward at 30 June 2010	342,538
Profit for the year ended 30 June 2010	13,514
Allocation to legal reserve	(676)
Allocation to Net Wealth Tax reserve	(18,835)
Release of Net Wealth Tax reserve	41,575
Profit brought forward at 30 June 2011	<u>378,116</u>

Note 9 - Taxation

The Company is subject to tax law applicable in Luxembourg. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2009 for corporate taxes and Net Wealth Tax.

Note 10 - Amounts owed to affiliated undertakings

This balance is mainly made up of distribution fees payable by the Company to FIL Distributors, a company acting as the general distributor of the units of the Funds.

Note 11 - Distribution fees

The Company pays distribution fees to FIL Distributors, the company acting as the general distributor of the units of the Funds.

Note 12 - Other operating income

Other operating income is comprised of fees corresponding to expenses, directly incurred by the Company, plus a defined margin recharged to FIL Limited for services rendered in connection with the administration and management of the mutual investment funds.

Note 13 - Parent Company

The Company is included in the consolidated financial statements of FIL Limited whose registered office is at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda, where its consolidated financial statements are available.

Note 14 - Subsequent Events

On 1 July 2011 direct ownership of the Company was transferred from FIL Limited to FIL Holdings (Luxembourg) S.A. ("FHLUX") with its registered office at 2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg. The ultimate holding company remains FIL Limited.

From 1 July 2011 the Company was authorised as a management company under Chapter 15 of the Luxembourg "Loi du 17 décembre 2010 concernant les organismes de placement collectif" and took responsibility for the management of the Fidelity Active SStrategy fund. In order to ensure ongoing compliance with the Company's higher capital adequacy requirements resulting from this additional responsibility, FHLUX injected an additional €0.5m of capital on that date.

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成24年1月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 100.49円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

貸借対照表

2011年12月31日現在

(ユーロで表示)

	2011年12月31日		2010年12月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
流動資産				
債権				
- 1年以内に期限の到来する関係会社からの未収金	570,392	57,319	373,299	37,513
- 1年以内に期限の到来するその他の債権	58,011	5,830	23,879	2,400
	<u>628,403</u>	<u>63,148</u>	<u>397,179</u>	<u>39,913</u>
譲渡性証券				
- その他の譲渡性証券	1,052,104	105,726	697,684	70,110
現金預金、郵便小切手口座、小切手および手許金	23,410	2,352	43,901	4,412
	<u>1,703,917</u>	<u>171,227</u>	<u>1,138,763</u>	<u>114,434</u>
負債				
資本金および準備金				
払込資本	500,000	50,245	500,000	50,245
資本剰余金	500,000	50,245	0	0
準備金				
- 法定準備金	17,263	1,735	17,263	1,735
- その他の準備金	106,425	10,695	107,510	10,804
繰越利益	392,356	39,428	378,120	37,997
当期利益	11,735	1,179	8,459	850
	<u>1,527,779</u>	<u>153,527</u>	<u>1,011,352</u>	<u>101,631</u>
債務引当金				
納税引当金	15,068	1,514	30,209	3,036
その他の引当金	21,200	2,130	7,200	724
	<u>36,268</u>	<u>3,645</u>	<u>37,409</u>	<u>3,759</u>
債務				
1年以内に支払期限の到来する関係会社に対する未払金	138,526	13,920	90,001	9,044
1年以内に支払期限の到来するその他の債務	1,344	135	0	0
	<u>139,870</u>	<u>14,056</u>	<u>90,001</u>	<u>9,044</u>
負債合計	<u>1,703,917</u>	<u>171,227</u>	<u>1,138,763</u>	<u>114,434</u>

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

損益計算書

2011年12月31日に終了した6か月間

（ユーロで表示）

	2011年12月31日までの6か月		2010年12月31日までの6か月	
	（ユーロ）	（千円）	（ユーロ）	（千円）
費用				
その他の営業費用				
- 販売報酬	3,395,081	341,172	1,546,096	155,367
- 管理事務報酬	444,632	44,681	161,254	16,204
- 専門家報酬	115,988	11,656	8,388	843
- 銀行手数料	627	63	613	62
- その他	2,694	271	0	0
	<u>3,959,022</u>	<u>397,842</u>	<u>1,716,351</u>	<u>172,476</u>
為替差損	4,744	477	671	67
所得税	6,678	671	0	0
当期利益	<u>11,735</u>	<u>1,179</u>	<u>8,459</u>	<u>850</u>
費用合計	<u>3,982,179</u>	<u>400,169</u>	<u>1,725,482</u>	<u>173,394</u>
収益				
その他の営業収益	3,980,166	399,967	1,723,744	173,219
未収利息および類似収益	2,014	202	1,737	175
収益合計	<u>3,982,179</u>	<u>400,169</u>	<u>1,725,482</u>	<u>173,394</u>

4 【利害関係人との取引制限】

- a) 管理会社は、F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドまたはその子会社により助言されまたは運用される他のファンドと同様に、ファンドのために、ファンドが投資する証券の購入または売却の注文を、F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドの関係会社および米国マサチューセッツ州ボストン所在のエフ ・ エム ・ アール ・ エルエルシーの関係会社に出すことができる。ただし、これらの会社が、当該取引を、当該取引を執行する資格を有する他のブローカーから取得されうると予想できる条件と同等に有利な条件で、かつ、かかる他のブローカーにより課されるであろう手数料率と同等の手数料率で執行すると合理的に予想できることなどを条件とする。
- b) 最良の執行を受けることを条件として、管理会社は、取引の執行のためのブローカーまたはディーラーの選択の際にブローカーまたはディーラーによる受益証券の販売を検討することができる。
- c) 投資者またはファンドのための外国為替取引は、フィデリティおよびエフ ・ エム ・ アール ・ エルエルシーとその関係会社により、またはフィデリティおよびエフ ・ エム ・ アール ・ エルエルシーとその関係会社を通じて、対等な条件でこれを執行することができ、フィデリティはかかる取引から利益を得ることができる。

5 【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。なお、管理会社の定款は、平成23年6月22日付（平成23年7月1日効力発生）で変更された。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は、6月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイ（Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.）（「保管受託銀行」）

資本金の額

平成24年1月末日現在、12,090,000米ドル（約9億2,343万円）

事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）エス・シー・エイは、平成元年ルクセンブルグの法律に基づき設立され、貯蓄銀行業務、外国為替業務、名義書換代行業務、企業資金調達業務、証券業務、投資信託保管業務、通常財産管理業務を含む一般商業銀行業務を行っている。

- (2) F I L ・ファンド・マネジメント・リミテッド（FIL Fund Management Limited）（「投資運用会社」）

資本金の額

平成24年1月末日現在、200,000米ドル（約1,528万円）

事業の内容

F I L ・ファンド・マネジメント・リミテッドは、バミューダの法律に基づき平成16年7月14日に設立された。同社は、バミューダ金融庁による規制を受け、投資事業の許可を取得し、これに基づき投資運用および投資助言の提供ならびに投資取引のアレンジを行っている。同社は、フィデリティのルクセンブルグ籍会社型投資信託および複数の英国のオープン・エンド投資会社のサブ・ファンドの投資運用会社である。

- (3) F I L ・リミテッド（FIL Limited）（「業務提供会社」）

資本金の額

平成24年1月末日現在、2,832,500米ドル（約2億1,635万円）

事業の内容

F I L ・リミテッドは、バミューダの法律に基づき昭和44年1月6日に設立された。同社は、投資運用業務およびサブ・ファンドの投資にかかわる業務（価格評価、統計、技術、報告およびその他のサポートを含む。）を行っている。

- (4) F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL (Luxembourg) S.A.）（「登録および名義書換事務代行会社」ならびに「管理事務代行会社および所在地事務代行会社」）

資本金の額

平成24年1月末日現在、1,500,150ユーロ（約1億5,075万円）

事業の内容

F I L（ルクセンブルグ）エス・エイは、最終的な親会社であるF I L ・リミテッドに保有されており、昭和63年10月14日にルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立された。F I L（ルクセンブルグ）エス・エイは、フィデリティのルクセンブルグ大公国の法律に準拠したファンドの管理事務代行、登録・名義書換・支払および所在地事務代行会社として業務を遂行している。

- (5) F I L ・ディストリビューターズ（FIL Distributors）（「総販売会社」）

資本金の額

発行済資本金：平成24年1月末日現在、12,245米ドル（約94万円）

事業の内容

F I L ・ディストリビューターズは、昭和55年に設立され、フィデリティの多様なファンドおよび金融商品の総販売業務を行っている。

(6) フィデリティ証券株式会社 (「 代行協会員 」 および 「 日本における販売会社 」)

資本金の額

平成24年1月末日現在、52億750万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。

2 【関係業務の概要】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) (「 保管受託銀行 」)

管理会社は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイ (Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A.) を、平成18年8月29日付契約により、受益者のためにあらゆる現金、証券その他の財産を保管する保管受託銀行に任命している。保管受託銀行は、他の銀行および金融機関を、受益者のためにファンドの資産を保管するよう任命することができる。保管受託銀行は、2010年法の第90条により指定される保管受託銀行のすべての任務を遂行しなければならない。保管受託銀行は、株式合資会社 (société en commandite par actions) として設立された銀行である。保管受託銀行は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.) の子会社である。保管受託銀行の任命は、保管受託銀行または管理会社が90日間の事前の通知によりこれを解除することができる。ただし、解除は、不可抗力の発生の場合を除き、新保管受託銀行が退任保管受託銀行に替わり解除日より就任されることを条件とする。退任保管受託銀行は、新保管受託銀行への資産の確実な譲渡を実行するために必要な期間を通じて受益者の権利の保全を確保するために必要なあらゆる措置をとるものとする。

(2) F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッド (FIL Fund Management Limited) (「 投資運用会社 」)

管理会社は、F I L ・ ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドを、管理会社の監督および管理会社の支配の下でサブ・ファンドのために日々の投資運用業務を統計的業務その他の関連業務と共に提供する投資運用会社に任命している。投資運用会社は、管理会社のために行為する権限および取引の執行を行う代理人、ブローカーおよびディーラーを選任する権限を付与されており、管理会社に対して管理会社が要求する報告を提供する。投資運用会社およびその子会社は、フィデリティの他のミューチュアル・ファンドおよびユニット・トラスト、機関投資家ならびに個人投資家に対しても投資運用業務および投資顧問業務を提供している。投資運用会社は、投資運用会社の関連当事者 (フィデリティのあらゆる会社 (関係会社を含む。)) およびエフ・エム・アール・エルエルシーとその関係会社) へ運用を委託をすることができ、関連当事者 (約款において定義されている。) と共に、または関連当事者を通じて、その職務、任務および義務を執行し、処理し、その他遂行することができる。投資運用会社は、このような会社によるこれらの責任の適切な履行に対して責任を負い続ける。

(3) F I L ・リミテッド（FIL Limited）（「業務提供会社」）

管理会社は、平成18年8月23日付業務契約により、F I L ・リミテッドを、評価、統計、技術、報告およびその他の支援を含むサブ・ファンドの投資に関する業務を提供する者として任命している。

(4) F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ（FIL（Luxembourg）S.A.）（「登録および名義書換事務代行会社」ならびに「管理事務代行会社および所在地事務代行会社」）

管理会社は、平成18年8月23日付契約によりF I L（ルクセンブルグ）エス・エイをファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社に任命している。同契約は、各当事者による90日間の事前の書面による通知によりこれを解除することができる。

ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社および所在地事務代行会社は、受益証券の申込み、買戻し、転換および譲渡の手続をし、これら取引を受益者名簿に記載する。同社は、管理会社の会計書類の維持、評価日におけるサブ・ファンドの受益証券の純資産価格の決定、登録受益者への分配支払額（もしあれば）の送金、受益者向けの報告書の作成および配布、ならびにその他の管理事務代行業務の提供について管理会社に業務を提供する。

(5) F I L ・ディストリビューターズ（FIL Distributors）（「総販売会社」）

管理会社は、平成18年8月23日付契約によりF I L ・ディストリビューターズをファンドの受益証券の販売推進を支援する総販売会社に任命している。総販売会社は、受益証券の販売について販売会社を任命している。販売会社は、常に総販売会社の代行会社として行為する。総販売会社は、販売会社を通じて受益証券の購入および販売において本人として行為し、受益証券は、目論見書の条件に基づきファンドにより総販売会社に対して発行され、買い戻される。

販売会社により徴収され総販売会社に支払われる申込手数料は、総販売会社により留保される。総販売会社は、販売会社により徴収された申込手数料（もしあれば）の支払を受ける。総販売会社は、管理会社を通じて直接行われた受益証券の販売につき支払われた申込手数料（もしあれば）の支払を受け、転換の際に支払われた手数料（もしあれば）を受領する。総販売会社は、申込手数料（もしあれば）から販売会社に対して報酬を支払う。約款の条件に基づき、申込手数料は、受益証券1口当たり純資産価格の最大8%にまでこれを増額することができる。継続的な委託手数料が金融仲介業者に対して支払われる場合があり、かかる委託手数料は投資運用会社によりその運用報酬から負担される。

総販売会社は、総販売会社が受領した請求につき、管理会社から直接に得られる価格よりも不利な価格をつけてはならない。

(6) フィデリティ証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

日本における受益証券の販売に関し、日本における販売および買戻業務ならびに代行協会員業務を行う。

3【資本関係】

F I L ・リミテッドは、管理会社により発行された株式資本の100%を保有するF I L ・ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイの単独株主である。F I L ・リミテッドはまた、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイ、F I L ・ディストリビューターズ、フィデリティ証券株式会社およびF I L ・ファンド・マネジメント・リミテッドの最終的な親会社である。

管理会社と上記の関係会社の間において、その他の資本関係はない。

第 3 【投資信託制度の概要】

定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法 (改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法 (改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法
S I F 法	専門投資信託に関する2007年2月13日法 (改正済)
C S S F	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体 (現在はE C が継承)
E U	欧州連合 (特に、E C により構成)
F C P	契約型投資信託
K I I D	通達2009 / 65 / E C 第78条および2010年法第159条に言及される主要投資家 情報文書
加盟国	E U加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるE U加盟国 以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でE U加盟国に相当 するとみなされる国
メモリアル パート ファンド	メモリアル ・ セ ・ ルクイ ・ デ ・ ソシエテ ・ エ ・ アソシアシオン (特に通達2009 / 65 / E C をルクセンブルグ法において導入する) 2010年法 パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファ ンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
S I C A F	固定資本を有する投資法人
S I C A V	変動資本を有する投資法人
U C I	投資信託
U C I 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
U C I T S	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
U C I T S 所在加盟国	通達2009 / 65 / E C (以下に定義される。) 第5条に基づき契約型投資信託 または投資法人が認可を受けた加盟国
U C I T S ホスト加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、U C I T S 所在加 盟国以外の加盟国
U C I T S 管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

I．ルクセンブルグの投資信託の形態

1．投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS 通達」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（以下「2002年法」という。）は、UCITS 通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC（以下「UCITS 通達」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）（以下「SIF法」という。）は、2007年、機関投資信託に関する1991年法に取って代わった。これらの投資信託は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけCSSFのプロモーターによる認可を必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびブロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する欧州議会および理事会の2009年7月13日付通達である通達2009/65/EC（以下「通達2009/65/EC」という。）をルクセンブルグ法に導入した。

2．2010年法の効力発生

- すべてのUCITSおよびUCITS管理会社は、遅くとも2011年7月1日に2010年法の適用対象となっている。特定のUCITSは、2012年7月1日までにその簡易目論見書を新たな主要投資家情報文書（以下「KIID」という。）に変更しなければならない。
- 2011年1月1日以降、これまで2002年パート に従っていたUCIは、2010年法パート の適用対象となる。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- 2011年1月1日以降、既存のUCI管理会社は、2010年法の適用対象となった。ただし、2012年7月1日に効力が発生する権限の委託に関する一定の規定を除く。
- 2010年法の財務に関するすべての規定は、2011年1月1日に効力が発生した。

．2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SおよびU C I

1．2010年法に従うルクセンブルグのU C I T SまたはU C Iの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

- パート U C I T S（以下「パート 」という。）
- パート その他のU C I（以下「パート 」という。）
- パート 外国のU C I
- パート 管理会社
- パート U C I T Sおよびその他のU C Iに適用される一般規定

2010年法は、パート が適用されるU C I T Sとパート が適用されるU C Iを区分して取り扱っている。

1.1.2. E Uのいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パート に基づきU C I T Sとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のE U加盟国において、通達2009 / 65 / E Cが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、U C I T Sを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのU C I T Sの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のU C I T Sの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

1.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 投資法人（investment companies）
 - 変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）
 - 固定資本を有する投資法人（以下「S I C A F」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託（F C P）

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素から成り立っている。

F C Pの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権

利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、管理会社との間に確立されるF C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）に対する権利を有する。

F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されることができるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。

パート ファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。I M L通達91 / 75は、パート ファンドがその受益証券（または投資口）の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのF C Pについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

（注）緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の運用に関するすべての業務を行う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻しおよび消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること (パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

管理会社所在加盟国が、2010年法パート に従いF C Pの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、管理会社および受益者に対し、正当な理由のない義務不履行または不適切な履行の結果、管理会社または受益者が被った損失につき責任を負う。

保管受託銀行の受益者に対する責任は、管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、管理会社が受益者からその旨の書面による通知を受領した後3か月以内に行わない場合、かかる受益者は直接保管受託銀行の責任を追及することができる。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(15)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、F C Pの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社 (soci é t é s anonymes) として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資口の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において

1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人 (S I C A V)

2010年法に従い、S I C A Vの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資口を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社 (société anonyme) として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。
- 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する (パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。)。
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務はさらに以下のとおりである。

- ファンドによりまたはファンドのために行われる投資口の販売、発行、買戻しおよび消却が法律お

よびファンドの規約に従って執行されるようにすること。

- ファンド資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- ファンドの収益が規約に従って使用されるようにすること。

ファンドが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、パート ファンドの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、2010年法ならびにその他の適用される法律および法令に従いその権限を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ / または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の1.4.2.の(15)および(16)に定める規定は、通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009 / 65 / E C に従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重な

ルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S F は、S I C A V の性格にも配慮し、当該 S I C A V が健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有すること。少なくとも、当該 S I C A V に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用する S I C A V の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグの U C I T S および U C I の投資制限

A) パート ファンド / U C I T S

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、F C P および会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

U C I T S が複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別の U C I T S としてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T S は、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制された市場が E U 加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかる U C I T S の約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) U C I T S は、通達 2009 / 65 / E C に従い認可された U C I T S または同通達第 1 条第 2 項第 1 号および第 2 号、a) および b) に規定する範囲のその他の U C I の受益証券に (設立国が加盟国であるか否かにかかわらず) 投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他の U C I は、C S S F が E U 法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他の U C I の受益者に対する保護水準は U C I T S の受益者に提供されるものと同様であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達 2009 / 65 / E C の要件と同様であること。
 - かかる U C I の業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で) 取得が予定されている U C I T S またはその他の U C I の資産の 10% 超が、その約款または設立文書に従い、その他の U C I T S または U C I の受益証券に投資されないこと。
- (3) U C I T S は、信用機関の要求払いの預金または 12 か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合は E U 法の規定と同等と C S S F が判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) U C I T S は、上記 (1) に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品 (現金決済商品と同等のものを含む。) および / または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品 (以下「 O T C デリバティブ」という。) に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - U C I T S が投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1) から (5) に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、U C I T S の約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - O T C デリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、C S S F が承認するカテゴリーに属す

る機関でなければならない。

- O T C デリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、U C I T S の主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

C S S F は、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付C S S F 通達11 / 512を制定している。同通達は、これに関連し、C S S F に提供すべき最低限の情報についても概説している。

- (5) U C I T S は、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、E U もしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- E U 法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U 法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S F が判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- C S S F が承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78 / 660 / E E C に従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

- (6) U C I T S は、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

- (7) 投資法人として組成されているU C I T S は、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

- (8) U C I T S は、流動資産を保有することもできる。

- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用U C I T S に関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T S はまた、O T C デリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T S は、C S S F が規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S F に定期的に報告しなければならない。

- (b) U C I T S は、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S F が定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

- (c) U C I T S は、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

U C I T S は、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T S が指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において

合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) U C I T S は、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

U C I T S は、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T S の取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) U C I T S がその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T S が保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T S は、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたO T Cデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

U C I T S がその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該U C I T S の資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該U C I T S の資産の35%を超えてはならない。

通達83 / 349 / E E Cまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

U C I T S は、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、U C I T S の約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がC S S Fの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および / または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体

にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、C S S Fは、U C I T Sに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のE U加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

C S S Fは、(10)および(11)に記載する制限に適合するU C I T Sの受益者への保護と同等の保護を当該U C I T Sの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのU C I T Sは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a)に記載するU C I T Sは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a)に記載するU C I T Sは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) U C I T Sは、(2)に記載するU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得することができるが、一つのU C I T Sまたはその他のU C Iの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するU C Iの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていない。

- (b) U C I T S以外のU C Iの受益証券への投資は、合計して、一つのU C I T Sの資産の30%を超えてはならない。
- U C I T SがU C I T Sおよび/またはその他のU C Iの受益証券を取得した場合、U C I T Sまたはその他のU C Iのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のU C I T Sおよび/または他のU C Iの受益証券に、U C I T Sが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のU C I T Sおよび/または他のU C Iにその資産の相当部分を投資するU C I T Sは、目論見書において、当該U C I T Sならびに投資を予定している投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該U C I T Sならびに投資先U C I T Sおよび/またはU C Iの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、U C I T Sが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) U C I T Sが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) U C I T Sの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該U C I T Sの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、U C I T Sのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての

直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

(15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009 / 65 / E Cに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。

(b) さらに、U C I T Sは、以下を超えるものを取得してはならない。

() 同一発行体の議決権のない株式の10%

() 同一発行体の債務証券の10%

() (2010年法第 2 条第 2 項の意味の範囲の) 同一 U C I T S またはその他の U C I の受益証券の25%

() 一発行体の短期金融商品の10%

上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

(c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。

1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

3) 一または複数の E U 加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品

4) E U 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、U C I T S がその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有が U C I T S による当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、E U 非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16) (a) U C I T S は、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可された U C I T S には、認可を受けた日から 6 か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限が U C I T S のコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、U C I T S は、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17) (a) 投資法人または F C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、U C I T S は、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) U C I T S は、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、または F C P の場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

U C I T S が、1) および 2) に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でその U C I T S の資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人または F C P のために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはF C Pのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達およびU C I T Sの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付C E S Rガイドラインを実施する、2007年3月19日付E U通達2007 / 16 / E Cを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、C S S Fは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する通達08 / 339 (以下「通達08 / 339」という。)を出した。

通達08 / 339は、2002年法の関連規定 (2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、U C I T Sがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08 / 339は、2008年11月26日にC S S Fにより出された通達08 / 380により改正された。

2008年6月4日に、C S S Fは、特定の証券貸借取引においてU C I T Sが利用することのできる技法と商品の詳細について示したC S S F通達08 / 356を出した。

通達08 / 356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08 / 356は、U C I T Sのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってU C I T Sのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

通達2009 / 65 / E Cを実施する2010年法は、マスター / フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくU C I T S (A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A . 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、U C I T S (またはそのサブ・ファンド)の国境を越える合併または国内の合併に関連して新しい規則を定めている。これらの規定は、U C I T Sのみに適用され、その他の種類のU C Iには適用されない。2010年法に従い、C S S Fは、2010年法の特定の規定を明確化したC S S F規則10-05を採用している。

B . U C I T Sフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のU C I T S (以下「マスター」という。)に投資するU C I T Sであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産 (2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品 (ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

B) パート ファンド / U C I

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) かかる規則は未だ出されていない。

I M L通達91 / 75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規

- 制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
 - c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない、

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

パート ファンドのみを運用するすべての管理会社には、2010年法第16章が適用される。

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される（以下を参照のこと。）。

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、UCIの運用以外の活動に従事してはならない（ただし、付随的な性質の自らの資産の運用のみは行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に従うUCIでなければならないと解される。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

2011年1月1日より前に設立され、それにより2010年法第16章に従うことになった管理会社は、2012年1月1日まで、上記の前提条件を遵守しなければならない。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げる

ことができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
 - c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない、かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、C S S Fの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。
- 管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- 認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、通達2009 / 65 / E Cに従い認可されるU C I T Sの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のU C Iの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009 / 65 / E Cの下でその他の加盟国において販売することはできない。

U C I T S の運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用 (年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびU C I の受益証券に関する保管および管理事務業務
管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。
- (4) 1993年法第 1 - 1 条、第37 - 1 条および第37 - 3 条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) C S S F は、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - () 管理会社が運用する F C P (管理会社が運用権限を委託したかかる F C P のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用する U C I (管理会社が運用権限を委託したかかる U C I のポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006 / 49 / E C 第21条に規定される金額を下回ってはならない。
管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国または C S S F が E U 法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (5)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用する U C I T S に関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、C S S F に直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該 U C I T S または U C I の種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (6) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S F は、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
C S S F は、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
C S S F は、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (7) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(8) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。

(9) C S S F は、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006 / 49 / E C の変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S F は、管理会社の認可を撤回する前に、U C I T S 所在加盟国の監督当局と協議する。

(10) C S S F は、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー (直接か間接か、自然人か法人かを問わない。) の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S F は、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S F の承認を得なければならない。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(12) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な理由がある場合、C S S F は、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(13) 管理会社が運用するU C I T S の性格に関し、またU C I T S の管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009 / 65 / E C に従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム (特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。) を有すること。少なくとも、U C I T S に係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T S の資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T S またはU C I T S 間の利益の相反により害されるU C I T S または顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(14) (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T S の受益証券に投資してはならない。

- (3) の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97 / 9 / E C を施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(15) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行

する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

- a) 管理会社は、上記を適切に報告しなければならない。C S S F は、U C I T S 所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T S が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S F および当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T S の目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

(16) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。

- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T S の最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T S が確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。

(17) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたU C I T S を運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、U C I T S 所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

設立の権利および業務提供の自由

(18) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するU C I T S の受益証券を支店を設置せずにU C I T S 所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

(19) 通達2009 / 65 / E C に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によ

るかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (20) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

U C I T S 管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付 C S S F 通達03 / 108により強化された。かかる通達の目的はU C I T S 管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。同通達では、管理会社が事業を開始するためには事前に C S S F の認可を必要とすることを確認している。また、以下は同通達の主要な点をまとめたものである。

- 業務プログラムは C S S F に提出されなければならない。
- 人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S F により認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。
- 管理会社の業務を遂行する2名の者について、2名の内の1名はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T S の保管銀行の従業員であってはならない。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、職員数は管理会社の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。通達の結論として、必要最少職員は、管理会社の業務を遂行するため任命される2名になると思われる。
- 通達では、管理会社がその権限の一部の委任を認められるため充足するべき条件、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社の業務を遂行する者は常にU C I T S に関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、E U 非加盟国の企業が当該E U 非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限をかかせる企業に対し委託することができる。
- 通達は、付属書類として、四半期毎に作成の上 C S S F に提出するべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。

さらに、2010年法の効力発生後、C S S F は、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味の範囲の管理会社（いわゆる「自己管理型投資法人」）に指定されていない投資法人に適用される新たな規定に関する C S S F 通達11 / 508を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にU C I T S 管理会社および自己管理型投資法人が遵守するべき新たな要件につき詳細に説明することである。主な変更点は以下の領域を含んでいる。

- 設立要件
- 利益相反
- 行為規範
- リスク管理

同通達に定められる新たな要件は、2011年7月1日より、U C I T S 管理会社および自己管理型投資法人に適用される。

2 . 2010年法に従うルクセンブルグのU C I T S またはU C I に関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、F C P の管理会社、および（2010年法により明示的

に適用除外されていない限り) S I C A V の形態をとるか公開有限責任会社 (société anonyme) の形態をとるかにかかわらず投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合に関する説明であるが、S I C A V にも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件 (1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,986.7ユーロ相当額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項 (1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立者の身元
- () 会社の形態および名称
- () 本店の所在地
- () 会社の目的
- () 発行済資本および授權資本 (もしあれば) の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事
- () 記名式または無記名式の株式の形態および転換権 (もしあれば) に対する制限規定
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、C S S F は、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- () 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない株式 (もしあれば) に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 会社の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬 (その種類を問わない。) の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件 (1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「メモリアル」に公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任 (1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. 関連するその他の規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10 - 049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 43 / E U を置き換える2010年12月22日付C S S F 規則No.10 - 4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009 / 65 / E C を実施する2010年7月1日付委員会通達2010 / 44 / E U を置き換える2010年12月22日付C S S F 規則No.10 - 5

- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、金融監督委員会(CSSF)に移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。

2011年1月1日より前に設立されたUCITSおよび2011年1月1日から2011年7月1日の間に設立されたUCITSで、2002年法に従うことを選択したものは、2012年7月1日までに、2002年法第109条以下に基づき作成された簡易目論見書を、2010年法第159条に言及される主要投資家情報に変更しなければならない。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書(注)ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

(注) 簡易目論見書を主要投資家情報文書に変更していない U C I T S については、本項における主要投資家情報文書への言及は、簡易目論見書への言及と解釈する必要がある。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためには C S S F の認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従う U C I T S は、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S F により認可されないものとする。

a) F C P は、当該 F C P を運用するための管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書を C S S F が承認した場合に限り認可されるものとする。

b) 上記 a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立された U C I T S が通達 2009 / 65 / E C に従う管理会社により運用され、通達 2009 / 65 / E C に基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S F は、2010年法第123条に従い、当該 U C I T S を運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S F は、以下の場合、2010年法第2条の範囲内において U C I T S の認可を拒否することがある。

a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合

b) 管理会社が2010年法第15章に基づき U C I T S を運用することを認可されていない場合

c) 管理会社がその所在加盟国において U C I T S を運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、U C I T S の認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて C S S F に提出された場合の事前の意見確認

C S S F の監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S F の事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付 C S S F 通達 05 / 177 によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るために C S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書(および簡易目論見書(依然として該当する場合))は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュール A に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書(および簡易目論見書(依然として該当する場合))の重要

な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をメモリアルに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C I の報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F 向けに提供された情報が当該U C I の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S F に報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S F に対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S F が要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F 通達02 / 81に基づき、C S S F は、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C I について毎年、前会計年度中のU C I の業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F 通達02 / 81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C I の運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C I の受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C I の状況を全体的にみることでありと述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S F に提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S F が、U C I に対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C I の帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L 通達97 / 136（C S S F 通達08 / 348により改正）に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S F に提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1人または複数の取締役またはルクセンブルグの1915年8月10日法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C P またはS I C A V の存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C P が終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用さ

れる法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. F C P の強制的 ・ 自動的解散

- a . 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後 2 か月以内に後任が見付からない場合
- b . 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c . 連続して 6 か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の 4 分の 1 を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の 3 分の 2 を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S F は清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. S I C A V については以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a . 資本金が、法律で規定される資本の最低額の 3 分の 2 を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b . 資本金が、上記最低額の 4 分の 1 を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において 4 分の 1 の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S F による登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定 (もしあれば) に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S F がこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする (2010 年法第 145 条第 1 項) 。

清算人がその就任を拒否し、または C S S F が提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人または C S S F の請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である Caisse de Consignation に預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S F の請求によって投資信託を解散する場合、2010 年法第 143 条および裁判所命令に基づく手続に従い C S S F の監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記

2.2.2.1. に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制

2.3.1.1. 資本税 (*droit d'apport*)

2002 年法第 128 条および 2003 年 4 月 14 日の大公規則の廃止に従い、2010 年法に従う投資信託の設立に際しては、資本税は今後課されない。

2.3.1.2. 年次税 (*taxe d'abonnement*)

2010 年法第 174 条第 1 項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産価額に対して年率 0.05% の年次税を各四半期末に支払う。

2010 年法第 174 条第 2 項に従い、以下の投資信託については、年率 0.01% に軽減されている。

- 短期金融商品への集団的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資

信託

- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証券(CD)、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務証券および債務証券と定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託に投資された部分についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。() 2010年法第175条に規定されている企業退職年金のための機関または同様の投資ビークル、(ただし、該当する年金基金が従業員のため同一グループの一部である場合に限られる。) および() 従業員に年金給付を提供するため自らが保有するファンドに投資する当該グループの会社。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - () その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所または恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

・ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法（以下「S I F法」という。）を採択した。

S I F法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

S I F法の下で設定されたピークルと2010年法に従うU C Iをさらに区別するため、S I F法は、前者を「専門投資信託」（以下「S I F」という。）と称している。

1 . 範囲

S I F制度は、（ ）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ ）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに適用される。

S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003 / 71 / E C等の各種欧州通達（いわゆる「目論見書通達」）の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

S I F法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはS I Fへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、通達2006 / 48 / E Cに定める金融機関、通達2004 / 39 / E Cに定める投資会社もしくは通達2001 / 107 / E Cに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしもS I F制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2 . 投資規則

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パート と同様に、S I F法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。S I F法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。C S S Fは、個人投資家への販売が可能なU C Iよりも低レベルの分散投資を認める可能性がある。個人投資家に販売することができるU C Iに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される見込みである。

3 . 構造的側面

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

S I F法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記 . 1.2. 1項を参照のこと。

F C P への投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

・投資法人 (S I C A V または S I C A F)

特性の要約については、上記 1.2.2 項を参照のこと。

S I F 法に基づき、S I C A V は、2010年法に従う S I C A V の場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A V の形態で設立される S I F は、S I F 法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合のうち一形態を採用することができる。

S I F 法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、S I F 法は、S I F について柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

S I F 法は、特に、複数のコンパートメントを有する S I F (いわゆる「アンブレラ・ファンド」) を設立することができる旨を規定している。

さらに、S I F 内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立された S I F のコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

S I F 法の規定により、S I F の最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I F の認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従う U C I については6か月以内である。F C P に関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I F は、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口 / 受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有する S I F を設立することができる。さらに、S I F は、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく (買戻しおよび / または申込みについて) オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従う U C I に適用される規則に比べ緩和されている。この点について、S I F 法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還 (該当する場合) に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従う S I C A V または F C P の場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、S I F 法の下で、S I F は、(例えば、S I F が発行したワラントの行使時に) 所定の確定した価格で投資口を発行することができ、または (例えば、クローズド・エンド型 S I F の場合にディスカウント額を減じるため) 純資産価格を下回る価格で投資口を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I F は、一部払込済み投資口を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資口 (当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの) によって行うこともできる。

4 . 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

S I F は、C S S F による恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I F は、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従う U C I の場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役/マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

SIF法の規定により、SIFは、規制当局の承認を得る前に設立することができる。ただし、設立された月の翌月にCSSFに認可申請書が、提出されることを条件とする。これにより、CSSFの承認を得る前にSIFを設立し、運用を開始することができる。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関またはEUの他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。こうした保管受託銀行の職務の軽減は、プライム・ブローカーの相当の関与に照らし、ヘッジ・ファンドとの関連でとりわけ有益であると思われる。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人 (*réviseur d'entreprises agréé*) による監査を受けなければならない。

4.4. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書とその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

5 . SIFの税制の特徴

SIFについては、0.01% (これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%) の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。SIF法は、2010年法と同様の方法により、他のルクセンブルグUCIに投資された資産で年次税が課される部分、一定のインスティテューショナル・キャッシュ・ファンドおよび年金プール・ファンドについて、年次税を免除している。

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

受益証券の券面は発行されない。

第5【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・ 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・ サブ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用がない旨
 - ・ 投資信託は、預貯金と異なる旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの冒頭ならびに請求目論見書の表紙の裏面に、以下の趣旨の文章を記載することがある。

「サブ・ファンドは、主として債券等に投資を行います。サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、組入債券等の値動き、組入債券等の発行体の経営・財務状況の変化、金利水準および為替相場等の影響(サブ・ファンドの基準通貨以外の通貨や債券等に投資する場合)により変動しますので、これによりサブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、投資する金融・証券市場が、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化によって混乱した場合には、受益証券1口当たり純資産価格が大きく変動することがあります。サブ・ファンドに生じた損益は投資者の皆様へ帰属します。サブ・ファンドは元本が保証されている商品ではありません。投資信託は預貯金と異なります。

サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「市場リスク」、「流動性リスク」、「取引相手方リスク」、「運営リスク」、「政治リスク」、「経済リスク」などがあります。その他、「空売り」などの技法、および「確定利付証券」、「デリバティブ」など特定の商品を利用する場合のリスクもあります。」

別紙 A

定義

営業日	関係法域において、銀行が通常営業している日。なお、販売会社および管理会社は、関係法域において少なくとも各営業日に営業する。販売会社は販売会社が定めるその他の日付にも営業する場合がある。
C S S F	ルクセンブルグの金融監督委員会
日本における販売会社	フィデリティ証券株式会社
取引締切時間	日本における取引については、評価日の日本時間午後3時とする。 ルクセンブルグにおける取引については、評価日の中央ヨーロッパ標準時午前9時とする。
フィデリティ	F I L ・ リミテッド (FIL Limited) およびその各関連会社
ファンド	フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ (Fidelity Global Bond Series)
サブ ・ ファンド	フィデリティ ・ グローバル ・ ボンド ・ シリーズ - 米ドル ・ マンスリー ・ インカム (Fidelity Global Bond Series - US Dollar Monthly Income)
管理会社	ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.)
純資産価格	本書に記載される原則に従い決定されるサブ ・ ファンドの資産から負債を控除した受益証券1口当たりの価額
主として	サブ ・ ファンドの記述またはサブ ・ ファンドの種別の記述においてこの表現が使用される場合、この表現は、当該サブ ・ ファンドの資産の少なくとも70%が当該サブ ・ ファンドの名称およびその投資目的に記される通貨、国、証券の種別またはその他の重要な要素に直接的に投資されることを意味する。
主に	サブ ・ ファンドの記述またはサブ ・ ファンドの種別の記述においてこの表現が使用される場合、この表現は、当該サブ ・ ファンドの資産の少なくとも70% (通常75%) が当該サブ ・ ファンドの名称およびその投資目的に記される通貨、国、証券の種別またはその他の重要な要素に直接的に投資されることを意味する。
名義書換事務代行会社	F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (FIL (Luxembourg) S.A.)
受益証券	サブ ・ ファンドの受益証券のクラスまたはかかるクラス内の受益証券
評価日	12月25日 (以下「クリスマス」という。)、1月1日 (以下「元日」という。) およびニューヨーク証券取引所の休業日を除く月曜日から金曜日までの各日
2010年法	ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法 (随時改正される。)

監査報告書

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの受益者各位

我々は、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの2010年9月30日現在の純資産計算書および投資明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に基づく当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグに関して金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの2010年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2010年12月9日

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル

代表して署名

ジョン・パークハウス

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Fidelity Global Bond Series

We have audited the accompanying financial statements of Fidelity Global Bond Series, which comprise the Statement of Net Assets and the Schedule of Investments as at 30 September 2010 and the Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Board of Directors of the Management Company's responsibility for the financial statements
The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé ”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier ”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé ”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé ” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these financial statements give a true and fair view of the financial position of Fidelity Global Bond Series as of 30 September 2010, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, 9 December 2010

Represented by

John Parkhouse

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
の株主各位

財務書類に関する報告

我々は、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年6月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に基づく当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の策定、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに状況に応じた合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

公認企業監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグに関して金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイの2010年6月30日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法令上の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営報告書は、財務書類と一致している。

ルクセンブルグ、2010年9月27日

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル
代表して署名
ファブリス・ゴフィン

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholders of
FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the annual accounts

We have audited the accompanying annual accounts of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. which comprise the balance sheet as of June 30, 2010, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'entreprises agréé" including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, these annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. as of June 30, 2010, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, September 27, 2010

Represented by

Fabrice Goffin

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

監査報告書

フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズの受益者各位

我々は、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズおよびその各サブ・ファンドの2011年9月30日現在の純資産計算書および投資明細表、同日に終了した年度の運用および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の財務書類に対する注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に基づく当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると管理会社の取締役会が判断する内部統制に関して、責任を負う。

公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグに関して金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および管理会社の取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズおよびその各サブ・ファンドの2011年9月30日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の事柄

年次報告書に含まれる補足的情報は、上述の基準に準拠して実施される特定の監査手続を課されていないが、我々に対する委任に関連して検討されている。従って、我々にかかる情報に対して意見を表明するものではない。しかし我々は、財務書類との関連で全体として見た場合、かかる情報に関して特に意見はない。

ルクセンブルグ、2011年12月9日

プライスウォーターハウスクーパース・エス・エー・アール・エル

代表して署名

ジョン・パークハウス

[次へ](#)

Audit Report

To the Unitholders of
Fidelity Global Bond Series

We have audited the accompanying financial statements of Fidelity Global Bond Series and of each of its sub-funds, which comprise the Statement of Net Assets and the Schedule of Investments as at 30 September 2011, the Statement of Operations and Changes in Net Assets for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes to the financial statements.

Responsibility of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “Réviseur d'entreprises agréé ”

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier ”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the judgment of the “Réviseur d'entreprises agréé ”, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “Réviseur d'entreprises agréé ” considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors of the Management Company, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Fidelity Global Bond Series and of each of its sub-funds as at 30 September 2011, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the financial statements.

Other matters

Supplementary information included in the annual report has been reviewed in the context of our mandate but has not been subject to specific audit procedures carried out in accordance with the standards described above. Consequently, we express no opinion on such information. However, we have no observation to make concerning such information in the context of the financial statements taken as a whole.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, 9 December 2011

Represented by

John Parkhouse

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ

株主各位

財務書類に関する報告

2010年12月12日付の株主総会による任命を受けて、我々は、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイの2011年6月30日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に基づく当財務書類の作成および公正な表示に関して、ならびに詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役会が判断する内部統制に関して、責任を負う。

公認企業監査人 (*Réviseur d'entreprises agréé*) の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグに関して金融監督委員会 (*Commission de Surveillance du Secteur Financier*) が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続を実施することが含まれる。選択された手続は、詐欺または過誤のいずれによるものかにかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認企業監査人の判断に依拠している。それらのリスク評価を行う際に、公認企業監査人は、状況に相応しい監査手続を策定するために事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を検討するが、これは事業体の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイの2011年6月30日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の法令上の要件に関する報告

取締役会が責任を負う経営報告書は、財務書類と一致している。

ルクセンブルグ、2011年9月26日

プライスウォーターハウスクーパース ・ エス ・ エー ・ アール ・ エル

代表して署名

ファブリス ・ ゴフィン

[次へ](#)

Audit report

To the Shareholders

FIL Investment Management (Luxembourg) S.A.

Report on the annual accounts

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 12 December 2010, we have audited the accompanying annual accounts of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A., which comprise the balance sheet as at 30 June 2011, the profit and loss account for the year then ended and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the "Réviseur d'entreprises agréé"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'entreprises agréé", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'entreprises agréé" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL Investment Management (Luxembourg) S.A. as of 30 June 2011, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report, which is the responsibility of the Board of Directors, is consistent with the annual accounts.

PricewaterhouseCoopers S. à r.l.

Luxembourg, 26 September 2011

Represented by

Fabrice Goffin

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人
が別途保管している。